

令和4年度

高知県立公文書館年報

第3号



高知県立公文書館

目 次

第 1	公文書館の概要	1
1	設置目的等	1
2	沿革	2
3	施設の概要	3
4	開館時間	4
第 2	組織	4
1	組織	4
2	職員構成	4
第 3	令和 4 年度事業実績	5
1	施設の利用状況	5
2	歴史公文書等の選別、収集、移管、整理、保存	5
3	行政資料の収集	9
4	現用公文書の書庫管理	9
5	利用・閲覧	10
6	普及・啓発	11
7	調査・研究	14
8	市町村支援	15
9	研修	16
10	監査	17
11	公文書館の歩み	18
参考資料		
	企画展関係資料	21
関係例規		
	高知県公文書等の管理に関する条例	66
	高知県公文書等の管理に関する条例施行規則	75
	高知県立公文書館閲覧室利用要綱	85

第1 公文書館の概要

1 設置目的等

(1) 設置目的

県行政の推移が跡付けられる歴史資料として重要な歴史公文書等を保存し、後世に引き継ぎ、県民の皆様の利用に供するとともに、歴史公文書等を基に県政の歩みに関する調査研究を行う。

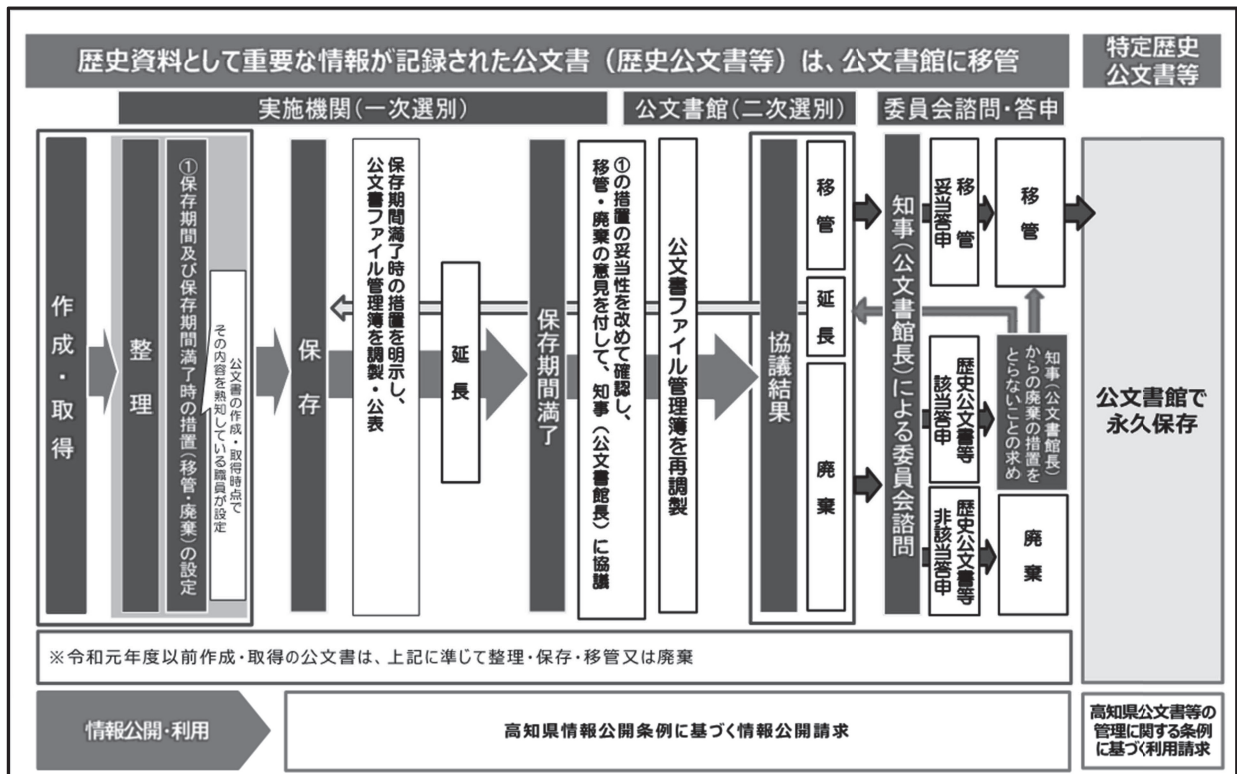
(2) 設置の根拠

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）第4条

(3) 役割

- ア 歴史公文書等を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。
- イ 歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
- ウ 歴史公文書等についての専門的な知識の普及及び啓発を行うこと。
- エ 県内の市町村その他の団体の文書の管理に関し助言その他の支援を行うこと。
- オ 知事が保存する公文書の管理を行うこと。（中間書庫の管理運営）
- カ 知事部局の文書の管理状況について監査を行うこと。

公文書の作成から特定歴史公文書等の保存までのフロー



2 沿革

平成 21 年度に、歴史的公文書の保存や活用のあり方について検討していただくために、学識経験者で構成する「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」を設置し、歴史公文書を適切に管理しながら、県民の皆様にも有効に活用していただくための提言をまとめていただいた。

公文書館の設置についてもこの提言の中に盛り込まれており、一時は県立図書館と併設することも検討されたが、平成 24 年度に県立図書館を高知市民図書館との複合施設として新たに整備するという方針が決定され、公文書館の設置については、県立図書館の施設を活用して整備する方向で検討することとなった。

その後平成 28 年度には県立図書館の移転後の施設を活用して公文書館を整備し、空きスペースをまんが文化を振興する拠点や生涯学習の場として活用する方針がまとまった。

これを受けて、同年度末には「高知県公文書館（仮称）整備基本計画」を策定し、翌 29 年度にはこの基本計画に基づき、施設改修の基本設計及び実施設計を行った。

続いて平成 30 年度には、「高知県の公文書のあり方に関する検討委員会」を設置し、公文書管理法の趣旨を踏まえ、本県における公文書の作成から廃棄、また歴史公文書制度など公文書管理のあり方をまとめていただいた。

これらを踏まえ、令和元年 7 月に「高知県公文書等の管理に関する条例」を制定し、同月には「高知県公文書管理委員会」を設置して、条例の施行規則や文書管理規程などについて諮問し、運用ルールを整備した。また、12 月には施設の改修工事を終え、令和 2 年 4 月 1 日に「高知県公文書等の管理に関する条例」の施行に合わせて「高知県立公文書館」を開館した。

【年表】

平成 21 年度	「高知県歴史的公文書の保存等に関する検討委員会」による報告のとりまとめ
平成 24 年度	「県庁周辺の県有施設利用検討会」において、公文書館は県立図書館施設を活用する方向で検討することを決定
平成 28 年度	「現県立図書館跡施設利活用ワーキング」で利活用策を取りまとめ
平成 29 年 3 月	「高知県公文書館（仮称）」整備基本計画策定
平成 29 年度	基本設計・実施設計
平成 30 年 12 月	改修工事着工
令和元年 7 月	「高知県公文書等の管理に関する条例」公布
令和元年 12 月	改修工事完成
令和 2 年 4 月 1 日	「高知県公文書等の管理に関する条例」施行 高知県立公文書館開館

3 施設の概要

所在地 高知市丸ノ内一丁目1-10

敷地面積 4,413.75㎡

建築面積 1,389.46㎡

延床面積 4,466.09㎡ (公文書館 3,169.94㎡)

構造・規模 鉄筋コンクリート造 3階建

主な施設

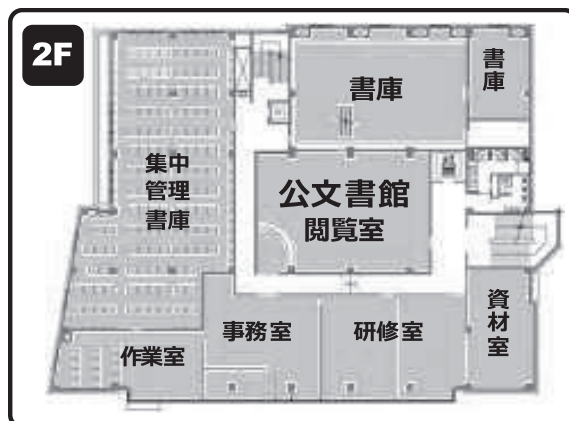
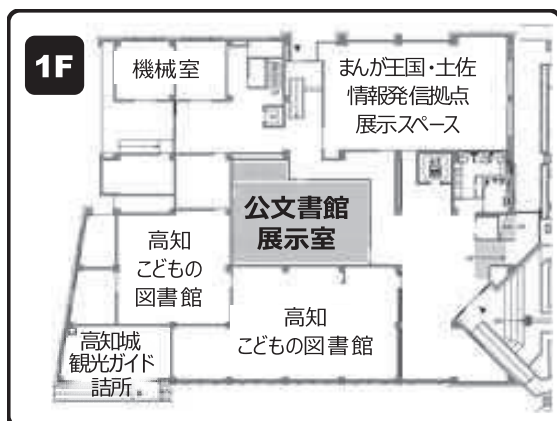
階	施設名	床面積	主な使用目的
1	展示室	120㎡	常設展、企画展等の実施
2	書庫	1,230㎡	特定歴史公文書等の保存、知事部局の現用公文書の集中管理
	閲覧室	178㎡	特定歴史公文書等の閲覧、行政資料の利用
	事務室・作業室	191㎡	公文書の評価・選別作業、複製物作成、劣化対策処理等、特定歴史公文書等の整理・管理
	研修室	127㎡	県及び市町村職員向けの研修の実施等
3	会議室	119㎡	公文書館及び入居施設の運営

設備 エレベーター2基、不活性ガス消火装置

収蔵能力 書架延長5.9Km

閲覧席 22席

館内概略図



改修工事の概要

- 1 総事業費 8億283万円
- 2 工期 H30.12.11～R1.12.25
- 3 改修内容
 - 耐震化及び老朽化対策
 - ・鉄筋コンクリート造耐力壁の増設等
 - ・電気、空調、給排水、消火設備等の改修等
 - 公文書のセキュリティ対策と安全対策
 - ・施設全体のセキュリティ向上及び書庫の厳重な管理ができるように整備
 - ・書庫の安全強化のため窒素ガス消火設備を導入
 - バリアフリー対策
 - ・来館者用エレベーター、多目的トイレの新設
 - ・玄関の自動ドア化及びインターフォンの設置
 - ・主要な出入口には引き戸を設置
 - ・障害者団体からのご意見を踏まえた点字ブロックの位置や配色への対応、多目的トイレを含む計6か所に呼び出しボタンの設置等
 - その他
 - ・国旗等の掲揚ポール、外灯の整備

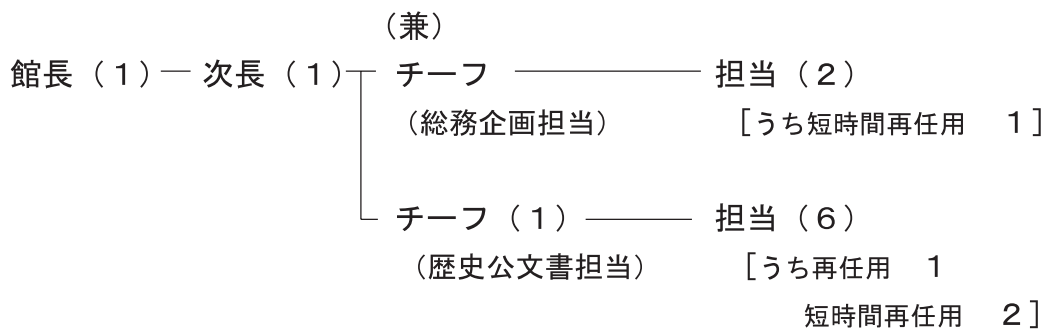
4 開館時間 午前9時から午後5時

○休館日 土・日・祝日及び年末年始（12/29～1/3）

※企画展等のため開館する場合あり。

第2 組織

1 組織



2 職員構成

職位	館長	次長	チーフ	主任	主幹	主事	専門員	会計年度任用職員	計
配置数	1	1	1 (1)	1	2 うち 育休1	1	1 短3	4	15

※ () 内は兼務職員で外数、「短」は短時間再任用職員

第3 令和4年度事業実績

1 施設の利用状況（令和4年度）

年 度		令和4年度	令和3年度	令和2年度
開館日数		248日	245日	244日
企画展・常設展開催日数		177日	183日	120日
利用者数	展示室	2,655人	1,963人	2,021人
	閲覧室	1,267人	1,289人	1,192人
(参考) 施設全体の入館者数	公文書館の開館日のみ	12,350人	9,560人	7,420人
	公文書館の休館日を含む	25,809人	20,318人	12,124人

2 歴史公文書等の選別、収集、移管、整理、保存

(1) 歴史公文書等の選別・収集

ア 公文書管理委員会への諮問・答申（令和4年度開催）

（単位：冊）

		選別対象	選別結果		備 考
			歴史公文書等 該 当	歴史公文書等 非該当	
第1回 (R4.7.12)	諮問	13,523	581	12,942	移管→廃棄 16件
	答申	13,523	583	12,940	廃棄→移管 18件
第2回 (R4.8.9)	諮問	33,433	608	32,825	移管→廃棄 0件
	答申	33,433	715	32,718	廃棄→移管 107件
第3回 (R5.2.2)	諮問	31,235	1,214	30,021	移管→廃棄 1件
	答申	31,235	1,263	29,972	廃棄→移管 50件
合 計	諮問	78,191	2,403	75,788	移管→廃棄 17件
	答申	78,191	2,561	75,630	廃棄→移管 175件

イ 移管を受けた特定歴史公文書等の概要

（単位：冊）

移管日	移管数	主な特定歴史公文書
令和2年4月1日	2,203	行幸誌、知事引継書、県議会会議録、裁判資料（繁藤事件、農地改革関連）、叙勲・褒章、災害被害状況、公害紛争処理、河川改修工事、公有水面埋め立て
令和3年4月1日	5,112	副知事引継書、昭和天皇崩御関連、叙勲・褒章、育樹祭、看護師学校養成所の指定申請、ハンセン病を正しく理解するフォーラム、文化施設の設置（歴史民俗資料館、県民文化ホール、郷土文化会館）、米軍演習水域漁業補償、漁港の写真、不当労働行為申立事件

移管日	移管数	主な特定歴史公文書
令和4年4月1日	2,457	東西軸エリア活性化プラン、ねんりんピックよさこい高知2013、S56市町村庁舎写真集、県公報、青年の船、青年の翼、ニホンカワウソ生息調査、高知女子大保育短大設置、高知女子大池キャンパス建築、学校経営計画、学校評価、警察教科書
令和5年4月1日	2,487	知事日程表、2020東京オリンピック・パラリンピック関連事業、東西軸、吉田茂銅像関係、県政車座談義、「対話と実行」座談会、南海トラフ地震対策推進本部会議、「世界津波の日」高校生サミット、美術館建築、まんが甲子園スカウト関連、県立大学法人化、産業振興推進本部設置、横波大規模年金保養基地整備、志国高知幕末維新博開催、林業大学校構想、漁協合併推進協議会、浦戸湾三重防護関係工事
計	12,259	

ウ 保存期間別移管公文書の状況

(単位：冊)

選別年度	保存期間	選別対象	うち移管	移管日
令和元年度	30年(旧永年)	2,203	2,203	令和2年4月1日
令和2年度	30年(旧永年)	6,084	4,259	令和3年4月1日
	10～29年	4,804	284	
	5～9年	36,454	569	
	計	47,342	5,112	
令和3年度	30年(旧永年)	2,107	1,468	令和4年4月1日
	10～29年	5,321	368	
	5～9年	43,390	614	
	計	50,818	2,450	
令和4年度	30年(旧永年)	1,257	219	令和5年4月1日
	10～29年	8,995	522	
	5～9年	50,179	1,691	
	1～4年	17,760	49	
	計	78,191	2,481	

エ 実施機関別の移管の状況（令和5年4月1日移管）

（単位：冊）

	選別対象	うち移管		当年度以外の 答申による移管	移管文書 合計
知事部局	43,869	2,028		3	2,031
教育委員会	18,439	368			368
選挙管理委員会	76	0			0
人事委員会	118	25			25
監査委員会	109	23			23
労働委員会	75	4		2	6
収用委員会	27	1			1
公営企業局	702	1			1
警 察	13,732	27		1	28
公安委員会	1	0			0
県公立大学法人	1,043	4			4
計	78,191	2,481		6	2,487

(2) 特定歴史公文書等の整理・保存（令和5年4月1日現在）

ア 整理

(ア) 公開用目録の作成

現物を確認し文書の劣化状態を把握したうえで、ファイルの内容の詳細を記録した公開用目録を作成し公開した。

公開日	移管日	公開数（冊）	移管後1年以内の 目録公開率
令和2年4月1日	令和2年4月1日	521	100%
令和3年4月1日	令和2年4月1日	1,682	100%
令和4年4月1日	令和3年4月1日	5,112	100%
令和5年4月1日	令和4年4月1日	2,457	100%
合 計		9,772	100%

(イ) 公開用目録に記載された利用制限区分の状況（令和5年4月1日現在）

（単位：冊）

目録に記載された ファイル数	利用制限区分の別		
	審 査 済		要 審 査
	公 開	部分公開	
9,772	235	12	9,525

イ 保存

識別番号を付し、排架計画を作成のうえ書庫に排架した。

書庫の収蔵状況

(単位:ファイルメーター)

	全体	積層書庫		中間書庫 (作業室含む)
収蔵容量	5,928	4,605		1,323
文書種類		特定歴史公文書等	現用文書	現用文書
収蔵冊数	31,571 冊	12,259 冊	5,583 冊	13,729 冊
収蔵量	3,457	2,436		1,021
収蔵率	58.3%	52.9%		77.2%

※中間書庫：知事部局で作成された現用公文書のうち「30年保存公文書」の集中管理書庫。

保存期間満了後に歴史公文書となることが多いためあらかじめ保存環境の良好な公文書館内の書庫で保存するもの。

※ファイルメーター：文書を平積みした時の高さ(厚み)により文書量を表す際の単位。

ウ 廃棄

特定歴史公文書等の廃棄実績 なし

エ 複製の作成、デジタルデータ化

特定歴史公文書等のうち、劣化し将来判読不能となるおそれのあるものを抽出し、デジタルデータの複製物を作成した。

デジタルデータの作成状況 (冊)

令和3年度末	630
令和4年度作成	26
令和4年度末計	656

令和4年度にデジタルデータ化した主な特定歴史公文書等

- ・ 儀式関係綴（故吉田茂先生高知県追悼式典に関する書類）
- ・ 昭和46年高知市・大津村・介良村合併事務研究会資料、合併協議資料
- ・ 渡航事務例規・通達 昭和55年～57年
- ・ 昭和23年度 高知県教育委員会 会議録 ほか

オ 他機関所蔵文書の複製の取得

- ・ 大正期の県の公文書デジタル化
（オーテピア高知図書館所蔵）
高知県公報（大正元年～大正10年）のデジタルデータ化 7冊

3 行政資料の収集

県が発行した統計書や報告書、事業計画書等の刊行物のほか、県内市町村や他県の行政機関が発行した行政資料を収集し、整理、保存し閲覧に供した。

行政資料の収蔵状況

(冊)

区 分	3 年度末 (A)	4 年度登録 (B)	4 年度除籍 (C)	4 年度末 (A) + (B) - (C)
高知県関係資料	998	341	0	1,274
県内市町村関係資料	107	22	0	197
他県資料	135	36	0	168
国資料	391	13	0	410
その他	21	9	0	24
合 計	1,652	421	0	2,073

4 現用公文書の書庫管理

知事部局の 30 年保存文書を中間書庫において集中管理し、保存期間満了後に歴史公文書等となりうる重要な公文書を適切な環境の下で管理している。

これらの現用公文書について、担当課の求めに応じて、供覧、貸し出しを行った。

中間書庫での管理状況

(冊)

令和 3 年度末現在	18,866
令和 4 年度入庫	697
令和 4 年度出庫	251
うち移管	178
うち廃棄	73
令和 4 年度末現在	19,312

中間書庫で管理している公文書の令和 4 年度の利用状況

(冊)

閱 覧	324
貸し出し	429

5 利用・閲覧

(1) 閲覧業務

特定歴史公文書等として公開した目録に掲載されたものについて、利用請求書の提出を受けて、閲覧等に対する内容審査を行い閲覧室において公開した。

ア 利用請求の状況 (件)

	令和 4年度	うち 利用決定数	期間延長 した件数	取下げ	審査 請求数
特定歴史公文書等 利用請求件数	86	83	26	3	0
うち一般利用件数	41	38	26	3	0
うち移管元利用件数	45	45			

イ 利用決定の状況 (移管元利用分除く) (件)

利用決定 件数	期間延長	利用決定状況 (利用制限)		利用の方法		審査請求
		無	有	閲覧	写しの交付 ※閲覧との 重複あり	
38	26	9	29	31	8	0

(2) 相談業務 (レファレンス)

来館又は文書、電話等による特定歴史公文書等や行政資料に関する相談、照会に対応した。

(件)

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
レファレンス件数	64	24	25

6 普及・啓発

(1) 学制 150 年企画展

「《第 1 弾》学校資料から見える世界」

開催時期：令和 4 年 7 月 15 日（金）～9 月 26 日（月）

臨時開館：8 月 21 日（日）・9 月 3 日（土）・9 月 11 日（日）

趣 旨：学校という誰もが記憶に残る身近な場所に残された「学校資料」にはその時代の様相が映し出され多様な価値が見出される。本展示を通じて、それぞれの地域に残された資料を地域で守り残すための取組につながることを目的とする。

学制 150 年企画展 「《第 1 弾》学校資料から見える世界」

時 期：7 月 15 日（金）～9 月 26 日（月） 51 日間

臨時開館：8 月 21 日（日）・9 月 3 日（土）・9 月 11 日（日）

内 容：〈第 1 部 学制 150 年のあゆみ〉

国の制度とあわせて、高知県の学制 150 年のあゆみをたどる。

〈第 2 部 学校資料から見える世界〉

明治 8 年創立、平成 16 年に閉校となった旧土佐清水市立大津小学校に残されていた資料を中心に紹介。

〈第 3 部 懐かしい学校の風景〉

明治 31 年発足、平成 27 年に閉校となった旧越知町立片岡小学校に残されていた備品を中心に教室の雰囲気を再現。

展示資料：学制 150 年のあゆみ年表(パネル)、県民グラフ、県公報、指導要録ほか

特定歴史公文書等 3 点、行政資料 2 点、ほか土佐清水市教育委員会所蔵資料
(全 26 点)

入場者数：970 人 （平均入場者数 19 人／日）

《関連講演》「学校日誌と学校文集～土佐清水市立大津小学校を事例に～」

講 師：高知県立高知城歴史博物館 館長 渡部 淳氏

日時等：令和 4 年 9 月 11 日（日） 14 時～15 時 30 分 高知県立公文書館 2 階研修室

参加者数：28 人

「《第2弾》女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」

開催時期：令和4年10月14日（金）～12月26日（月）

臨時開館：11月3日（祝）・12月25日（日）

趣旨：高知県立大学には、昭和24年に設立認可された高知女子大学とその前身である女子医学専門学校、女子専門学校という2つの専門学校を合わせた77年の歴史がある。戦災直後に開校した女子医専から現在の県立大学に至るまで、その長いあゆみを貴重な資料から振り返る。

学制150年企画展 「《第2弾》女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」

時期：10月14日（金）～12月26日（月） 52日間

臨時開館：11月3日（祝）・12月25日（日）

内容：〈第1部 2年限りの女子医学専門学校と女子高等教育の原点・女子専門学校〉

戦時下の医療の救急看護要員確保を目的に設立された女子医学専門学校と、その後県内で初めて女子高等教育機関となった女子専門学校に関する資料を展示し、短い歴史ながら激動の時代を生き抜いた二校の歴史を紹介。

〈第2部 四国唯一の公立女子大学・高知女子大学が目指したもの〉

昭和24年に設置認可された高知女子大学が廃学問題等を乗り越え、女性の高等教育のあり方をどのようにとらえてきたのかに着目し、女性の自立や向上を目指し、地域と共にあゆんだ姿を紹介。

〈第3部 男女共学化・公立大学法人化の新時代〉

大学改革という大きな波の中、県立の大学が果たす役割やその存在意義について県と大学の考えがどのような形になってきたかを振り返る。

高知短期大学、高知女子大学保育短期大学部の歴史を紹介。

展示資料：学制150年の歩み年表(パネル)、知事引継書(S20)、女子医専から県立大学までのあゆみ(写真パネル) ほか

特定歴史公文書等 8点 ほか (全30点)

入場者数：826人 (平均入場者数 16人/日)

《関連講演》「女子医専から始まる高知県立大学史」

講師：高知県立大学名誉教授 松崎 淳子氏

日時等：令和4年11月3日（木・祝） 14時～15時30分 高知県立公文書館2階研修室

参加者数：63人

(2) 常設展示

高知県では初めての公文書館として、より多くの県民の皆さまに公文書館の存在を知っていただきご利用いただくために、現在所蔵している特定歴史公文書等の現物を解説と共に紹介し、県行政のあゆみを県民の知的資源である公文書の記録によって未来へと引き継いでいくという公文書館の果たすべき役割とその重要性を伝える。

常設展 「高知県庁で働く人々 ―文書で知る公務員の仕事― 」	
時 期：	令和4年4月27日(水)～6月30日(木) 43日間
内 容：	日頃、目にする機会の少ない公文書を通して公務員の仕事や県の施策を身近に感じていただくとともに、公文書管理制度や公文書館の業務内容を紹介する。 I 公文書館とは 公文書のライフサイクルを紹介 II 公文書の選別とは 特定歴史公文書に該当となるまでの過程を実際に移管された文書と共に紹介 III 公文書の活用 令和4年度組織機構一覧 各所属の業務内容を特定歴史公文書等で紹介
展示資料：	公文書館除幕式、内覧会 (R2)、県庁舎落成記念アルバム (S37)、高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案関係 (H19)、高知県少子化対策推進県民会議 少子化対策 (H19)、海外経済活動拠点事業 (シンガポール) (H8)ほか 特定歴史公文書等 14点 行政資料 1点 ほか 全16点
入場者数：	483人 (平均入場者数 12人/日)

常設展 「公文書からたどる高知県の教育の変遷」	
時 期：	令和5年2月15日(水)～6月30日(金) 93日間
内 容：	I 教育委員会制度と高知県教育委員会事務局機構の変遷 第1回教育委員会や教育委員会事務局の課名決定時の会議録、教育委員会事務局の機構の変遷を特定歴史公文書等と共に紹介 II 公立高等学校の入試制度の変遷 戦後から現在までの公立高等学校の入試制度の変遷を特定歴史公文書等と共に紹介 III 教育改革等の変遷 平成8年度の「土佐の教育改革を考える会」からの提言から始まった土佐の教育改革から現在に至るまでの過程を特定歴史公文書等と共に紹介
展示資料：	高知県教育委員会会議録 (S23, S24, S25, S31, S32, S38, S39, S42, S43)、 第1回高知県総合教育会議 (H27)、教育等の振興に関する施策の大綱 (H27)、 高知県教育振興基本計画 (H27)、新入試制度リーフレット (H18, H22, H27)、 戦後高知県教育史 (S47) ほか 特定歴史公文書等 9点、行政資料 5点 ほか 全22点
入場者数：	1,123人 (平均入場者数 12人/日)

(3) 視察、見学の状況

件数	8件
人数	86名

7 調査・研究

(1) 学制 150 年企画展

<調査研究の概要>

- ・ 学制発布から 150 年を迎える節目の年に学制 150 年企画展として、第 1 弾「学校資料から見える世界」、第 2 弾「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」を実施した。
- ・ 第 1 弾「学校資料から見える世界」では、高知県の学制 150 年のあゆみや学校系統図をパネルにし、全体像を示すとともに、旧土佐清水市立大津小学校の学校資料を展示した。同校の開校から閉校に至るまでの貴重な学校資料及び館所蔵の特定歴史公文書等を紹介し、当時の暮らしや地域の様相、子どもたちの視点に着目した構成を試みた。また、旧越知町立片岡小学校に残されていた学校備品を用いて教室の風景を再現し、来館者が関心をもつよう身近な素材を配置し資料保存の啓発を行った。
- ・ 本企画展開催中に、学校資料の保存活動を例に、市町村における公文書の管理手法や歴史公文書等の保存の重要性等について理解を深める研修会を開催し、市町村支援業務とも関連付けた。
- ・ 第 2 弾「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」では、四国唯一の公立女子大学として認可され、女子高等教育に貢献しながら変革を遂げてきた高知県立大学の 77 年の道のりを特定歴史公文書等や写真パネル、映像で振り返った。
- ・ 全体を 3 部構成とし、女子医学専門学校、女子専門学校、高知女子大学、県立大学が地域とともにあゆむ様子を借用資料も含めた文書等から考察し、戦後の女子高等教育がどのように発展してきたのかを示した。
- ・ また、高知県立大学名誉教授 松崎淳子氏による企画展関連講演を開催し、「女子医専から始まる高知県立大学史」と題して、女子医専時代の教育環境や研究者として大学で勤務することの意義、大学が県内各地で実施していた公開講座の果たす役割等について語っていただいた。

(2) 県内市町村の公文書管理に関する状況調査の実施

<調査結果の概要>

・ 回答数：34 (100%) ・ 回答者：首長部局の文書担当課及び教育委員会事務局

①保存期間が満了した公文書を歴史公文書等として残す取組みについて

- ・ 歴史公文書等として残す取組を実施している（実施予定含む）： 8 市町村
- ・ 歴史公文書等として残す取組を今後検討したい : 14 市町村
- ・ 現時点では、歴史公文書等として残すことは考えていない : 12 市町村

②歴史公文書等を地域の資料保存施設等で保存するための協力体制について

- ・ 協力体制がある : 2 市村
- ・ 過去に協力したことがある : 2 市町
- ・ 協力体制はない : 30 市町村

③市町村の公文書管理における課題について（主要なもの）※複数回答可

- ・ 文書の保管スペースがない : 28 市町村
- ・ 全所属の公文書目録化ができていない : 24 市町村
- ・ 公文書管理の体制が整っていない : 19 市町村

8 市町村支援

(1) 庁舎移転に伴う公文書の整理・保存に関する個別対応

<概要>

令和3年度に現地調査と今後の方向性等を協議した安芸市と宿毛市の状況を確認するとともに、宿毛市で再度現地調査を行い、公文書の整理・保存方法や、県の歴史公文書選別マニュアルによる実際の選別などの助言を行った。

(2) 公文書管理に関する市町村職員研修会

<概要>

県内初の県の歴史公文書を保存、活用できる施設として公文書館が誕生し、今後は県内の各市町村においてもそれぞれの地域の歴史を記録した公文書が失われることなく後世に伝えていくことができるよう支援するため、市町村の公文書管理に関する状況調査の結果を踏まえ、まずは現用公文書の管理方法や、文書の整理・保存についての実務に通じる技術的な手法の紹介など、市町村職員が多くの課題を抱える中で、歴史公文書保存につながる足がかりとなるような実践的な内容の研修を公文書館のほか県内の学校資料の保存に取り組む団体の活動内容を講義いただくなどの内容で実施した。

◇日 時： 令和4年8月19日（金）

◇方 式： 県立公文書館での対面研修とZoomによるオンライン研修の併用

◇内 容：

研修1 公文書管理について—新たな取組と公文書館の役割、県の公文書管理、市町村における公文書管理と課題、市町村支援の事例—

県立公文書館

研修2 学校資料を残すためにできること—自治体・学校・地域の役割—

高知県の学校資料を考える会 代表 目良 裕昭氏

研修3 学校資料を整理・保存する—県内の廃校小中学校の実践例から—

高知県の学校資料を考える会 楠瀬 慶太氏

◇参加者数： 30名

9 研修

(1) 県職員（実施機関職員）の研修（条例第34条第2項）

歴史公文書管理制度等に係る研修会
◇方 式：WEBによる通年受講研修（各テーマの分割視聴及び随時視聴可能方式）
◇内 容：（歴史公文書に関する研修部分担当） 第1章 「歴史公文書」に関する定義 第2章 「歴史公文書等」の選別から移管まで 第3章 「歴史公文書等」の評価・選別
◇対 象： 知事部局及び各実施機関の全職員

(2) 公文書館職員の研修（規則第43条第1項）

アーカイブズ研修Ⅰ（国立公文書館）
◇日 時： 令和4年8月22日（月）～26日（金）
◇内 容： 「アーキビストの職務基準書」が示す基礎的知識の習得 （国立公文書館実施の公文書館における初任者対象研修）
◇参加者数： 3名（オンライン）※その他の職員は聴講として必要な講義を各自受講
アーカイブズ研修Ⅱ（国立公文書館）
◇日 時： 令和5年2月9日（木）～10日（金）
◇内 容： 「アーキビストの職務基準書」が示す個別の知識・技能の向上 テーマ：電子公文書の保存・利用
◇参加者数： 3名（オンライン）※その他の職員は聴講として必要な講義を各自受講
アーカイブズ研修Ⅲ（国立公文書館）
◇日 時：【前期】令和4年9月12日（月）～16日（金） 【後期】令和4年11月14日（月）～18日（金）
◇内 容：「アーキビストの職務基準書」が示す専門的知識の習得
◇参加者数：前期2名・後期1名
公文書の評価・選別の実務研修
◇日 時：【第1回】令和4年7月13日（水）【第2回】令和4年8月10日（水） 【第3回】令和5年2月3日（金）
◇内 容： 国立公文書館 上席公文書専門官 依田 健 氏 「公文書の管理に関する法律」に基づく公文書等の評価選別 講義及び高知県の歴史公文書選別の具体事例の意見交換
◇参加者数：【第1回】12名 【第2回】9名 【第3回】13名

10 監査

文書管理者が自ら行う点検の実効性を高めるとともに、条例規則等の規定の遵守状況を監査責任者が客観的に把握し改善するよう促すことにより、知事部局における文書管理の適正性の確保を図るため、基本方針を定め、これに基づき毎年度計画的に定期監査（書面監査及び実地監査）を実施した。

令和4年度公文書管理監査（知事部局）の概要

(1) 監査の対象

ア 監査の対象機関

知事部局における全所属を対象（実地監査は15所属）

イ 監査の対象文書

原則として前年度の文書管理の状況（保管については当該年度を含む。）

(2) 実施時期 令和4年8月から11月まで

(3) 実施方法

ア 書面監査 各所属において事前に行った点検の結果及び公文書ファイル管理簿に基づく書面による監査

イ 実地監査 自己点検の結果や事故報告書の内容を実地に確認するとともに、現物ファイルを抽出により確認し、監査を行った。

(4) 監査の重点事項

令和4年度定期監査においては、次の事項に重点を置いて、新たな公文書管理制度への理解度や基本的なルールへの定着度の確認、文書管理者がその役割を果たしているかといった視点から監査を行った。

- ・ 公文書の整理<公文書ファイルの作成、公文書ファイルの分類、ファイル名など>
- ・ 公文書ファイル管理簿<レコードスケジュールの設定を含む>
- ・ 移管又は廃棄の手続き ※特に誤廃棄の防止
- ・ 保管方法 ※特に誤廃棄の防止

(5) 監査の結果

ア 総括的事項 <全庁的に適正化や改善、向上の取り組みが必要と認められた事項>

○「改善、是正すべきもの」相当

- ・ 保存期間が適切でない事例
- ・ レコードスケジュールの設定が適切でない事例（理由なく「満了時に判断」と設定、新型コロナウイルス感染症関係文書が「廃棄」と設定、「移管・廃棄簿（保存期間10年・保存期間満了後の措置は「移管）」が適切に登録されていないなど）
- ・ 公文書ファイル管理簿が正確に作成されていない事例（「資料文書」などファイル名だけでは内容がわからない登録がされている、存在しないファイルが登録されているなど）
- ・ 廃棄の手続きが不適切な事例（文書管理者の決裁なく廃棄、廃棄簿未作成）

○「改善に向けた検討を求めるもの」相当

- ・ 起案のあり方（不適切な簡易決裁など）
- ・ 公文書ファイルの名称の付し方、編さん方法、背表紙の作成方法
- ・ 常用ファイルの取扱い（常用の定義）
- ・ 保存期間の起算日の設定（会計書類や複数年契約書類などの起算日の誤り）

イ 個別事項

○「改善、是正すべきもの」相当以外に不適切な事務が認められた所属はなかった。

○令和3年度に誤廃棄等の事故報告のあった所属や前年度の監査結果により不適切な事務として改善、是正すべきものとされた所属

→ いずれも問題は見受けられなかった。

1 1 公文書館の歩み

【令和4年4月～令和5年3月】

令和4年	
4. 1	特定歴史公文書等（令和3年4月1日移管分5,112冊）目録公開
12	文書燻蒸処理（小型燻蒸器）
15	第1回選別会議
22	第2回選別会議
27	【常設展】「高知県庁で働く人々—文書で知る公務員の仕事—」開催 （4/27～6/30）
28	第3回選別会議
5. 9	第4回選別会議
13	第5回選別会議
20	第6回選別会議
23	第7回選別会議
27	第8回選別会議
30	第9回選別会議
6. 3	第10回選別会議
4	地域学芸員講座 受講（2名）
22	第11回選別会議
24	第12回選別会議
	滋賀県立公文書館 視察見学（3名）
27	第13回選別会議
30	第14回選別会議
7. 1	岡山県立記録資料館文書管理者研修への職員派遣（講演講師）
2	地域学芸員講座 受講（1名）
11	公文書管理委員会委員による諮問文書現物確認
12	第1回公文書管理委員会
13	【公文書館職員の専門研修】「公文書の管理と公文書館の役割」 10名受講 （講師：国立公文書館 上席公文書専門官 依田 健氏）
15	【企画展】学政150年企画展《第1弾》「学校資料から見える世界」開催 （7/15～9/26）
20	全史料協大会・研修委員会（オンライン）への出席（委員）
8. 7	地域学芸員講座 受講（2名）
8	公文書管理委員会委員による諮問文書現物確認
9	第2回公文書管理委員会
10	【公文書館職員の専門研修】「公文書の評価選別」 9名受講 （講師：国立公文書館 上席公文書専門官 依田 健氏）
19	【市町村支援】 「公文書管理に関する市町村職員等研修会」（対面・オンライン併用）30名参加 支援継続分進捗状況聞き取り（宿毛市）
22	アーカイブズ研修Ⅰ（国立公文書館・オンライン） 3名受講（8/22～26）

8.	26	インターンシップ生の館内見学（4名）
	28	学制150年巡回講座（本山町）職員派遣（講座講師）
9.	2	第1回監査会議（公文書管理に関する監査）R4年度監査手法全般について インターンシップ生の館内見学（5名）
	3	地域学芸員講座 受講（1名）
	6	インターンシップ生の館内見学（5名）
	7	公文書管理に関する監査（実地監査 17所属 9/7～10/24）
	11	【企画展関連講演】県立高知城歴史博物館 館長 渡部 淳氏 「学校日誌と学校文集～土佐清水市立大津小学校を事例に～」
	12	第2回監査会議 実地監査での留意事項と指導内容の参考事例周知 アーカイブズ研修Ⅲ前期（国立公文書館） 2名受講（9/12～16）
	15	FM高知「ステーションランデブー」で企画展紹介放送
	21	移管公文書（所属保管分）受入（9/21, 22, 26）
	29	館内管理監視用50インチディスプレイ設置
	30	第15回選別会議
10.	1	地域学芸員講座 受講（2名）
	3	第3回監査会議 公文書管理点検シート確認時の注意事項等
	14	【企画展】学政150年企画展《第2弾》 「女子医専から高知県立大学へ 開学77年の歴史」開催（10/14～12/26）
	19	移管公文書（本庁集中管理書庫分）受入
	20	富山県立公文書館 視察見学（2名）
	21	第16回選別会議
	26	全史料協全国（滋賀）大会 オンライン開催対応（委員）（10/26～28）
	30	学制150年巡回講座（四万十市）職員派遣（講座講師）
11.	3	【企画展関連講演】高知県立大学名誉教授 松崎 淳子氏 「女子医専から始まる高知県立大学史」
	5	地域学芸員講座 受講（2名）
	7	宮内庁書陵部図書課 視察見学（2名）
	14	アーカイブズ研修Ⅲ後期（国立公文書館） 1名受講（11/14～18）
	21	第17回選別会議
	22	現用公文書（30年保存）の集中管理書庫（中間書庫）への受入
	24	受入公文書（移管）燻蒸処理（1回目）
	28	第18回選別会議
12.	3	地域学芸員講座 受講（2名）
	9	第19回選別会議
	16	第20回選別会議
	20	【市町村支援】 現地協議（宿毛市）
	22	「令和4年度公文書管理に関する監査報告書」による総括文書管理者への結果報告
	23	第21回選別会議 記録的大雪・積雪（高知市積雪14センチ 観測史上記録1位）

令和5年	
1. 6	第22回選別会議
7	地域学芸員講座 受講（2名）
27	山口県文書館市町村連絡協議会への職員派遣（研修講師） （第13回歴史的公文書等の保存活用のための連絡会議） 「公文書管理条例下における公文書管理と公文書館～高知県立公文書館を事例として～」
2. 1	公文書管理委員会委員による諮問文書現物確認
2	第3回公文書管理委員会
3	【公文書館職員の専門研修】 「公文書の評価選別（自治体における事例）、国の動向」、意見交換 13名受講 （講師：国立公文書館 上席公文書専門官 依田 健氏）
4	地域学芸員講座 受講（2名）
9	アーカイブズ研修Ⅱ（国立公文書館・オンライン） 3名受講（2/9～10）
13	書庫結露対策保温工事（積層書庫1, 2, 4、中間書庫）2/13～22
14	百葉箱（書庫系空調自動制御関係）交換
15	【常設展】「公文書からたどる高知県の教育の変遷」開催（2/15～6/30）
20	全史料協大会・研修委員会（オンライン）への出席（委員） 移管公文書（所属保管分）受入
3. 4	地域学芸員講座 受講（2名）
9	受入公文書（移管・集中管理引継）燻蒸処理（2回目）
28	廃棄公文書（中間書庫等）の廃棄作業
29	高知県県史編さん現代部会委員 見学（9名）

参考資料

企画展関係資料

【展示報告 1】

令和4年度学制150年企画展「学校資料から見える世界」

高知県立公文書館 宮本 純

はじめに

学制150年企画展「学校資料から見える世界」では、土佐清水市教育委員会及び「高知県の学校資料を考える会」の協力のもと、旧土佐清水市立大津小学校に残っていた学校日誌や指導要録、学校要覧等の学校資料を展示した。

展示を通して、県民の方々に地域に残された学校資料が当時の暮らしなど地域を知るための貴重な記録であることを知ってもらい、これらの記録を未来に引き継いでいくことの重要性を伝えたいと考えた。

また、当館は高知県公文書の管理に関する条例施行規則第11条第1項第4号に定めるように、県内の市町村の文書の管理に関し助言その他の支援を行う「市町村支援」の役割を担っている。その業務との関連性もふまえ、学校や役場などに残された記録を、地域で次の世代に引き継いでいくことの意義を市町村に理解してもらい、その保存について考える展示とした。

1 学制150年企画展「学校資料から見える世界」の概要

本企画展示は、令和4（2022）年7月15日（金）から9月26日（月）まで開催した。

また、令和4（2022）年9月3日（土）と9月11日（日）は、企画展関連講演を開催し、併せて展示を開催した。

展示は、第1部「学制150年のあゆみ」、第2部「学校資料から見える世界」、第3部「懐かしい学校の風景」の三部構成とした。公文書だけでなく、机やイス、黒板、ポスターなどのモノ資料も展示し、学校の教室を再現することで、懐かしさを感じていただける空間を演出し、来場者が分かりやすく、見やすく、親しみを感じるような展示となるよう心がけた。

以下、その展示内容の詳細について説明する。

2 企画展示の内容

（1）展示ケース内の資料

<第1部 学制150年のあゆみ>

第1部では、学制150年の全体像を捉えるために、明治期から現代にかけての、教育に関する主な国の制度と本県の制度を時系列で示した年表を作成・掲示し、年表に関連した特定歴史公文書等を展示するとともに、学校系統図パネルを掲示する等して、学制150年の歴史をたどった。

【寺小屋と学校】

江戸時代後期の教育機関は、主に武家としての地位を保つため、それにふさわしい文武の教養を積むため設けられた教育機関である「藩校」と、「読み」「書き」といった庶民の日常生活に必要となる教養を積むための「寺子屋」が別個に設けられ、それぞれ独自の発達を遂げた。この藩校と寺子屋は、特に幕末にかけて著しく発達し、近代の学校の主要な母体となっていたとされている¹⁾。

展示では、昭和40（1965）年発行の県広報誌「県民グラフ」記事「寺小屋と学校 昔の教育機関」を紹介した。この記事は、昔の教育機関についての特集ページで、高知県でも各地に寺子屋があったこと、宝暦9（1759）年に総合的な学校である教授館が出来たことやその変遷、慶応2（1866）年の開成館発足などが書かれている。また、寺子屋の風景をはじめ、藩校致道館正門、開成館の正門など、昔の教育機関の写真や説明が掲載されている。

致道館（はじめは文武館といった）は、文久2（1862）年、吉田東洋が開校した藩校である。現在は、表門が武道館正門として当時の姿のまま残っている²。開成館は、慶応2（1866）年、土佐藩が殖産・富強を目的に設置した技術教育機関である。現在は、表門が高知県立高知小津高等学校の構内に当時の姿のまま残っている³。

このように、歴史公文書に掲載されていて、現存する建築物を、展示を観た後に、実際に訪れてみると、一層歴史に思いを馳せることができるかもしれない。



【識別番号】R3-A-144

県民グラフ No. 49（昭和40（1965）年4月）

＜第2部 学校資料から見える世界＞

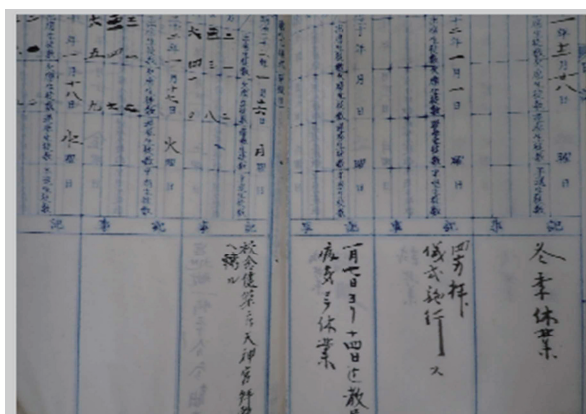
第2部では、学校資料の具体例として、土佐清水市にある旧土佐清水市立大津小学校の校舎に残っていた学校資料を中心とした展示を行った。

実際に大津小学校で作成された学校日誌や、学校沿革誌、学校要覧、学校便り等のほか、航空写真や行事写真、文集、教科書など、誰もが身近に感じ、懐かしいと思うような資料を展示することで、学校資料を自分のこととして引き寄せて考えるとともに、それは、地域の歴史を次の世代に引き継いでいく財産であり、地域地域で守り伝えていくべきものであると、気づいていただける場となるよう、工夫した。また、資料をなるべく時系列で配置し、ストーリー性のある展示となるよう、心がけた。

【学校日誌】

旧土佐清水市立大津小学校は、明治8（1875）年に創立、平成5（1993）年に休校となり、再開が望まれつつも、平成16（2004）年に閉校となった小学校である。その校舎は今でも残り、当時の面影を伝えている。

旧土佐清水市立大津小学校には、明治25（1892）年から昭和60（1985）年までの約90年の日誌が残っており、その内容は詳細かつ具体的である。明治31（1898）年度日誌には、「月日、冬季休業、儀式、教員の病気休業、校舎建築にかかる行事」などが記されている。他には、筆者の感想や来校者の発言、更には自作の短歌など個性豊かな記述がある⁴。



日誌 大津尋常小学校
（自明治31年4月至同32年3月）
（土佐清水市教育委員会所蔵）

そのほかの日誌には、大雨の時に「太鼓ヲタタクガ如ク四面荒マシキ雨水ノ響耳ヲツンザカントシ終夜寝ニ就カズ」と実況中継しながらの記載があったり、「方言正誤比較表」が作られ、例えば、「オヂヤーン→オヂサン」「オバヤン→オバサン」など、共通語教育が推進されていることが分かる⁵。

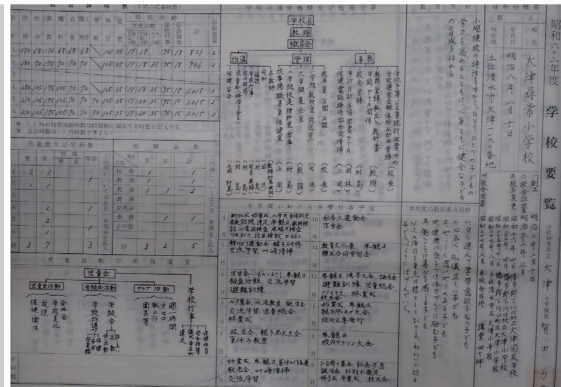
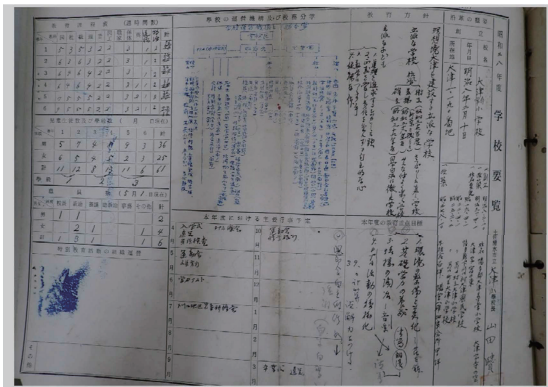
このように、学校日誌には、学校や地域の日常の歴史が刻まれており、学校教育の変遷を知るうえで欠かすことのできない重要な資料と考える。

【学校要覧】

旧土佐清水市立大津小学校の学校要覧は、昭和 30（1955）年以降のものがほぼ全て残っている。学校要覧には、教育重点目標、主要行事予定、年間の授業数などが記されている。本展示では、昭和 30 年代（昭和 38（1963）年）と昭和 60 年代（昭和 62（1987）年）の学校要覧を並べて展示し、対比させた。教育方針や、行事内容、児童数などの変化がよく分かる。

教育方針を見ると、昭和 38（1963）年の学校要覧では、「理想境大津を建設する立派な学校」として「立派な学校、校風」及び「立派な子ども」を実現することを教育方針としていた。一方、昭和 62（1987）年の学校要覧では、「小規模校の特性を生かし、ひとりひとりの子どもの学力を高めるとともに、心身ともに健全な子どもの育成をはかる」ことを教育方針としていた。

昭和 38（1963）年の学校要覧では、児童数は 61 人だったのに対し、昭和 62（1987）年の学校要覧では、児童数は 10 人であった。児童の減少とともに、教育方針が変わっていったことがうかがえる。



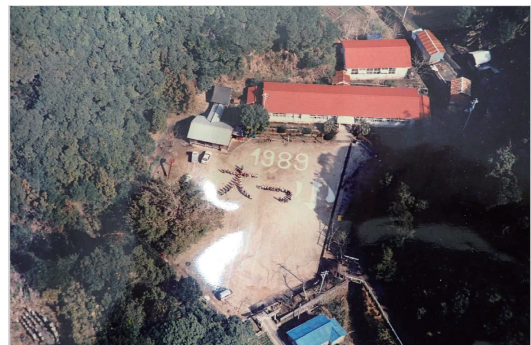
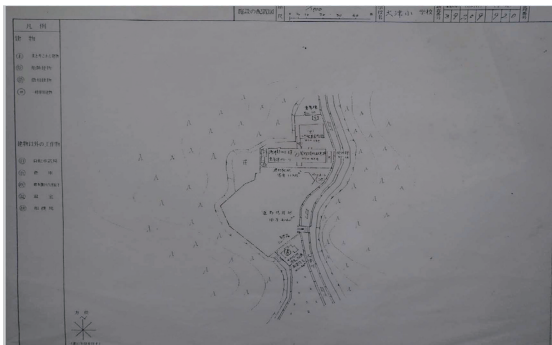
学校要覧 昭和 43 年度以降
土佐清水市立大津小学校
(昭和 38 (1963) 年)
(土佐清水市教育委員会所蔵)

学校要覧 昭和 43 年度以降
土佐清水市立大津小学校
(昭和 62 (1987) 年)
(土佐清水市教育委員会所蔵)

【環境図と航空写真】

旧土佐清水市立大津小学校には、小学校の施設の環境図（配置図）も残されていた。環境図（配置図）からは、管理特別教室棟、便所棟、倉庫棟、へき地集会所棟、運動場用地、バックネット、池、教員住宅などを見て取ることが出来る。

また、旧土佐清水市立大津小学校には、平成元（1989）年に校庭で「大つ」の人文字をつくって撮影した航空写真も残されており、環境図（配置図）と航空写真を比較しながら、当時の様子を知ることが出来る。



大津小学校 環境図
(年代不明 (昭和後期頃と推測))
(土佐清水市教育委員会所蔵)

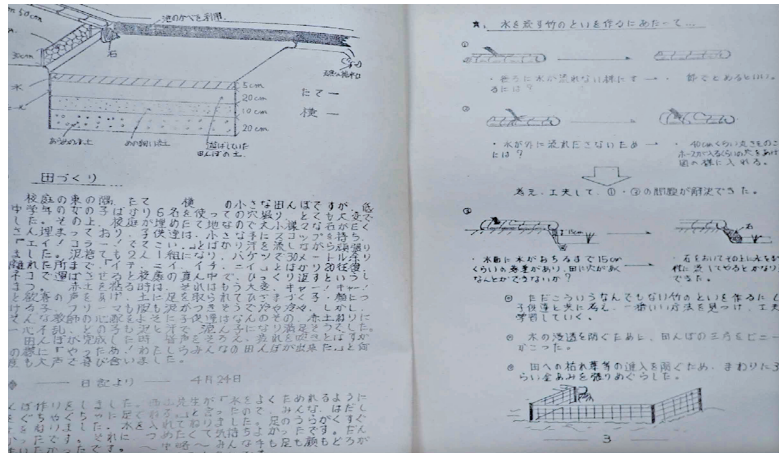
大津小学校 航空写真
(平成元 (1989) 年)
(土佐清水市教育委員会所蔵)

【児童をとりまく環境と文化】

本資料は、昭和 59 (1984) 年作成の問題別教研資料で、副題が「小さな学校の日本一小さな田んぼ」である。

終戦後には土佐清水市にも多く残っていた田が畑に姿を変えてしまった中、児童が「大津にも田んぼがあったらなあ…」とつぶやいた言葉に先生が立ち上がり、2年間計画を練った後、ついに校庭の片隅に「小さな学校の日本一小さな田んぼ」を完成させた、実践の記録である。

本資料には、田んぼづくりから収穫祭までの記録が、豊富なイラストと子どもたちの日記や声、教員との会話等で掲載されている。展示した、田んぼづくりのページでは、赤土を裸足で練る工程で、大人も子どもも歓喜の声を上げ、泥だらけになりながら楽しむ様子がいきいきと記されている。



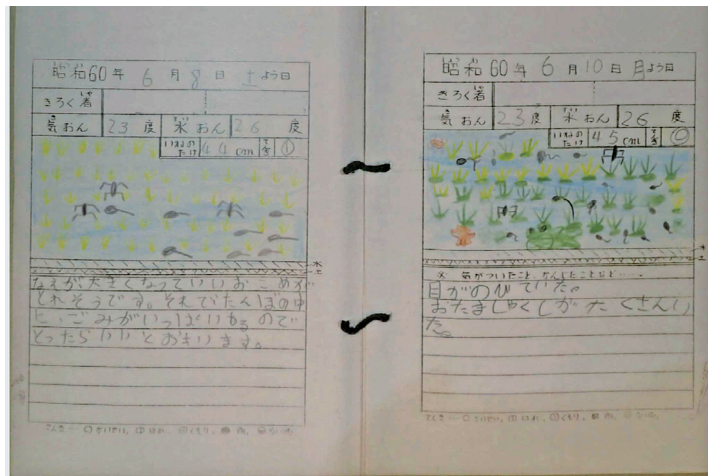
児童をとりまく環境と文化 土佐清水市立大津小学校
(昭和 59 (1984) 年) (土佐清水市教育委員会所蔵)

【田んぼにつき】

本資料は、前述の「児童をとりまく環境と文化」のとおり、大津小学校の校庭の片隅につくられた田んぼを、児童が観察し、その様子を記録した日誌である。

「田んぼにつき」には、天気、気温、水温、稲の丈や気がついたこと、感じたことが児童によって文字で記録されるとともに、田んぼの様子やおたまじゃくし、アメンボ等の生物が、イラストで記録されている。

児童が日々、田んぼの様子を見守り、稲の成長を心待ちにしていたことが分かる。

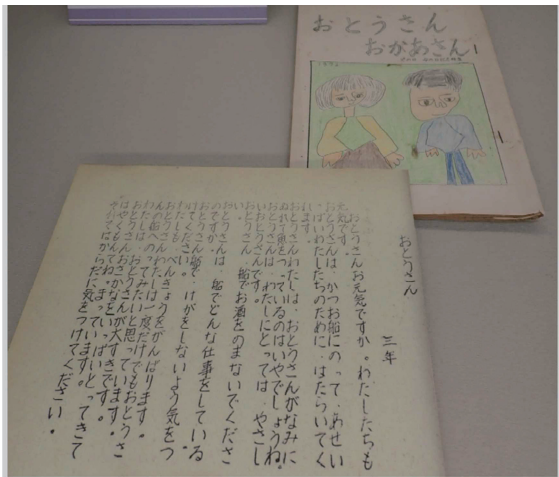


田んぼにつき 土佐清水市立大津小学校
(昭和 60 (1985) 年) (土佐清水市教育委員会所蔵)

【学校文集】

四国最南端に位置する土佐清水市は、黒潮が日本で最初に接岸する地形から、多種多様な魚が集まる好漁場として知られる。また戦後、全国的に推奨された遠洋漁業の漁獲高は昭和45（1970）年代に最盛期を迎えている。一本釣り近海かつお船の場合、2・3月に出漁した船は、10月頃までカツオの群れを追いかけて北上する。

本資料は、ちょうど遠洋漁業最盛期に、父の日・母の日を記念して編まれた文集である。文集からは、父親は1年の大半を船で過ごし不在、という家庭の姿が多く見受けられる。子どもたちの、「お父さんお元気ですか」と普段会えない船上の父親を気遣う言葉で始まる作文も多い。子どもたちの飾りのない文章からは、父親が離れて働く家庭の寂しさや、土産を心待ちにする様子をうかがうことができる。⁶



文集「おとうさんおかあさん」
父の日母の日記念特集
（昭和51（1976）年）
（土佐清水市教育委員会蔵）

<第3部 懐かしい学校の風景>

第3部では、「懐かしい学校の風景」と題して、越知町にある旧越知町立片岡小学校に残されていた、木製の机やイス、黒板、大型そろばん等の備品や、土佐清水市にある旧土佐清水市立大津小学校に残されていた、だるま、紙芝居等の備品を展示して、学校の教室を再現し、来場者に「懐かしい」と思っただけのようなコーナーを設けた。

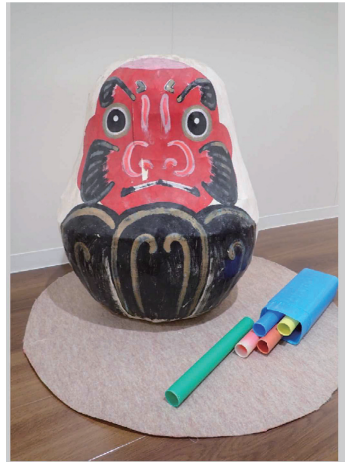
このコーナーでは、展示室の茶色の床と、木製の茶色の机とイスが絶妙にマッチし、壁に立てかけられた黒板や、教師用の大型そろばん等が、実際に、昔の教室に居るような雰囲気を醸し出していた。

机やイス、黒板、大型そろばん、楽器類などは、実際に手で触れることができた。「かたかな五十おん」等の色彩豊かなポスター類は、展示室をいろどっていた。かつては上半身の発達状況を見る目的で、保健室などで測定のために使用していた座高計は、当時を知る者にとっては懐かしく、知らない者にとっては新鮮に映ったことだろう。

だるまは、大津小学校の運動会の競技で使われた手作りのだるままである。小規模校の大津小学校は、地域住民参加型の運動会であり、このだるまも何度か使われたことだろう。卒業生や住民だけでなく、多くの人に学校の思い出を想起させる資料である。



【左】木製の机やイス等で学校の教室を再現 【右】「かたかな五十おん」のポスター
（越知町教育委員会蔵）



【左】座高計
(越知町教育委員会所蔵)

【右】だるま
(土佐清水市教育委員会所蔵)
リレーバトン
(越知町教育委員会所蔵)

(2) その他の展示

ア 年表パネル

「学制 150 年のあゆみ」と題して、江戸時代後期（1800 年頃）から令和 2（2020）年までの、国と高知県の教育制度にかかわる主な事柄を時系列で表示した年表パネルを展示した。

パネルでは、各事柄に関連した画像を「県民グラフ」等から掲載し、江戸時代後期から明治、昭和、平成・・・と移り変わる教育制度の様子を、来場者が視覚的に感じていただけるように工夫した。

イ 学校系統図パネル

明治 5（1872）年学制発布以後の、国の学校制度上重要な改革の行われた時期における学校系統を、パネルにして紹介した。学制発布直後の明治 6（1873）年、小学校令の全面改正により義務教育制度の完全施行が決定され、尋常小学校が四年制に統一された明治 33（1900）年、小学校令の改正により義務教育年限が 6 年に延長された明治 41（1908）年、小学校令の改正により国民学校令が公布され、小学校は国民学校と改称された昭和 19（1944）年、学校教育法により、小学校・中学校・高等学校・大学の「六・三・三・四制」が定められた昭和 24（1949）年の、各学校系統図を時系列に並べたパネルを展示することで、来場者が、学校制度の移り変わりを、一目で見ることが出来るよう、工夫した。

ウ 「高知県の学校資料を考える会」の活動紹介パネル

今回の企画展では、土佐清水市にある旧土佐清水市立大津小学校の校舎に残っていた学校資料の一部を展示したが、これらの学校資料は、「高知県の学校資料を考える会」の取り組みにより、校舎から搬出、目録を作成し、クリーニングなどの保存を行ったものである（資料総数約 4 千点）。本企画展では、学校資料を残し伝える活動コーナーとして、この「高知県の学校資料を考える会」の活動について紹介するパネルを掲示した。

3 渡部淳氏による関連講演の概要

本企画展示と関連して、高知県立高知城歴史博物館館長の渡部淳氏に講師を依頼し、令和 4（2022）9 月 11 日（日）、「学校日誌と学校文集～土佐清水市立大津小学校を事例に～」と題した講演を開催した。

渡部氏は、学校資料の保存活動にも深く携わっておられ、学校資料の現状解説及び旧土佐清水市立大津小学校の事例の紹介といった点から、講演を行っていただいた。

以下、その概要について報告する。

(1) 学校資料の現状

- ・休校、閉校となった学校の資料は残りにくい。整理して廃棄されやすい。最低限の資料だけが新しい学校に引き継がれる。必要な、残したほうが良い文書が捨てられている。
- ・県には公文書館があるが、市町村にはないため、文書が捨てられていく。
- ・学校の歴史と先生や生徒の動きに係る資料だけ残せば良いのかというと、そうではない。
- ・学校資料は学校だけのものではない。当時の時代を反映した学校資料は、歴史の大きな流れを示した歴史資料であり、地域の財産、国の財産である。
- ・学校には、地域の方々やボランティアの方々との関わりがある。つまり、学校資料には、地域の歴史が刻まれている。
- ・地域資料として、県立学校は弱い。ある程度深まった地域の資料としては、小学校が強い。小学校の資料には、狭い校区の歴史が詰まっている。
- ・学校から出て行った資料は、学校以外の施設や個人宅に残っている。
- ・学校資料は、文書に限らない。モノ資料（たとえば、座高計、だるま、標本、かけ地図など）も学校資料である。
- ・本県では、学校資料はほとんど捨てられている。
- ・今後は捨てないで残していくようにしていきたい。
- ・令和元（2019）年に、「学校資料を考える会」を立ち上げた。この会では、普及活動、資料調査、冊子編さんなどを行っている。興味がある方はぜひ参加して欲しい。

(2) 旧土佐清水市立大津小学校の事例

学校日誌

- ・旧土佐清水市立大津小学校は、非常に稀有な事例だ。休校後、再開する予定であったため、捨てられるはずであった資料が全て残っていた。
- ・今回紹介する学校日誌は、通常は、ある程度時間が経てば捨てられるものだが、全て残っていた。1、2年分は欠いているが、明治25（1892）年～昭和60（1985）年までおよそ残っている。
- ・明治44（1911）年の学校日誌の巻末には、月日、気象、教師及び児童の出欠席など、学校日誌に書くべき項目が記載されている。
- ・実際の学校日誌を紹介すると、最も古いものが明治25（1892）年である。最初は何を書くべきか項目が整理されておらず、日記風に書かれている。たとえば、明治25（1892）年1月11日より開講の予定だったが、中村の方で教員講習会があったため、教師はそちらに出席しなければならず、学校は臨時休業になった、と書かれている。最初は、日にちごとに、何があったかが書かれている。
- ・そのうち、学校日誌は、学校全体に視野が広がった内容になっていく。たとえば、明治34（1901）年6月29日に第1回目の試験が行われた、とか、7月29日に氏神様のお祭りのため、学校が休みになったことなどが書かれている。この年は、赤痢が流行り、そのことも日誌に書かれている。皇室関係の儀式についても頻繁に書かれている。
- ・学校日誌は、学校の動きだけでなく、地元の行事、国家の行事や、病気の流行などを把握することができる重要な資料である。
- ・大津小学校は、開校当時、70人～100人弱の児童に対し、職員は校長を含む4名のみであった。この4名の職員のうち、裁縫選科の教員を除く3名で授業を行っていた。多忙で、先生が亡くなったり、長期病休休業となり、学校全体が回らなくなり、学校全体が休業になることもあった。大変な激務校であったようだ。明治40（1907）年代から、地元の要望もあって、職員2人を増員したが、激務は変わらなかった。大正期になり、教員健康診断制度が導入され、先生の健康管理をしながら勤務してもらう仕組みが導入された。このように、学校日誌からは、様々なことが分かる。

- ・明治 29 (1896) 年 7 月 13 日の学校日誌には、在郷軍人が学校にやって来たことが記されている。この在郷軍人は、恐らく卒業生であろう。放課後 2 時間ほど実戦談を児童に語ったことが記されている。
- ・他にも、有名人や学者など、学校にやって来た人たちの記録が残っている。また、地域の人々も学校にやって来ていたようで、特に地元の漁師たちは、鯨の歯やペンギンの剥製など、珍しいものを標本として学校に寄付していたようだ。子ども達に見せてあげようと持ち帰っていたのだろう。今よりも多様な人たちが学校に関与していたのかもしれない。
- ・明治 40 (1907) 年の学校日誌には、校外教授、すなわち、社会見学についての記述もある。1～3 年生は植物の野外観察、4～6 年生は郡道を見て、その後、野外で授業を行い、どんな質問をしたかなどが、詳細に書かれている。スケールの大きな野外学習が行われていることに驚く。
- ・明治 40 (1907) 年代からは、頻繁に大掃除が行われるようになったことが、学校日誌から読み取ることが出来る。明治 30 (1897) 年代に新校舎が完成し、その後、日常の掃除は行っていたものの、大掃除はしていなかったようで、学年で担当を決めて、学期ごとに大掃除が行われるようになったことが書かれている。衛生管理が行われ始めたことがうかがえる。
- ・その後、教員の管理が行われ始めたようで、明治 42 (1909) 年 4 月 28 日の学校日誌には、職員会が開かれて、学校の方針である校訓五か条が決まったことが記されている。そして、翌明治 43 (1910) 年 5 月 12 日の学校日誌には、「小学校教員の心得」が職員室に張り出され、あるべき教員像が示されたことが記されている。
- ・児童の管理も行われ始めたようで、明治 43 (1910) 年 10 月 25 日の学校日誌には、放課後に、風儀協議会が開かれて、男子には、方言正誤表が配られ、方言が禁止されたこと、また、女子は髪を結ぶこと、が決まったことが記されている。児童のあるべき姿、発する言葉が規制され始めたことが分かる。
- ・明治 44 (1911) 年 1 月 17 日の学校日誌には、放課後に、風儀会が開かれ、男子は「おじやん、おばやん」ではなく「おじさん、おばさん」と言うべきこと、女子は前掛けを取ることに、「おじいさん、おばあさん」と言うべきことが決められた、と記されている。
- ・大正 8 (1919) 年の学校日誌には、「お父さん、お母さん」と言うべきこと、「君、僕、あなた、わたし」と言うべきこと、「ほんまに」ではなく「本当に」と言うべきこと、「まことに」ではなく「実際に」と言うべきこと、と記されている。
- ・また、教育事務所から指導者が来て、教員指導を行ったことが学校日誌に記されている。教員に対してもきちんとしているかチェックするもので、教員に研究授業をさせてチェックしていたようだ。そして、たとえば、6 年生に重点を置いて授業をしないとか、気をつけのやり方を直すようになど、事細かな指導があったようである。
- ・学校日誌に書かれてあることを、ただおもしろいと読むのではなく、それらを社会的背景と結びつけて読み解くことが大事である。明治から大正期の社会情勢、日露戦争のあたりから国民を統合していこうという政策、この流れについて、学校日誌から読み取ることが出来る。
- ・明治天皇崩御について書かれている部分を読むと、明治天皇の崩御を児童に告げ、本日から学校は休みになるため、家で慎むように、と伝えたことが記されている。そして、学校で、天皇崩御を悼む儀式を行ったことが記されている。
- ・「天皇陛下」の文字が他の文字の高さより上にあるのは、他の者より尊い者はそのように書くようにという当時の作法でありそれを読み取ることが出来る。また、明治天皇の誕生日には、そのご威徳を忍ぶ行事が日曜日に児童を集めて学校で行われたことが記されている。
- ・昭和の学校日誌は、戦争の記事が大半である。昭和 6 (1931) 年の満州事変以降は、国家総動員体制になり、学校教育も同様で、一挙に戦争体制へ入っていった。

- ・昭和 12 (1937) 年、日中戦争開始後の学校日誌には、黒塗りがされている。戦後、都合が悪い部分を黒塗りにしたようだ。
- ・戦争中は、授業どころではない様子が綴られている。たとえば、児童全員で、桑の皮を採取したことが記されている。桑の皮で服を作ったのだ。
- ・不思議なことに、終戦の 8 月 15 日前後の学校日誌には何も書かれていない。その辺りには何も書かれていない。学校が敗戦をいかに迎えたか分からない。
- ・敗戦から 3 週間後の、昭和 20 (1945) 年 9 月 5 日、戦後教育再建協議懇談会が開催され、校長が参加したことが記されている。教育現場では、戦争が終わったらすぐさま次の教育をどうするかが協議されていたのである。
- ・昭和 20 (1945) 年 11 月 6 日、学校では運動会が開かれた、と日誌に記されている。地元の動きが分かる記述である。

学校文集

- ・学校文集は、普通に残らない資料である。捨てられやすい。文集は、子どもたちが、素直で、飾らない言葉で、それぞれの時代の社会・家族・産業の在り方、災害の問題などを記している資料で、残していくことが重要である。
- ・大津小学校の文集には、とにかくお母さんが「おごる」と書かれている。母親には、遠洋漁業で不在の父親に代わって家を守るために、子ども達を怒鳴りつける、「怖い」一面があった。久しぶりに帰ってきた父親は、毎晩お酒を飲み、子ども達は、「おとうちゃん大丈夫やろうか。お酒ええ加減にして。」等と記している。父親が不在時は、母親は土建関係で働いたり、貝やイカなど、季節のものを採ったりして、生計を立てていた。文集からは、地域の人々の一年間の暮らしが分かる。
- ・また、文集には、昭和 43 (1968) 年に、高知市に修学旅行に行ったときの様子も書かれている。当時は、佐賀までしか鉄道が通っておらず、佐賀まではバスで、佐賀からは鉄道で高知市に行ったようだ。子ども達が、土電会館のエスカレーターに、「階段が動く！」とびっくりし、大騒ぎした様子や、お城の動物園で、サルや鳥など珍しい動物を見たこと、子どもの国博覧会でジェットコースターに乗ったり、県庁の屋上に行ったことなどが記されている。当時の高知市と土佐清水市の在り方の違いが、子ども達の素直な文章で証言されている。当時の方言も多用されており、当時の言語の在り方が分かるという点からも、是非残したい資料である。

校歌

- ・高知県では、最近まで、割と多くの学校で校歌がなかった。土佐清水の教育音楽部会が昭和 62 (1987) 年に作った校歌集は、なかなか良い。校歌自体が、地域を表すものだ。校歌では、まず風景をうたう。そして、広がった地域をうたい、学校の目標、徳目をうたう。校歌からは、学校の地理的・歴史的な特色、広域的な在り方、地域や学校が子ども達に求めるものが分かる。

(3) 今後について

- ・プライバシー等の問題はありますが、学校資料を歴史資料としていかに残すかが重要である。
- ・学校資料を地域資料、歴史資料として残すためには、先生方や「学校資料を考える会」だけでは不可能であり、行政の働き、地元住民の協力が不可欠である。
- ・一番の課題は、保存場所はである。学校はどこもいっぱい、県の公文書館にも限りがある。そこで、廃校になった学校で守っていけないか、と提案している。耐震性のある、津波の来ない、集落の人が管理出来る廃校の校舎が望ましい。学校資料だけでなく、地域の資料も保存し、地元の人たちが利用できるようにしてはどうだろう。それは、今後の課題である。

〈関連講演の様子〉



4 アンケート結果

関連講演開催当日に参加者に向けて実施したアンケートの集計結果は以下のとおりである。

講演開催日時	令和4年9月11日（日）14時～15時30分
講演参加者数	28人
アンケート回答者数	20人（アンケート回収率71%）

●参加者年代

年代	人数
20代	1
30代	1
40代	5
50代	5
60代	4
70代	3
80代	1

●居住地

県内・外	県・市町村	人数
県内	高知市	12
	香南市	2
	香美市	1
	南国市	1
	いの町	1
県外	京都府	1
	香川県	1
未回答		1

●職業

職業	人数
会社員	3
公務員	5
自営業	2
学生（大学生）	1
その他	4
未回答	5

●本講演会の開催を知ったきっかけ（複数回答可）

開催を知ったきっかけ	人数
チラシ	10
ポスター	3
県の広報誌	4
公文書館ホームページ	3
新聞	3
公文書館に来て	1
その他	3

※その他（3人）内訳

・県 Twitter（1人）

・未記入（2人）

●公文書館の収蔵資料を利用できることを知っているか

資料利用について	人数
知っている	10
知らない	8
未回答	2

●講演の感想（一部抜粋）

- ・学校資料の魅力、大切さがわかった。後世に残しておくべき貴重な物だと認識した。
- ・学校資料はその時代、地域、子ども達総ての生き様、生活等と脈々と連なっている何事にも変えられぬ歴史の一つであると認識し、重要性を感じた。
- ・学校資料から、当時の社会産業等、様々なものが見えてくるといことが印象に残った。
- ・プライバシーや保存の問題もあると思うが、地域史を考えるのに重要な史料と実感した。多方面にわたって利用できそうで興味深かった。
- ・学校資料を読むうえでのノウハウを教えていただけて良かった。学校日誌の書き方も地域差があるように感じた。
- ・資料の考え方、読みとき方を教えていただいた。おもしろいだけではなくて、いろいろな事と合わさってすばらしいモノになるんだなあと思った。
- ・具体的資料が用意され、とても分かりやすかった。企画展を見ただけで分からなかったことが説明された。
- ・渡部館長の調査にはいつも頭が下がる。これからの高知、日本にとって大切な記録を残されていると思う。過疎地域に住んでいて、廃校、廃寺、廃村がとても身近であるが、今ならまだ資料保存が間に合うのではないかと。できることを考え、動きたい。
- ・小学校は地域にとってなくてはならないものであることを再認識し、それを残していくことが大切なことと思った。
- ・学校は社会の縮図のようなところ。貴重な資料の保存は大切だが、残すめやすがないと、ぼう大な量になり、保管・分類等が大変だと思った。元、学校に勤めて、休校・廃校のための作業にかかわってきたので痛感。
- ・明治～昭和に記録された貴重な「現場の声」が分かり、ちょっとしたタイムトラベルをしている感覚になった。「当時の教育現場の記録を現代の教育にいかにかすか」という課題にも踏みこんでいただければ幸いである。

5 企画展示を振り返って

本企画展示は、こうちミュージアムネットワークの学制 150 年企画と連携し、土佐清水市教育委員会、越知町教育委員会及び「高知県の学校資料を考える会」の協力のもと、開催した展示であった。また、展示関連講演として、高知県立高知城歴史博物館館長の渡部淳氏より学校日誌に関する講演をしていただいた。さらに、市町村等の文書管理担当職員を対象とした研修を行い、県の公文書管理・歴史公文書制度、市町村支援取組事例の紹介や学校資料の保存活動を例に、地域における公文書の管理手法や歴史公文書等の保存の重要性等について理解を深めていただく場を設けた。このように、本企画展示は、外部との連携・協力により、開催することが出来た点について、まず言及したい。

展示内容について心がけたことは、ストーリー性を持たせる、ということであった。第 1 部「学制 150 年のあゆみ」では、まず、学制とは何だろうか？というところから、ストーリーを組み立てていき、江戸時代後期の藩校（武家の学校）、寺子屋（庶民の学校）から、学制発布後、現在に至るまでの年表を作成し、年表に沿った資料等を展示した。

次に、第 2 部「学校資料から見える世界」では、来場者に、学校資料について身近に感じてもらい、それらを地域地域で残していくことの大切さに気づいてもらうことを目的として、主に、旧土佐清水市立大津小学校に残されていた学校資料を展示した。この学校資料についても、ストーリーに沿った配置を行った。まず、旧土佐清水市立大津小学校について、来場者に知ってもらうよう、学校全体のことが分かる学校日誌や学校沿革誌、学校要覧、環境図、航空写真を配置した。次に、学校の内部のことが分かるよう、先生・児童が協力してつくった田んぼに関する資料、学校行事の写真、教科書、文集等を配置した。最後に、旧土佐清水市立大津小学校が児童減少により休校となり、廃校に至る経緯が分かる資料として、学校便りや休校記念誌、公立小学校廃止届（複製）を展示した。また、補完的に、当時の給食に関するコーナーを設け、旧土佐清水市立大津小学校に残されていた、大津保育園の給食実施簿（昭和 48（1973）年度）等を展示した。この給食実施簿には、当時の献立等が記載されていて、人気メニューや、食育の観点から提供されていた郷土料理等を知ることができる。

第 3 部「懐かしい学校の風景」では、旧越知町立片岡小学校や旧土佐清水市立大津小学校の備品を展示し、学校の教室を再現して、来場者に、「懐かしい」と感じていただけるようなコーナーを設けた。

アンケートでは「順番に読みやすかった。」「第 1 部から第 3 部までの流れがあり見やすかった。」「テーマごとに分けられていたのでも見やすかった。」等の感想をいただき、アンケートに回答いただいた 80%以上の方が、展示内容について「わかりやすい」と回答していた。

本企画展示で展示した学校資料は、来場者にとって、身近で、親しみやすいものであったようだ。また、机やイスといったモノ資料を併せて展示したことで、来場者に対し、学校資料について、一層理解を深めていただく助けになったのではないかと思われる。アンケートでも「知識がなくても楽しめた。」「当時の日記や教科書、机や楽器といった小学校などで使われていたものを直接見たりできた。」「昔の資料は何となく堅苦しいイメージがあったが、子どもたちの日記などあまり今と変わらず新鮮に感じた。」といった感想をいただいている。

展示を通して、県民の方々に、地域に残されている学校資料も、当時の暮らしなど地域を知るための貴重な記録であることを知ってもらい、地域の記録を未来に引き継いでいくことの重要性を伝えるとともに、市町村における保存について考えていきたい、というねらいについては、アンケートに「公文書館の必要性の意義がアピールされている。」「学校資料と地域の関わりの深さが理解できた。」といった意見があるなど、一定程度、伝えることができたのではないかと感じている。

また、展示と併せて行った、市町村等の文書管理担当職員を対象とした研修では、「高知県の学校資料を考える会」代表の目良裕昭氏から講演「学校資料を残すためにできることー自治体・学校・地域の役割」を行っていただき、同会の楠瀬慶太氏から講演「学校資料を整理・保存するー県内の廃校小中学校の実践例から」を行っていただいた。研修後には、「公文書や学校資料の多面的な価値について再認識した。」「歴史資料として後世に引き継いで

いくことの大切さが分かった。」「高知県の学校資料を考える会」の活動や、特に大津小学校の歴史的な資料の救済についての説明はとても興味深かった。」等の感想が寄せられ、一定程度、市町村等の文書管理担当職員に対し、学校資料を地域で残していくことの大切さを理解していただけたのではないかと感じている。

一方で、「研修で説明のあった整理・保存方法をもとに、管理するための体制をつくれるよう準備をしていきたい。」「書庫内の文書目録化と書庫の整理が第1の課題となっている。」「公文書管理の体制づくりなど様々な課題がある。」等、体制が整っていないといった課題を抱えている市町村が多数見受けられた。このことについては、今後も継続して各市町村とやりとりし、それぞれの実情に沿った支援を行っていくことが必要であると考えます。

おわりに

本企画展示で展示した旧土佐清水市立大津小学校及び旧越知町立片岡小学校の学校資料は、現地に足を運び、展示する資料を選び、お借りして、当館まで運んできたものである。実際に、現地で、校舎の中に置かれてあったその資料たちを見たとき、一瞬にして、過去にタイムスリップしたかのような感覚に陥り、その学校の卒業生ではないのに、懐かしさが胸に広がった。これは、時代や関わり方は違っても、「学校」という共通の体験の一端が記された、学校資料の持つ力であるように思う。このような学校資料を、より多くの方に見てもらい、その貴重性を知ってもらいたい、そして、学校資料を地域の記録として未来に引き継いでいくことの重要性を伝えたい、と思い、同じ思いを持つ方々と連携し、協力いただいて、展示を開催することが出来た。また、学校資料を通して、県内の市町村に、地域における公文書の管理手法や歴史公文書等の保存の重要性等について、一定程度、理解を深めていただく機会を設けることが出来た。この取り組みを一過性のものにせず、今後も継続して、市町村支援を行っていききたい。

¹ 文部科学省ホームページ「学制百年史」

² 高知県観光情報 Web サイト「こうち旅ネット」

³ 高知市ホームページ「文化財情報」

^{4,6} 高知県の学校資料を考える会編

「学校資料を残す・伝える」-小中学校・高校に残る地域資料の世界-

⁵ 令和4年度公文書管理に関する市町村等職員研修会

「学校資料を整理・保存する一県内の廃校小中学校の実践例から」

高知県の学校資料を考える会 楠瀬 慶太 氏

学制150年企画展「学校資料から見える世界」展示資料一覧

No.	資料名	年代	所蔵	請求番号
第1部 学制150年のあゆみ				
1	県民グラフ No.49 (昭和40年4月)	昭和40年	高知県立公文書館	R3-A-144
2	川北村 村政 学事諸達 明治14・1 (複製) ※原本所蔵 安芸市立歴史民俗資料館	明治14年	高知県立公文書館	-
3	川北村 村政 学事布達留 明治16・2 (複製) ※原本所蔵 安芸市立歴史民俗資料館	明治16年	高知県立公文書館	-
4	高知県公報 明治45年～大正3年 (複製) 第11号 大正元年9月7日通牒 ※原本所蔵 高知県立図書館	大正元年	高知県立公文書館	行政資料
5	高知県公報 明治45年～大正3年 (複製) 第48号 大正2年1月18日通牒 ※原本所蔵 高知県立図書館	大正2年	高知県立公文書館	行政資料
6	高知県土佐郡教育会第三回研究調査報告書	大正3年	高知県議会図書室	-
7	指導要録 昭和25年度卒業	昭和25年	高知県立公文書館	R4-C-211
第2部 学校資料から見える世界				
8	日誌 大津尋常小学校(自明治31年4月至同32年3月)	明治31年	土佐清水市教育委員会	-
9	学校沿革誌 土佐清水市立大津小学校	不明 (昭和49年頃か)	土佐清水市教育委員会	-
10	学校要覧 昭和43年度以降 土佐清水市立大津小学校	昭和38年 62年	土佐清水市教育委員会	-
11	大津小学校環境図	不明 (昭和後期頃か)	土佐清水市教育委員会	-
12	大津小学校航空写真	平成元年	土佐清水市教育委員会	-
13	田んぼにっし 土佐清水市立大津小学校	昭和60年	土佐清水市教育委員会	-
14	児童をとりまく環境と文化 土佐清水市立大津小学校	昭和59年	土佐清水市教育委員会	-
15	校内研修会記録簿 大津小 (自昭和50年度)	昭和50年	土佐清水市教育委員会	-
16	昭和53(1978)年度学校行事スナップ 大津小学校	昭和53年	土佐清水市教育委員会	-
17	楽しい理科第3・4学年用(3年上下、4年下)教科書	昭和46年、 48年	土佐清水市教育委員会	-
18	小学校家庭科学習帳5(児童用、教師用)教科書	不明	土佐清水市教育委員会	-
19	尋常科用 小学国語読本 巻一 文部省	昭和7年	土佐清水市教育委員会	-
20	学校文集 かなえざき 母の日特集号	昭和43年	土佐清水市教育委員会	-
21	文集「おとうさんおかあさん」父の日母の日記念特集	昭和51年	土佐清水市教育委員会	-
22	公立小学校廃止届(複製)	平成16年	高知県教育委員会	-
23	叶崎便り No.75	平成4年	土佐清水市教育委員会	-
24	大津小学校休校記念誌 叶崎	平成4年	土佐清水市教育委員会	-
25	県民グラフ No.13 (昭和36年5月)	昭和36年	高知県立公文書館	R3-A-108
26	大津保育園 給食実施簿(昭和48年度)	昭和48年	土佐清水市教育委員会	-

県政の記録を未来へ

高知県立公文書館 Kochi Prefectural Archives

〒780-0850 高知県高知市丸ノ内一丁目1番10号
TEL 088-856-5024 / FAX 088-856-5014
E-mail: 110202@ken.pref.kochi.lg.jp
<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110202/>



アクセス

【路面電車、バスの場合】
「高知駅前」下車。
高知城方面徒歩5分。
「山内一豊公像」北側。
【お車の場合】
駐車場はありません。
近隣有料駐車場をご利用ください。

令和4年度企画展広報チラシ等
 学制150年企画展「学校資料から見える世界」

学制150年企画展
学校資料から見える世界

令和4年7月15日(金)▶9月26日(月)
 9時～17時 ※土・日・祝は個別休館ですが、イベントのある令和4年8月21日(日)及び令和4年9月3日(土)は企画展は開催します。

【開催】高知県立公文書館 1階展示室
 (高知高知市丸の内1丁目1番10号)

入場無料

主催/高知県立公文書館
 協力/高知県の学校資料を考える会、高知県立高知城歴史博物館
 後援/高知県教育委員会、土佐清水市教育委員会、高知高等学校長協会、高知県中小学校長会

公文書館は、学校や役場などに残された記録を、地域地域で次の世代に引き継いでいく重要性について市町村に理解を深めていただく「市町村支援」の役割を担っています。
 地域に残されている学校資料も、当時の暮らしなど地域を知るための貴重な記録です。
 本企画展では、学校に残された資料を通じて地域の記録を未来に引き継いでいくことの重要性を伝えたいと思います。

関連行事
 令和4年8月21日(日) 14時～15時30分
 「学校日誌と学校文集～土佐清水市立大津小学校を事例に～」
 講師 高知城歴史博物館 館長 渡部 淳 氏
 会場 高知県立公文書館2階研修室
 参加費 無料
 申込方法 電話・FAX・メールのいずれかで当館にお申し込みください。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更・中止をされる場合があります。最新情報は、ホームページでお知らせします。

学校資料から見える世界

地域の中心だった学校に残された資料には、住民によって時代や関わり方は違っても、「学校」という共通の体験の一端が記され、若者や子どもたちに伝え、引き継ぎたい地域の記憶が織り込まれています。私たちは、学校資料を地域の暮らしやつながりを見つめ直し、未来を考える材料と捉え、市町村における保存について考えていきたいです。
 自分たちが学んだ「学校」で使った文書や教材が、数十年経って地域を知る資料になります。そんな「学校資料から見える世界」をのぞいてみましょう。
 ※土佐清水市立大津小学校には、学校資料がほぼそのままの状態で残されています。

県民グラフ No.49 昭和40年発行(県広報誌)
 開成門
 高知城の南西にあり、開成門は開成門の正門、現在は土佐清水高等学校に寄贈、有形文化財指定。

黒公報(複製)
 高知県公報(表紙)
 (昭和45年～平成3年)
 高知県が発行、内容は、県政や県民の生活、自然、文化など。
 高知県公報 通巻第16号
 (平成元年9月7日)
 国字数行が印刷機故障で不足することになったため、このように印刷されたもの。

土佐清水市立大津小学校資料
 学校日誌(明治期)
 大津小学校に伝わっている明治期の学校日誌。月日、気象、教師及び児童の出席数が記されている。
 学校文集
 大津小学校児童による作文、書画がまがみ組で、文数が1年の大半を越えて通じないという内容が多く見られる。

高知の記録を未来へ
高知県立公文書館
 Kochi Prefectural Archives
 〒780-0850 高知県高知市丸の内一丁目1番10号
 TEL 088-856-5024 / FAX 088-856-5014
 E-mail: 110202@ken.pref.kochi.jp
 https://www.pref.kochi.jp/soshiki/110202/

学制150年企画展 学校資料から見える世界 関連講演

学校日誌と学校文集
 ～土佐清水市立大津小学校を事例に～

講師 高知県立高知城歴史博物館 館長 渡部 淳 氏

日時 令和4年9月11日(日) 14時～15時30分

会場 高知県立公文書館 2階研修室

参加費 無料

申込方法 電話・FAX・メールのいずれかで当館まで

今回の企画展で展示する、旧土佐清水市立大津小学校に残されていた「学校日誌」や「学校文集」から読み解ける当時の地域の様子や子どもの目線を通じた家族の生活や地域との関わりなど、「学校資料から見える世界」について興味深いお話をいただきます。
 誰もが学び通じてきた「学校」に残されたものが伝える歴史に思いをさせてみませんか。
 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更・中止をされる場合があります。最新情報は、ホームページでお知らせします。

高知の記録を未来へ
高知県立公文書館
 Kochi Prefectural Archives
 〒780-0850 高知県高知市丸の内一丁目1番10号
 TEL 088-856-5024 / FAX 088-856-5014
 E-mail: 110202@ken.pref.kochi.jp
 https://www.pref.kochi.jp/soshiki/110202/

ごあいさつ

令和4年は、近代学校制度が創設された学制発布から150年を迎えます。
 この節目の年に、当館では「学校資料から見える世界」と題した企画展を開催することとしました。
 公文書館は、学校や役場などに残された記録を、地域地域で次の世代に引き継いでいく重要性について市町村に理解を深めていただく「市町村支援」の役割を担っています。
 私たちは、学校資料を地域の暮らしやつながりを見つめ直し、未来を考える材料と捉え、学校に残された資料を通じて地域の記録を未来に引き継いでいくことの重要性を伝えるとともに、市町村における保存について考えていきたいです。
 地域に残されている学校資料も、当時の暮らしなど地域を知るための貴重な記録です。地域の中心だった学校に残された資料には、住民によって時代や関わり方は違っても、「学校」という共通の体験の一端が記され、若者や子どもたちに伝え、引き継ぎたい地域の記憶が織り込まれています。
 自分たちが学んだ「学校」で使った文書や教材が、数十年経って地域を知る資料になります。そんな「学校資料から見える世界」をどうぞお楽しみください。

高知県立公文書館長

ごあいさつ

令和4年は、近代学校制度が創設された学制150年を迎えます。この節目の年に、当館では「学校資料から見える世界」と題した企画展を開催するとしました。

公文書館は、学校や役場などに残された記録を、地域地域で次の世代に引き継いでいく重要性について市町村に理解を深めていただく「市町村支援」の役割を担っています。私たちは、学校資料を地域の暮らしやつながりを見つめ直し、未来を考える材料と捉え、学校に残された資料を通して地域の記録を未来に引き継いでいくことの重要性を伝えるとともに、市町村における保存について考えていきたいと思っています。

地域に残されている学校資料も、当時の暮らしなど地域を知るための貴重な記録です。地域の中心だった学校に残された資料には、住民によって時代や関わり方は違っても、「学校」という共通の体象の一端が記され、若者や子どもたちにも伝えていきたいと思います。記録が繰り返されています。

自分たちが学んだ「学校」で使った文書や教材が、数十年経って地域を知る資料になります。そんな「学校資料から見える世界」をどうぞお楽しみください。

令和4年7月15日

高知県立公文書館長

企画展構成

- 第1部 学制150年のあゆみ
- 第2部 学校資料から見える世界
- 第3部 懐かしい学校の風景

第1部 学制150年のあゆみ

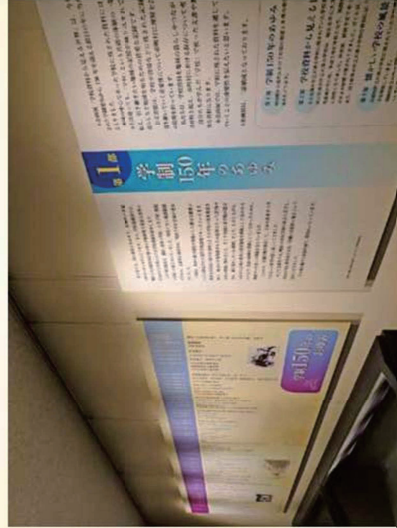
第1部では、国の制度とあわせて、高知県の学制150年のあゆみをたどります。また、学校系統図では、明治5年学制発布以後の国の学校制度上重要な改革の行なわれた時期における学校系統を紹介しています。

江戸時代後期は、藩校(武家の学校)と寺子屋(庶民の学校)が併立されていました。明治4年に陸奥県が行われ、文部省が創設され、明治5年に学制が発布されました。学制は、欧米の教育制度を模範とした大きな構想のもとに制定された近代学校制度であったといえます。政府は全国民の就学を目標として小学校の普及発達を図り、地方の学事関係者もその意図にそって管内の学事の奨励に努めました。そこで全国に小学校が設立され、就学者もしだいに増加しました。しかしながら、元来その計画が欧米の教育制度を模範として定めたものであり、実地の経験を基礎としていなかったために、考慮すべき多くの問題を含んでいました。

このため、学制全般を検討して、これを改革すべきであるとの要望が強くなってきました。

そこで文部省では、明治10年に学制の改正に着手し、明治12年に教育令を公布、学制は実質的に廃止という流れになりました。その後も様々な経過を経て、現代に至っています。

【参考文献】文部科学省ホームページ「学制百年史」



2

3

学年	行事
明治8年	創立 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治9年	新築校舎 校舎修繕
明治10年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治11年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治12年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治13年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治14年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治15年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治16年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治17年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治18年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治19年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治20年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治21年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治22年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治23年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治24年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治25年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治26年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治27年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治28年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治29年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治30年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治31年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治32年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治33年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治34年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治35年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治36年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治37年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治38年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治39年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治40年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治41年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治42年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治43年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治44年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治45年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治46年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治47年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治48年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治49年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治50年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治51年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治52年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治53年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治54年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治55年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治56年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治57年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治58年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治59年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治60年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治61年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治62年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治63年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治64年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治65年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治66年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治67年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治68年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治69年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治70年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治71年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治72年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治73年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治74年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治75年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治76年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治77年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治78年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治79年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治80年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治81年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治82年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治83年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治84年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治85年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治86年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治87年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治88年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治89年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治90年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治91年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治92年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治93年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治94年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治95年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治96年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治97年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治98年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治99年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校
明治100年	小学校区制改正 (旧清水町立) 幸手町 (現清水町) 分校

学制150年のあゆみ



第2部 学校資料から見える世界

第2部では、明治8年に創立し、平成8年に休校となり、再開が望まれていましたが、平成16年に閉校となった旧土佐清水市立大津小学校に残されていた資料を中心として、展示しています。

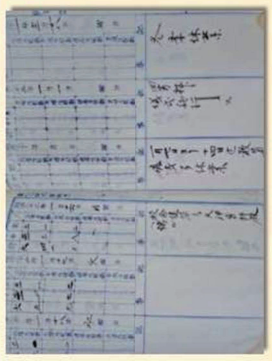
明治時代の手書きの学校日誌、学校沿革誌から始まり、学校要覧、環境図、航空写真には、旧土佐清水市立大津小学校の歴史だけでなく地域の歴史まで刻まれています。

「先生、田んぼ作りたい、作れんろうかね」という児童の一言から始まった、学校での田んぼ作りの経緯と観察記録、報告を記した教育研究資料「児童をとりまく環境と文化-小さな学校の日本-」も小さな田んぼ-」、児童による『田んぼにし』などからは、学校生活の様子が生きて伝わってきます。

文集（父の日母の日記念特集）の児童の描いた父親、母親の顔絵や両親への想いを綴った作文からは、四国最南端に位置する好進場であり濠洲漁業の盛んなこの地域の特性や、当時の地域の家族の様子がかがいに知れます。

学校資料に残された記録は、地域の歴史を次の世代に引き継いでいく財産であり、地域地域で守り伝えてほしいと願います。

これら、旧土佐清水市立大津小学校に残された資料から見えてくる当時の思いを聴かせていただければ幸いです。

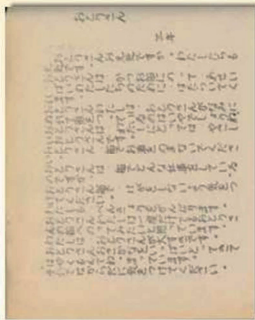


旧大津小には、明治25年から昭和60年までの約90年の日誌が残っています。その内容は、現在の日誌と比べると遙かに詳細かつ具体的です。例えば、明治31年度日誌には、「1月日、冬季休業、儀式、教員の病欠休業、校舎建築にかかると記載されています。その他の年代の日誌には、「気象、児童賞典、教師任免、進退、学業編成・受持、参観」なども列記されており、時に筆者の感想や来校者の発言、更には自作の短歌が記されるなど、個性豊かなものです。その記述には、学校や地域の歴史が刻まれるとともに、当時の学校教育の変遷をうかがい、知ることができま



土佐清水市立大津小学校 航空写真 (平成元年)

土佐清水市立大津小学校 文集「おとうさんおかあさん」



四国最南端に位置する土佐清水市は黒潮が日本で最初に接岸する地形から多種多様な魚が集まる好漁場として知られています。文集は、ちようと遠洋漁業最盛期に、父の日・母の日を記念して編まれたものです。時代を反映するように、文集中には父親は1年の大半を船で過ごし不在という家庭の姿が多く見受けられます。子どもたちが両親への思いを綴った作文は、「お父さんお元気ですか」と誓げ会えない船上の父親を気遣う言葉で始まるものも多くあります。「お父さんは十月になったらもどるから」と父親が漁を終えて帰宅するのを待ちわびる一文も見られます。子どもたちの飾るところのない文章からは、父親が離れて働く家庭の寂しさや、土産を心待ちにする様子がうかがえます。当時の生きた家庭の様子を伝える資料です。

県民グラフNo.13 (昭和36年)『よい子の学校給食』



昭和36年5月発行の県民グラフ「よい子の学校給食」。学校給食によって、子どもたちの体格が良くなったことが記載されています。また、食事についての正しい理解と習慣、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養う、あるいは食生活の合理化や栄養の改善、食糧の生産・配分・消費などについて正しい理解に導く、手洗いの励行など衛生観念の向上等、学校給食による成果が綴られ、今後は学校給食の実績等をさらに引き上げる計画が示されています。

第3部 懐かしい学校の風景

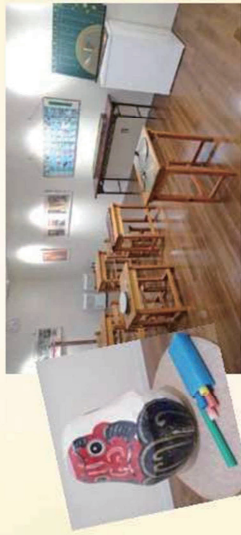
第3部では、明治31年に発足し、平成13年に休校、平成27年に閉校となった旧越知町立片岡小学校に残されていた備品を中心として展示しています。年代は不明ですが、机やイス、黒板、ポスター、地球儀、楽器、大判のそのぼなど、ほぼ当時のままの状態で校舎に残されています。現在では使われなくなった進高語がそのまま残されていたことも、興味深いと思います。また、旧土佐清水市立大津小学校からも、年代は不明ですが、だるま、紙芝居を展示しています。だるまは手作りで、運動会の競技で使われていました。懐かしい学校の風景にタイムスリップしてみませんか。



旧越知町立片岡小学校



旧土佐清水市立大津小学校



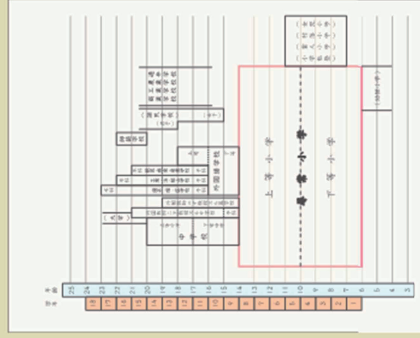
関連展示 (パネル展) 学校資料を残し伝える活動 ～「高知県の学校資料を考える会」の活動から～

今回の企画展において展示した学校資料は、旧土佐清水市立大津小学校に残されていた学校資料群約4千点を、撤出、整理(クリーニング、資料目録の作成、資料の撮影)を手がけた「高知県の学校資料を考える会」の取り組みにより救出された資料です。学校資料の保存活用活動について、パネル紹介します。



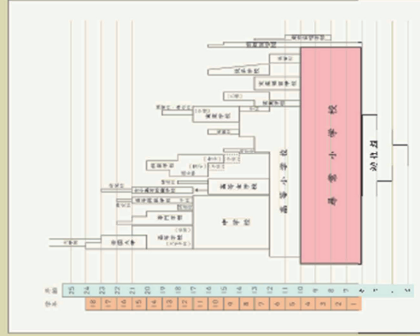
学校系統図

学校制度の移り変わり



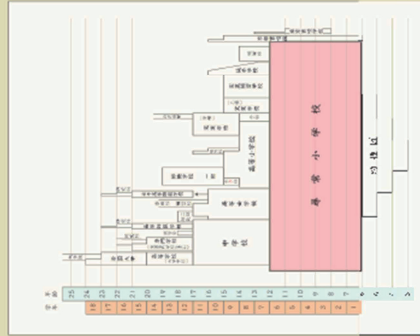
1873 明治6年

明治5年に学制が發布された。実際には未設置のものや、学制による旧来の学校があった。小学校は小学私塾が多かった。



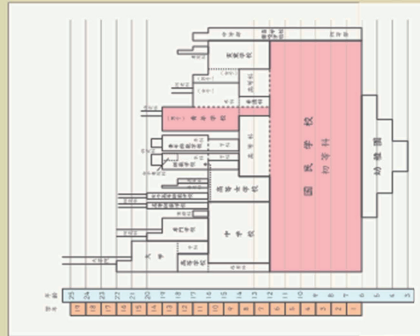
1900 明治33年

明治33年、小学校令の全面改正により、義務教育制度の完全施行が決定され、尋常小学校は四年制に統一された。



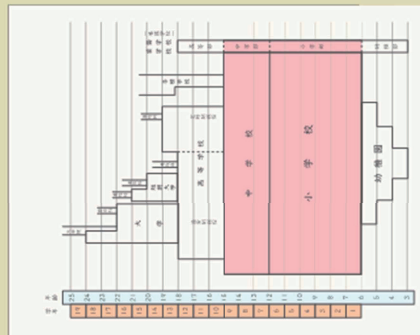
1908 明治41年

明治41年、小学校令が改正され、義務教育年限が6年に延長された。



1944 昭和19年

昭和16年、小学校令を改正して国民学校令が公布され、小学校は国民学校と改称された。



1949 昭和24年

学校教育法（昭和22年公布）により、小学校・中学校・高等学校・大学の「六・三・三・四制」が定められた。



【出典】文部科学省ホームページ「学校教育年史 資料集」
※「学校系統図」一節加工

学制150年のあゆみ 年表

江戸時代末期 1800年頃	藩校（武家の学校）、寺子屋（庶民の学校）が併立
1871（明治4）年	廃藩置県 文部省創設
1872（明治5）年	学制発布
1873（明治6）年	小学校設立五法目出之事布達
1879（明治12）年	学制廃止、教育令公布
1881（明治14）年	小学校教員懲罰規則制定 中学校教員大綱制定 小学校教員心得制定
1885（明治18）年	内閣制度発足（近代文部大臣 森有礼）
1886（明治19）年	帝国大学令、小学校令、中学校令、師範学校令、諸学校規則公布
1889（明治22）年	大日本帝国憲法発布
1890（明治23）年	教育ニ関スル勅諭発布
1892（明治25）年	市町村立小学校授業料規則制定
1900（明治33）年	尋常小学校四年制に統一 公立小学校副授業料廃止
1903（明治36）年	国定教科書制度採用（小学校令改正）
1907（明治40）年	小学校令改正、義務教育年限を六年と定める
1913（大正2）年	県下各中学校に外国人教師を配置
1917（大正6）年	臨時教育会議発布 内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育会議を設置
1923（大正12）年	盲学校及聾学校令公布（滋賀県に設置を義務化）
1929（昭和4）年	県立盲学校開校
1935（昭和10）年	青年学校令公布 県下一斉に青年学校開校
1939（昭和14）年	青年学校令改正（青年学校義務制に）
1941（昭和16）年	国民学校令公布 県下一斉に小学校を国民学校と改称
1942（昭和17）年	高知県学徒隊編成開始 学徒防衛隊規則制定
1943（昭和18）年	中等学校令公布
1945（昭和20）年	県立女子医学専門学校開校 県内で学費補助が始まる 高知市大空襲 終戦 高知県中等教育臨時措置要綱決定、県立中等学校を郡部へ分散
1946（昭和21）年	日本国憲法公布
1947（昭和22）年	教育基本法、学校教育法公布 六・三・三・四制新学校制度による小・中学校発足 県立女子医学専門学校、県立女子専門学校に編入
1948（昭和23）年	新制高等学校（高知県 公立二校、私立三校）発足 教育委員会法公布 高知県教育委員会発足

学制150年のあゆみ



寺子屋の先生

1937

1949 (昭和24)年	<p>県立高知女子大学開校 (県立女子専門学校が母体) 国立高知大学開校</p>		<p>高知女子大学 2019年 23.500</p>
1950 (昭和25)年	公立高等学校全員入学制を決定		
1951 (昭和26)年	高知市内二十七校を完全附属校とする		
1952 (昭和27)年	地方教育委員会発足		
1953 (昭和28)年	<p>高等学校の定時制教育及び通信教育振興法公布 県立高知短期大学開校</p>		
1956 (昭和31)年	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律公布 ・教育委員会設置廃止 ・教育長の任命承認制度導入</p> <p>新教育委員会発足</p> <p>全国学力調査を開始 (小・中・高校の児童・生徒が対象)</p>		
1957 (昭和32)年	公立高等学校選抜入試の実施を決定・入学定額制を決定		
1961 (昭和36)年	初の全国中学校一斉学力調査 (二・三年生)実施		
1963 (昭和38)年	<p>県立高等学校普通科のコース制、中学校別発足</p> <p>義務教育諸学校の教科用図書は無償提供に関する法律公布 (各道府県で施行し、昭和四十四年に義務教育諸学校の全体で無償給与が実現)</p>		
1964 (昭和39)年	高知県教育センター設置		
1968 (昭和43)年	定時制通信制教育センター設置		
1978 (昭和53)年	高知医科大学開校		
1984 (昭和59)年	内閣総理大臣の諮問機関として臨時教育審議会を設置		
1997 (平成9)年	<p>士族の教育改革始まる 高知工科大学開校</p>		<p>高知大学 2019年 23.500</p>
2000 (平成12)年	高知県心の教育センター設置		
2001 (平成13)年	中央教育審議会設置		
2002 (平成14)年	完全学校週五日制実施		
2003 (平成15)年	旧高知大学・旧高知医科大学統合、高知大学開校		
2004 (平成16)年	国立大学の法人化		
2007 (平成19)年	全国学力・学習状況調査を開始		
2008 (平成20)年	教育振興基本計画策定		
2009 (平成21)年	高知県教育振興基本計画策定		
2010 (平成22)年	公立高等学校に於ける授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律成立		
2011 (平成23)年	<p>高知女子大学、高知県立大学に校名変更 (男女共学化) 大学の設置者を高知県公立大学法人に改称</p>		
2014 (平成26)年	地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律公布		
2015 (平成27)年	<p>教育委員会制度の改正 ・教育委員と教育長を一本化した新「教育長」の設置 ・すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置</p> <p>県立大学、公立大学法人高知工科大学と法人統合</p>		
2020 (令和2)年	県立高知短期大学開校 (社会人教育機能は県立大学へ引き継がれる)		

【展示報告 2】

令和 4 年度学制 150 年企画展

「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」

高知県立公文書館 三宮 久美

はじめに

学制発布から 150 年の節目を迎える令和 4（2022）年は、高知県立公文書館（以下、「当館」という。）において学制 150 年企画展（2回）を計画し、第 2 弾として「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」（開催期間：令和 4（2022）年 10 月 14 日から 12 月 26 日まで）を開催した。

高知県立大学（以下、「県立大」という。）には、昭和 24（1949）年に設立認可された高知女子大学（以下、「女子大」という。）とその前身である女子医学専門学校（以下、「女子医専」という。）、女子専門学校（以下、「女専」という。）という二つの専門学校を合わせた 77 年にわたる歴史がある。

県立大は平成 23（2011）年 4 月に高知県公立大学法人が経営する男女共学の高知県立大学へと生まれ変わり、大きな転換期を迎えたが、そこに至るまでの「県立」女子医専・女専・女子大としての姿を文書、写真、映像等を用いて展示を行った。

本報告では、企画展の内容、関連講演の概要、アンケート結果をまとめ総括としたい。

1 展示内容

展示は、第 1 部「2 年限りの女子医学専門学校と女子高等教育の原点・女子専門学校」、第 2 部「四国唯一の公立大学・高知女子大学が目指したもの」、第 3 部「男女共学化・公立大学法人化の新時代 ― 県立の大学が果たす役割とは ―」と大学の変遷過程に沿った 3 部構成とした。

以下、展示資料等（展示室で紹介したスライドや講演で使用した資料を含める）とともに第 1～3 部の内容を紹介する。

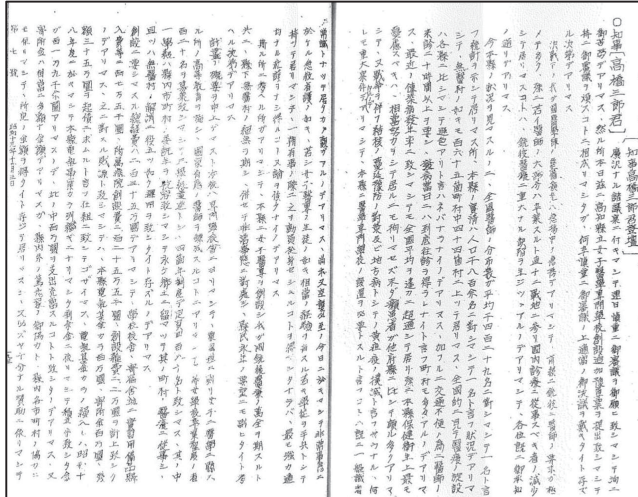
<第 1 部 2 年限りの女子医学専門学校と女子高等教育の原点・女子専門学校>

第 2 次世界大戦が深刻な情勢となっていた昭和 19（1944）年 12 月 3 日、高知県議会に県立女子医学専門学校創設案が緊急追加議案として提出され、全会一致で可決された。

多くの若い男性医師が戦地へと出る中、本県の無医村の状況や保健衛生の問題等を鑑み、医療の体制を万全にすることを緊急課題ととらえ女子医専は設立された。また、当時、土佐沖には米艦隊が航行し、危険が迫る中、銃後医療の救急看護要員を女子医専で養成し非常事態に対処したいという考えもあった¹。

「高知県議会会議録 昭和十九年」には、高橋三郎知事による女子医専創設追加予算提案

理由の説明が記されている。そこには、本県の医師数は人口 1,800 余名に対して 1 名であり、無医村が 165 箇所中 44 箇所に上ること、伝染病の発生率が全国平均を上回っていることがあげられ、戦争に伴う結核の蔓延防止対策、黄痘疫の撲滅等も含め重大案件であることから、医専設置は一般識者の常識となっていると述べている。

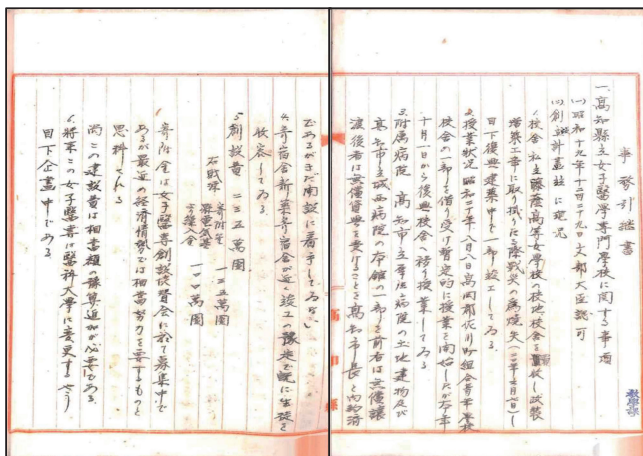


「高知県議会会議録 昭和十九年」
(高知県議会図書室所蔵)

女子医専の最初の入試には 1,000 余名が出願し、昭和 20 (1945) 年 3 月に 135 名の合格者が発表された。校舎は高知市北与力町一番地の旧高知県立工業学校の建物、附属病院は市立城西病院 (昭和 25 年に市民病院と改称) を予定していたが、同年 6 月に高知市最初の空襲に遭い、校舎が全焼したため 7 月開校の予定が延期された。さらに 7 月に 2 回目の空襲により、市内での開校は困難となり、女子医専着任が決まっていた下司孝磨教授が疎開先の佐川町を奔走され、佐川組合青年学校を借用する話を取りつけ知事に報告し即時決定となった²。

当時の状況は、当館所蔵の「昭和 21 年 10 月 知事引継書 No. 1」の女子医専に関する事項に記載されている。これによると、復興校舎への創設費予算を 235 万円計上しているが、経済情勢は厳しく、建設費においても相当な予算追加が求められるとしている。

しかし、「将来この女子医専は医科大学に変更するよう目下企画中である」と締めており、県は苦境に立ちながらも、医科大学設置を視野に入れていたことが分かる。



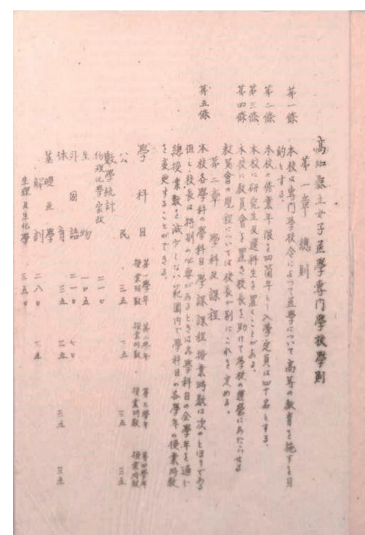
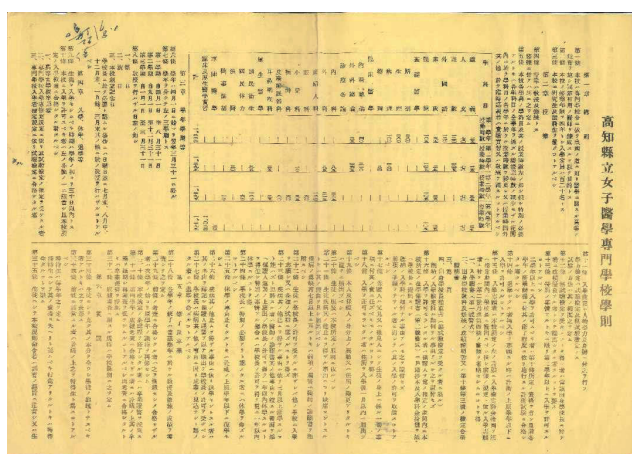
【識別番号】 R2-A-7
「昭和 21 年 10 月
知事引継書 No. 1」

(1) 女子医専に関する資料【学則・入学試験問題・南海大地震における活動】

女子医専については、当時の様子を語ることができる卒業生が少なくなり、残された資料等の所在確認も困難であったが、調査を進める中で既述の女子医専専任教授 下司孝磨氏が当時の貴重な資料を保管し、ご子息の孝之氏がそれらを引継いでいることが分かった。

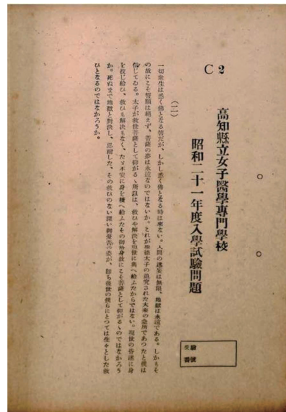
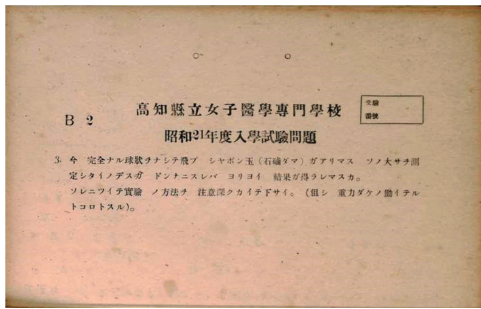
今回の展示開催にあたり、孝之氏に女子医専及び女専に関する展示資料の借用について協力を依頼し、快諾していただいた。また、女子医専・女専の卒業生である関田和子氏、松崎淳子氏にも資料借用や取材等で協力いただき、学校生活の様子が明らかになった。ここでは、学則、入学試験問題、南海大地震時の活動に関する資料を紹介する。

昭和 20（1945）年 4 月施行の女子医専学則には、第 1 条に「皇国の道に則り医学に関する高等の教育を施し国家有用の医師を錬成するを以て目的とす」と明記されており、教育勅語で示された考えが反映されている。戦時下における医専開校は全国的に広がっていたものの、本県の特徴として当初から無医村地域に対する委託生制度を設けており、県下の地域医療の充足を図ろうとした動きが読み取れる。翌年 4 月には学則が改正され、第 1 条の目的や学科目の名称等が変更されるとともに、授業料も年額 230 円から 480 円となった。



高知県立女子医学専門学校学則【左】昭和 20 年、【右】昭和 21 年
(下司孝之氏所蔵)

下司教授が担当していた生理学の講義ノートには、当時授業で教えていた内容、課題等が細かく記され、中には昭和 21（1946）年度入学試験問題の裏紙を使用しているページもあった。試験問題は物理、生物、国語等の科目で人間の皮膚の感覚や蛙の変態、俳句の情景等多岐にわたる分野から出題されており、いずれも記述式問題だった。受験生には問題に対して文章での説明による回答が求められており、試験の難易度の高さがうかがえた。



高知県立女子医学専門学校
昭和21年度入学試験問題
(下司孝之氏所蔵)

一方、女子医専をめぐる状況は終戦、そして昭和21（1946）年12月に発生した南海大地震によってさらに変化する。下記の資料は、震災発生時における女子医専の動きを伝えるものであり、防疫活動従事者やワクチン等に関する情報をまとめた一覧表には、「女子医専職員103名、生徒506名」との記載から約600名もの女子医専関係者が県内の防疫活動に従事していたことが分かる。このほか関田和子氏が所蔵するアルバムの写真には、実際に防疫活動にあたる学生たちの様子が記録されている。

表1
防疫活動期間 昭和21年12月30日—22年1月30日

防疫従事者	延865名	高知女子医専職員	103名
		全生徒	506名
		高知高女	生徒262名
防疫地区住民		約	12,000人
腸チフス、バラチフス混合ワクチン注射	延		2,377人
赤疹チフスワクチン注射	延		445人
消毒井戸数	延899	(実数)	582
井戸水量	平均0.70立方米	全量	40立方米
所要曝露時間	平均35分	全量	2,040分



【左】昭和21年12月に発生した南海大地震における防疫従事者を示す表（下司孝之氏所蔵）
【右上】【右下】その活動の様子（関田和子氏所蔵 高知県立女子専門学校アルバム）

（2）女専に関する資料【学則・募集要項】

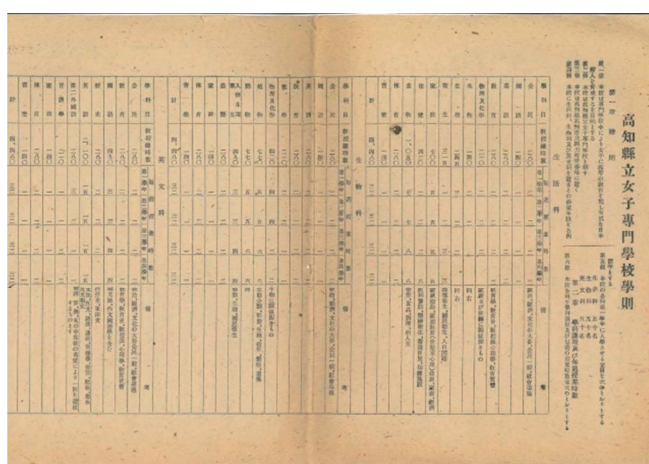
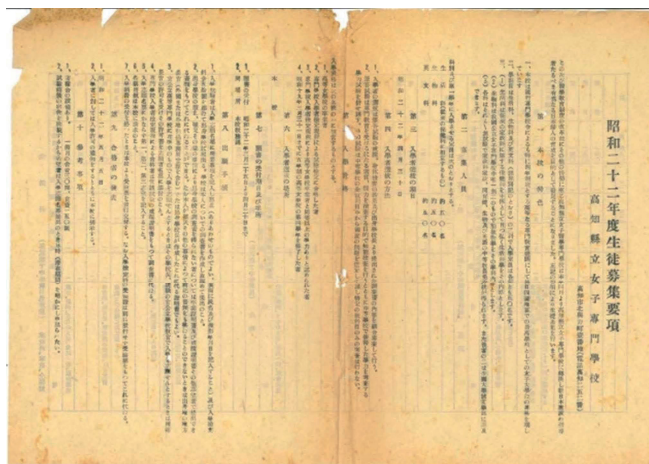
設立当初の厳しさに加え、震災復興関連費に多くの予算を充当せざるをえない財政事情を考慮し、最終的に県は女子医専を継続することを断念する。同時期に文部省が実施した全国の公私立女子医専の審査も大学昇格不可能という結果であった³。この間、学生や教員、保護者が女子医専の存続へ向けて奔走したが、昭和22（1947）年2月の県議会で女子専門

学校（生活科・生物科・英文科）への転換が決議された。

学生たちは県外の医専や専門学校に行く者、家事の手伝いをする者等様々な進路を選択したが、女専に転入した学生数は34名であった⁴。

昭和22（1947）年3月に文部省より設立認可された女子専門学校について、「この地に女子高等教育の機関を設立することは只に本県のみでなく、四国四県の為に、更に国家にとって重大な意義」があり「将来学制改革と相まって本校を西日本唯一の女子大学に発展せしめて、真に再建日本の要求する新日本女性の育成を企図する」ことが設置理由にあげられている⁵。

この点からも女子「大学」への展望は明確にされ、地方における女子高等教育の必要性を示し学制改革を見通した女専設置であったといえる。下記の女専の生徒募集要項の中にもその点は表れており、「本校の特色」として、専門学校であるが4年制である点を強調している。今後の女子大学への昇格を期した高等なる専門教育機関として新しく発足した女専は、生活科、生物科及び英文科各定員50名とし、学則には「女子に高等教育を施し有為な日本婦人を育成する」ことを目的とすることが定められた。ここに女子高等教育の萌芽をみることができる。



【上】昭和22年度高知県立女子専門学校募集要項、【下】高知県立女子専門学校学則
(下司孝之氏所蔵)

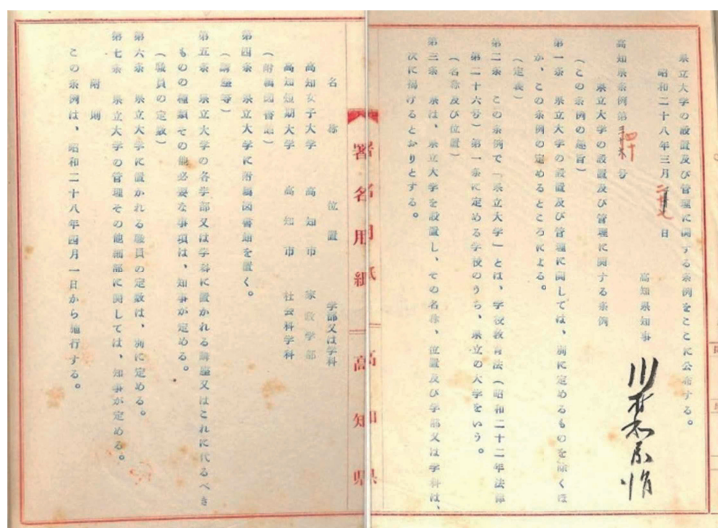
<第2部 四国唯一の公立大学・高知女子大学が目指したもの>

(1) 高知女子大学のはじまりと公開講座

女専を経て、県は昭和23(1948)年に女子大の設立認可申請(2学部4学科)を提出したが、大学設置委員会から最終的に認められたのは、家政学部生活科学科の1学部1学科(定員60名)体制だった⁶。同時期に女子専門学校から女子大学へ昇格した公立の女子大学は、他に大阪女子大学、熊本女子大学、福岡女子大学があるが、単科大学としてスタートしたのは高知女子大学のみである⁷。

昭和24(1949)年2月に設置認可された女子大の学則第1条「目的及び使命」には、「女子の天性に適した教育と研究によって新しく愛に充ちた家庭と社会を創造する実力をもった女性」の育成が掲げられ、この時代の女性像が映し出されている。

また、当館所蔵の「昭和28年 県法規 1/1」には、昭和28(1953)年に公布された県立大学の設置及び管理に関する条例が含まれ、高知女子大学、高知短期大学、大学附属図書館の設置等を定められる等、高知県の大学として少しずつ整備されていく様子が分かる。

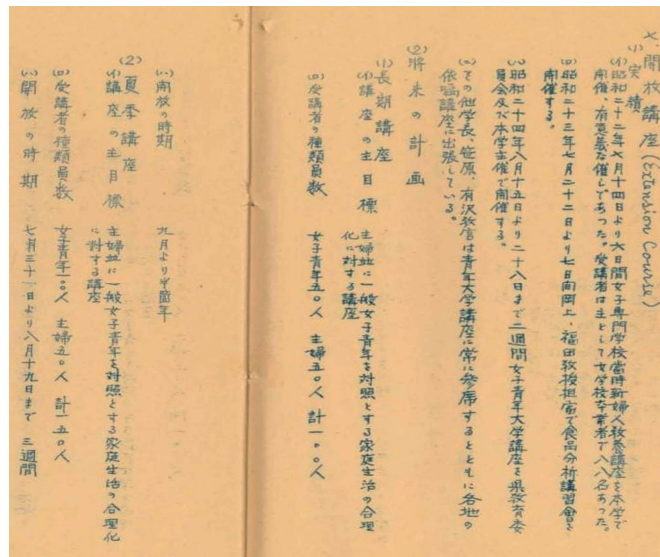
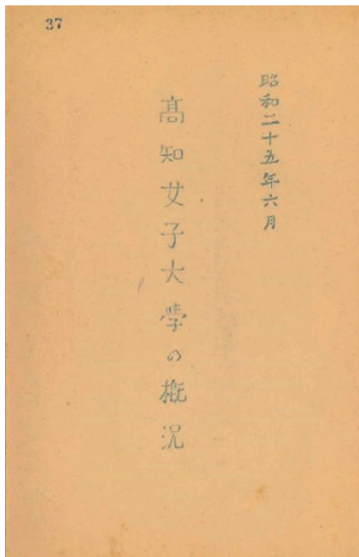


【識別番号】R2-A-62

「昭和28年 県法規 1/1」

このほか、女専から女子大へと切り替わる際の廃止認可申請等が編さんされた当館所蔵「昭和27年度専門学校廃止認可申請について」には、「昭和25年6月高知女子大学の概況」が含まれており、大学設立時に設置認可条件として大学設置委員会から物理・化学・生物実験室の整備が要望されていたことが分かる。

そして、当該文書の中には、開学時より活発に行っていた公開講座の実績を示す記述がある。「開放講座」の項目に着目すると、昭和22(1947)年の女専時代から新婦人教養講座を開催し、その後も県教育委員会とともに女子青年大学講座や教員による出張講座を開催していた。また、「将来の計画」では、主婦等を対象とした家庭生活の合理化に対する講座を予定しており、現在まで引き継がれる地域住民と共に歩む大学の姿勢が見えてくる。こうした公開講座の県民への浸透はやがて、女子大の存続や高知短期大学の設置への動きにもつながり、それは「県民の大学」として地域に根ざした証ともいえる。



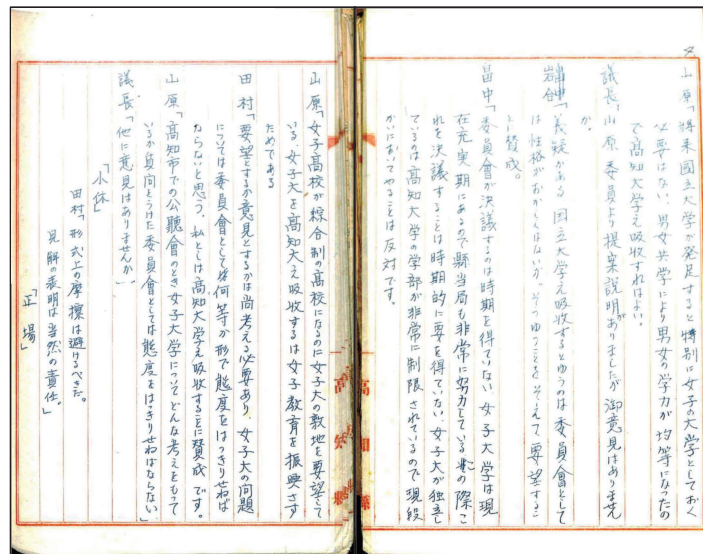
【識別番号】R2-A-135
「昭和 27 年度専門学校廃止認可申請について」

(2) 大学の新しい方向性

その後、女子大には昭和 27 (1952) 年に日本初となる 4 年制看護学科、昭和 31 (1956) 年に文学部 (国文学科・英文学科) が設置される。こうした学部学科組織の改変を経験しながら、女性の大学教育のあり方を追求する姿勢が徐々に強化された。

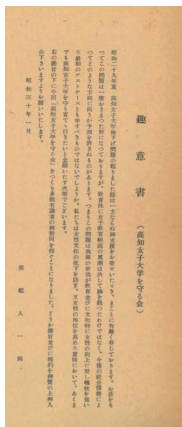
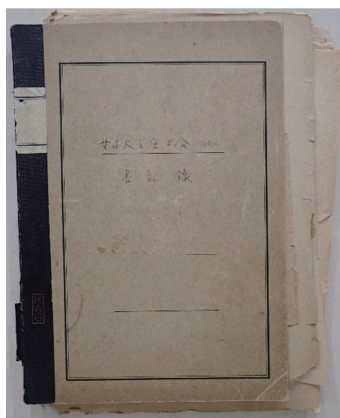
それは、昭和 20 年代半ば頃から出てきた廃学、格下げ問題を乗り越えたことも大きいといえるだろう。当館所蔵の「S24 年度 高知県教育委員会会議録」にも将来の国立大学への移管等を見据えた女子大に関する議論が掲載されている。

これによると、高知大学へ吸収することへ賛同する意見に対し、女子大は充実期にあり、その独立性にこそ意義があると考える反対意見に分かれ、協議が継続されていく様子が見える。



【識別番号】R3-C-2
「S24 年度 高知県教育委員会会議録」

昭和 29 (1954) 年 10 月の県議会により女子大の存続が決まり事態は決着したものの、これをきっかけとして「高知女子大学を守る会」が結成され、高知県の女子教育、女性の地位向上への関心が一気に高まった。同会の趣意書には、女子教育について今後の社会情勢によってどのような方向に向かうか予測がつかないものがあり、「女性文化の低下を防ぎ、又女性の地位を高める意味において、あくまでも高知女子大学を守り育てていきたい」と書かれており、強い覚悟ともに賛同を呼びかけていたことが分かる。



【左】「高知女子大学を守る会ノート」
【右】「高知女子大学を守る会 趣意書」
(高知県立大学同窓会しらさぎ会所蔵)

その後、大学環境整備の時期を経て、昭和 58 (1983) 年には「将来構想検討準備会」を設置し大学の新しい方向性を模索することとなる。高知という地域にあること、県立の女子大であることを重視し、審議を重ね、昭和 62 (1987) 年の中間報告では「地域に密着する大学」にテーマを絞った⁸。

平成 2 (1990) 年の最終答申で改組等が提言され、これを基盤に平成 6 (1994) 年、県は「高知県立大学整備検討会議」を組織し、「県立大学改革基本構想」が公表された。この間、大学設置基準も改訂され、大学のあり方について自己点検・評価を行うこととなり、学内の自己点検・評価運営委員会から平成 9 (1997) 年に初めて報告書が作成されている。

高知県議会図書室が所蔵する当該報告書には「将来構想 ー改組・改革への取り組みー」の項目が設けられており、そこには平成 10 (1998) 年からスタートする高知女子大学改組案が示されている。

こうして、同年 4 月に 4 学部（生活科学部、文化学部、看護学部、社会福祉学部）及び 1 研究科（大学院看護研究科）体制となったことにあわせて、池キャンパスが整備され、新しい校舎に看護学部、社会福祉学部が新設されるなど、大きな変革を遂げることとなった。

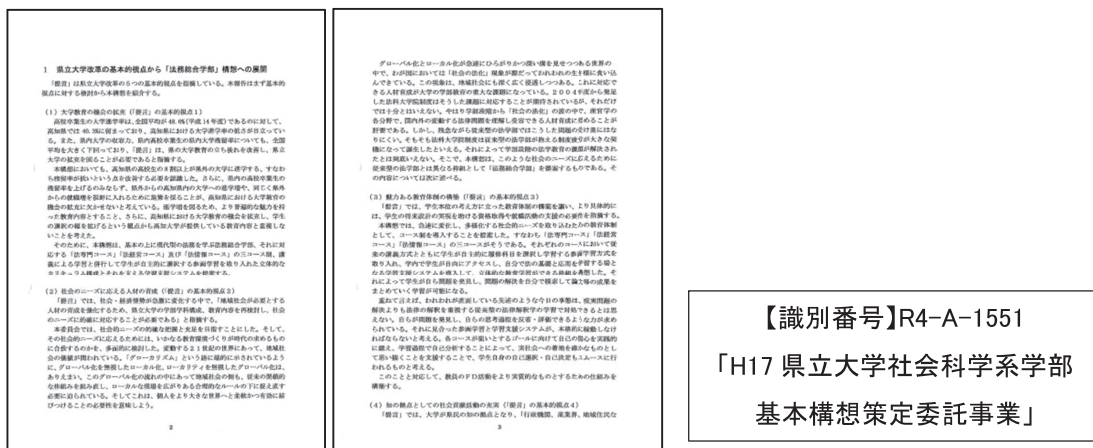
<第 3 部 男女共学化・公立大学法人化の新時代 ー県立の大学が果たす役割とはー>

平成 12 (2000) 年頃から全国で大学改革の必要性を訴える声が高まり、高知女子大学は平成 16 (2004) 年 10 月「高知女子大学における大学改革ー改革の歩みと新しい大学像」を公表する。新しい動きが求められる中、入試過誤、学長の辞任といった女子大をめぐる問題が起こり、それは県民の不安へとつながっていった。

大学改革という大きな波の中、県立の大学が果たす役割やその存在意義は何であるか。厳しい状況に置かれた女子大には、これまで以上にその問いに対する明確な答えを県民に

示さなければならぬ責務があった。改革をめぐる論争は大学側と県側で平行線が続き、さらに平成17(2005)年に「高知駅前複合施設構想」「法務総合学部基本構想」等が提案されたことで混乱を極める⁹。

当館所蔵の「H17 県立大学社会科学系学部 基本構想策定委託事業」は、県立大学改革検討委員会から提出された「高知県立大学のあり方(提言)」を受け、財団法人国際高等研究所が高知県との委託契約に基づき基本構想を策定した文書である。県立大学改革の基本的視点を検討したうえでの「法務総合学部構想」等が示されており、改革に向けて模索していた状況が読み取れる。



平成20(2008)年7月議会において、尾崎知事はこれまでの高知女子大学に限定した改革方針を根底から改め、県立大学と公立大学法人を目指す高知工科大学との連携をも視野に入れた見直しを行う必要があると説明し、女子大池キャンパスを「保健・医療・福祉の連携による健康長寿の拠点」、永国寺キャンパスを「社会貢献をする知の拠点」、工科大香美キャンパスを「工学、産業振興の拠点」と位置づけ、この3つのキャンパスの機能を活用した人材育成を目指すことを表明した¹⁰。

この考え方のもと、県は「県立大学改革プラン」を作成し、大学の評議会においても、平成21(2009)年に男女共学化、県立大学の公立大学法人化の方針を固める。

長い混乱の時期を経て、平成23(2011)年4月1日、高知県公立大学法人が経営する男女共学の高知県立大学として新しいスタートを切ることが決まった。

2 関連展示

(1) 高知短期大学・高知女子大学保育短期大学に関する展示

本企画展では、高知県公立大学法人やその他関係者の協力を得て、高知短期大学の設置認可申請に関する文書や過去の大学便覧、大学案内、高知女子大学保育短期大学の開学二十周年記念誌、閉学時に作成されたアルバム等を展示した。

高知短期大学は、既述の女子大公開講座の熱心な受講生から夜間大学に発展させる声が高まり、勤労青年のための夜間大学設置運動が県内で展開され開学に至った。この点からも、大学の変遷をたどるうえで欠かせない存在であることを認識し、短大としての学びの場の風景が見える資料等を選出した。

また、高知女子大学保育短期大学については、昭和 23（1948）年に女専校舎の一角に設置された高知県立保母養成所が始まりとなっており、その後保育専門学校を経て保育短期大学となった。平成 10（1998）年の女子大改組により保育短大で積み重ねた幼児に関する教育や研究を新しく設置する社会福祉学科に引き継ぐこととなり、働く女性の数、保育所数の多さから「保育王国」といわれた本県の人材育成を支える重要な教育機関であったことが分かる。こうした点が展示を通して伝えられるよう試みた。

（２） 高知県立大学図書館との連携

本企画展にあわせて、高知県立大学図書館が「高知県立女子医学専門学校、高知県立女子専門学校時代の図書」と題し、女子医専、女専時代の蔵書等を紹介する展示を開催した。（開催期間は永国寺図書館：令和 4（2022）年 11 月 4 日～令和 5（2023）年 2 月 28 日、池図書館：令和 4（2022）年 12 月 2 日～令和 5（2023）年 2 月 28 日）



<高知県立大学永国寺図書館の展示の様子>

女子医専、女専の蔵書印が押印されている医学書を中心とした書籍を公開し、学内の教員や在校生が大学の歴史にふれ、当館に足を運んでもらう機会へとつなげられるよう連携を図った。

下司氏所蔵の展示資料「所蔵図書一覧表」に記された書籍が現在も図書館に存在していることが新たに分かり、今後、学内の資料所在確認等を検討することにより県立大史のこれまで見ていなかった一面が明らかになるのではないかと考えている。

3 松崎淳子氏による関連講演の概要

展示の企画段階から取材、資料提供において多大な協力をしていただいた高知県立大学名誉教授 松崎淳子氏に講師を依頼し「女子医専から始まる高知県立大学史」をテーマとし令和 4（2022）年 11 月 3 日（木）に関連講演を開催した。

松崎氏は、女子医専、女専の卒業生であり、その後副手として女子大に就職された。大学の移り変わりを目の当たりにし、その流れの中で女性教育のあり方を問題意識としてもち、家政学の研究を深めてこられた。その経験から培われた視点を交え、女子医専・女専の学生時代、一人の女性として強い思いを抱き参画した高知女子大学を守る会の活動、地域における公開講座等について手書きのレジュメを用いて講演していただいた。

概要は以下のとおりである。

(1) 生まれてから女学生時代までのこと

- ・軍国主義の中で疑いを持つことなく、強い日本を目指すという教育を受けてきた。
- ・日米戦争開始日から突然英語の授業はなくなった。
- ・食べる物が何もなく、栄養不良で顔や足がむくんでいた。魚は豊富にあっても沖には軍艦がたくさんいて取りに行くことはできない。
- ・結核が流行しており、姉も目の前で衰弱して亡くなっていった。結核菌の薬は戦後GHQにより入ってきたもので治療する方法は何もなかった。それほどこの家でも起こっていたことだった。
- ・女学生時代はクラスごとに阪神の軍需工場へ行ったが、食べ物がないので家からイナゴの佃煮を送ってもらっていた。

(2) 女子医学専門学校の様子

- ・女子医専の入試と高知市空襲が重なり、倒れた人の間を何とか必死で逃げた。そのときの足の感覚はよく覚えている。
- ・女子医専を受験したのは母親の勧めだった。母は、夫が戦死し残された子どもとこの先どう生きていけばよいか途方に暮れている…という我が子たちの様子を見て、当時独身であった自分に女性も職業をもつことが大事だと言った。そして、女子医専に入ることを勧められたので私は迷わず、その道を選んだ。
- ・入学後、教科書もなく、先生の話だけを一生懸命に聞いて、その内容をインクで紙に書いて勉強していた。
- ・それまで学校でやってきたことは木を切って木炭にする等の作業ばかりだったので、講義を聴いてノートを書くことはとても新鮮だった。
- ・終戦のアナウンスを聞いた後、泣いている学生たちに下司教授は「これから四島国の復興を担うのは君たちだ」と声をかけてくれた。
- ・終戦後、医師の家族が戦地から帰ってくる人、動員逃れが目的で入っていた人等はやめていった。残った人たちは少なからず、短い期間で学んだ組織実習等の授業で科学の魅力を感じていたのではないだろうか。
- ・20歳のとき、国際連合や日本国憲法の成立により、社会が180度変わるのを見て、感動し、自分はここから始まるのだと希望を感じた。
- ・佐川町には寺があり、寝食の環境が整っていたので、地方の女子医専にも教授陣が来てくれたのだろう。
- ・全国から学生が集まってきており、物もない時代だったが、女子医専として制服、制帽、校章、校歌等、それぞれが知恵を出し合い教務に提案する等働きかけた。
- ・1期生は入学式に知事や病院長等来賓者も参加し華やかさもあつたが、2期生には何も準備されていなかったので学生が作詞作曲した歓迎歌を作った。学生たちが作っていく新しい学校だと教員、保護者、入学生に喜んでもらえたことが、自分たちの自信につながった。
- ・南海大地震後、女子医専の廃止が検討された際には東京へ行き、吉田首相への面会をかけたが叶わなかった。また、県出身者に寄附金等協力を募ろうと、上京時に春休

み期間中の空いた下宿を借りてあちこち動いたが、県の財政状況を動かすことは無理だった。

(3) 女子専門学校から女子大学へ

- ・女専となっても、入学式は学生が運営し、教員もその状況を後押しする型破りなところがあった。常に学生の活気があり、それを教員が支援する学風は大学となっても変わらなかった。
- ・設備環境としても厳しい女専が女子大へ昇格が果たせたのは女子医専時代から交流のあったGHQの存在も影響しているのではないかと学校を訪問して、学生や教員がどんな取組をしていたのかを分かってもらっていたことは大きい。
- ・大学設立時は女専時代の建物に実験棟等を増築した木造校舎であり、県外からの見学者も当初は丸の内高校を女子大と勘違いしたほど大学らしからぬ建物だった。

(4) 廃学問題

- ・公立の女子大運営における財政状況の厳しさから発生した廃学問題であったが、大学存続について、後援会、同窓会等の関係者が県内の女性グループに支持を訴えた。それが婦人大会という大きな集まりで賛同を呼びかける動きにつながった。
- ・大学の学歌ができるまで、しばらく闘争歌が歌われていた。

(5) 公開講座

- ・戦後社会の変容について県下の一般市民に向けて講座を行い、大人が学ぶ場所を設けた。

<関連講演の様子>



4 アンケート結果

関連講演開催当日に参加者に向けて実施したアンケートの集計結果は以下のとおりである。

講演開催日時	令和4年11月3日（木・祝）14時～15時30分
講演参加者数	63人
アンケート回答者数	46人（アンケート回収率73%）

●参加者年代

年代	人数
10代	7
30代	2
50代	5
60代	10
70代	15
80代	4
未回答	3

●居住地

県内・外	県・市町村	人数
県内	高知市	31
	南国市	4
	安芸市	2
	香美市	2
	日高村	2
	香南市	1
	四万十市	1
	佐川町	1
県外	兵庫県	1
未回答		1

●職業

職業	人数
会社員	2
公務員	3
教員	3
自営業	1
大学関係者	4
学生（高校生）	7
その他	24
未回答	2

●本講演会の開催を知ったきっかけ（複数回答可）

開催を知ったきっかけ	人数
チラシ	12
ポスター	5
県の広報誌	4
新聞	9
知人からの紹介	15
その他	12

※その他（12人）内訳

- ・関係者から聞いて（8人）
- ・高知県立大学のホームページ（3人）
- ・未記入（1人）

●公文書館の収蔵資料を利用できることを知っているか

資料利用について	人数
知っている	19
知らない	21
未回答	6

●講演の感想（一部抜粋）

- ・松崎先生のパワーに圧倒された。見習いたい。
- ・歴史を振り返りながら、（松崎先生が）後世に伝えていきたいことを聞くことができ、勉強になった。
- ・大学存続のために先輩方が力を尽くされ、高知の風土が女性に力を与えてくれたのでしょ。女子教育の存続のためにご尽力されたこと、本当に頭が下がる。
- ・女子大は医専から始まったと知っていたが、その変遷について聞いたことがなかった。知り得てよかった。
- ・女子医専から女専への移行時期の話が興味深かった。
- ・今では考えられない時代の流れや変化を聞いて、女子医専廃止を取りやめる行動や（新入生への）歓迎歌作成等、考えていることを実行することの大切さを改めて感じた。
- ・平成生まれなので、戦争の話や、その時の食・学校の背景を聞いたことがなかったので勉強になった。当たり前で勉学に励むことができることに感謝していきたい。

おわりに

本企画展示では、高知県立大学の変遷を示すうえで重要になる女医専及び女専の状況が分かる資料を個人から借用し、当館所蔵の特定歴史公文書等と合わせて展示した。

これにより、大学のルーツや当時の学生、教員がどのような環境で学んでいたのかを来館者がイメージしやすくなったのではないかと考える。

当館が所蔵する特定歴史公文書等は政策や財政に関する記述が中心であったため、学生の動きが見える要素を加えながら、全体のバランスや構成の工夫を試みた。また、本企画展示と関連して開催された県立大図書館の蔵書展示、松崎氏の講演は、展示資料により意味をもたせる役割を担い、同時に公文書館について深く知らないまま来館した人に向けてアプローチする良い機会となった。

特に、松崎氏の講演は告知後より反響があり、想定に参加人数を上回る結果となった。新型コロナウイルス感染の状況を鑑み、開催当日に申込受付をした方には一部別室でのリモート参加をお願いせざるをえない状況となったが、アンケート結果からも参加者にとって充実した講演内容であったことが分かる。

その背景には、松崎氏ご本人をはじめ貴重な資料の借用を快諾してくださった下司孝之氏、関田和子氏、松崎氏の手記出版に向けて活動されていたDKGジャパンステイトを中心とする関係者の方々、県立大関係者の方々が本企画展に高い関心を寄せてくださり、展示及び講演に関する広報について協力してくださったおかげだと認識している。改めて心から感謝の意を伝えたい。

戦後の大学改革の中で、女子医専、女専と短い歴史ながらも力強く生き抜いた時代を経て誕生した女子大、県立大は、自らその進むべき方向を考える活発な学生とそれを支える教員たちにより地域とともに歩んできた。

その77年に及ぶ道のりを概観してみると、女性の自立と高等教育機会拡大の流れの中で生まれた個の確立と実践力を意識した大学教育の源流が存在する。

女子医専時代から引き継いできた校風とともに、地域の学びの場として根付いていく高知県立大学史について、未だ解明できていない部分も多いため、今後も多角的な視点でとらえ、そこに公文書との関連性を見出しながら、調査を継続していきたいと考える。

¹ 『高知女子大学三十年史』（高知女子大学、昭和 52 年）P3

² 『高知女子大学三十年史』（高知女子大学、昭和 52 年）P14～P15

³ 湯川次義「戦後教育改革期における公立女子大学の設立過程－教育理念と学部学科組織を中心に－」『日本教育史論集第 3 号』（早稲田日本教育史研究会、平成 28 年）P8

⁴ 『高知女子大学三十年史』（高知女子大学、昭和 52 年）P26

なお、下司氏所蔵の「生徒志望調 22.3.3」には昭和 22 年 3 月に実施した進路調査の結果が書かれており、この時点では女専を第一志望とする者は 66 名だった。

⁵ 『高知女子大学三十年史』（高知女子大学、昭和 52 年）P28

⁶ 国立教育政策研究所が公開している戦後教育資料デジタルアーカイブ「新制大学等審査報告書（1）」に高知女子大学の「新制大学審査報告書要領 第七審査会」が掲載されている。それによると、「校舎等建造物」の項目には「図書館、研究室及び実験室は不十分」、「学部学科組織及び学生定員」の項目には「2 学科各々別個では弱体であるが生活学科と生物学科を統合して定員 60 名の生活科学科と改めること」と記述されており、大学環境として厳しい状況だったことが分かる。

⁷ 湯川次義「新制女子大学の学部・学科組織に関する一考察－1948 年から 1950 年まで－」『日本教育史論集第 4 号』（早稲田日本教育史研究会、平成 29 年）P49

⁸ 『高知県立大学創基 70 周年記念誌』（高知県立大学、平成 29 年）P25

⁹ 『高知県立大学創基 70 周年記念誌』（高知県立大学、平成 29 年）P34

¹⁰ 高知県議会会議録検索システムより平成 20 年 7 月定例会（第 297 回）7 月 7 日 01 号の知事説明で確認できる。

学制150年企画展「女子医専から高知県立大学へ 開学77年の歴史」展示資料一覧

No	展示資料(案)	年代	請求番号	所蔵
1	高知県議会会議録昭和19年(複製)	昭和19年		高知県議会図書室
2	昭和21年10月 知事引継書No.1(複製)	昭和21年	R2-A-7	高知県立公文書館
3	高知県立女子医学専門学校学則(昭和20年)	昭和20年		個人
4	高知県立女子医学専門学校学則(昭和21年)	昭和21年		個人
5	所蔵図書一覧表	昭和20年-昭和21年		個人
6	借用証(顕微鏡)	昭和21年		個人
7	借用書(空盒晴雨計)	昭和21年		個人
8	生理学講義ノート	昭和21年		個人
9	高知県立女子医学専門学校昭和21年度入学試験問題	昭和21年		個人
10	高知県高岡郡佐川町組合青年学校校舎及校地平面図	昭和21年		個人
11	県立女子医学専門学校配置図	昭和21年		個人
12	復興祭行事	昭和21年		個人
13	復興祭役割分担	昭和21年		個人
14	復興記念祭 演芸プログラム	昭和21年		個人
15	生徒志望調 22.3.3	昭和22年		個人
16	高知県立女子専門学校学則	昭和22年		個人
17	昭和22年度生徒募集要項	昭和22年		個人
18	昭和22年度高知県立女子専門学校志願者名票	昭和22年		個人
19	昭和27年度専門学校廃止認可申請について	昭和27年	R2-A-135	高知県立公文書館
20	高知女子大学を守る会ノート	昭和30年		高知県立大学同窓会しらさぎ会
21	昭和50年12月知事引継書	昭和50年	R2-A-12	高知県立公文書館
22	県民グラフこうちNo.209 [1985.1号]	昭和59年	R3-A-292	高知県立公文書館
23	高知女子大学の現状と課題 自己点検・評価報告書 1996年度	平成9年		高知県議会図書室
24	H17県立大学社会科学系学部基本構想策定委託事業	平成17年	R4-A-1551	高知県立公文書館
25	池キャンパスプロポーザル審査設計協議	平成18年	R4-A-1553	高知県立公文書館
26	保育専門学校 建築関係(S24.42.43.45.47.48.50.51) (複製)	昭和24年	R2-A-134	高知県立公文書館
27	県民グラフこうちNo.167 [1977.8号]	昭和51-52年	R3-A-252	高知県立公文書館
28	昭和27年10月高知短期大学第2部設置申請書	昭和27年		高知県立大学法人 高知県立大学
29	高知短期大学要覧 -1964-	昭和39年		高知県立大学法人 高知県立大学
30	高知短期大学 大学案内	平成元年-22年		高知県立大学法人 高知県立大学

令和4年度企画展広報チラシ等
 学制 150 年企画展「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」

学制 150 年 企画展

女子医専から 高知県立大学へ 開学 77 年の歴史

入場無料

令和4年 10.14 (金) ▶ 12.26 (月) 9時～17時

会場：高知県立公文書館 1階展示室

高知県立公文書館
Kochi Prefectural Archives

女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史

展示資料に関連した映像や大学のコンパス・通学の様子などの写真もあわせてご覧いただけます。

展示資料の紹介

- 女子医学専門学校
 - 昭和24年11月開校当時の昭和40年代後半の卒業生による女子医学の歴史「女子医学の歩み」をまとめた冊子。
 - 昭和24年11月開校当時の昭和40年代後半の卒業生による女子医学の歴史「女子医学の歩み」をまとめた冊子。
- 女子専門学校
 - 女子専門学校アルム・マガジン、運動会の様子、演劇の記録(1940)の交棒、運動会に使用された女子専門学校の旗などの資料。
- 高知女子大学
 - 高知女子大学学生会「アール」高知女子大学を語る会報(1970)
 - 高知女子大学創立記念誌
 - 高知女子大学創立50周年記念誌
 - 高知女子大学創立70周年記念誌
- 高知短期大学
 - 高知短期大学創立50周年記念誌(1970年)
 - 高知短期大学創立70周年記念誌(2000年)
- 高知女子大学信託短期大学部
 - 平成10年短期大学部開校50周年記念誌

高知県立公文書館

学制 150 年企画展「女子医専から高知県立大学へ 開学 77 年の歴史」
 関連講演会

女子医専から始まる 高知県立大学史

講師 高知県立大学名誉教授 松崎 淳子 氏

日時：令和4年 11月3日 (木・祝)
 14時～15時30分

会場：高知県立公文書館 2階研修室

参加費：無料

申込方法：電話・FAX・メールの
 いずれかで当館まで

講師プロフィール

- ・高知女子医学専門学校を経て、昭和24年高知女子専門学校卒業
- ・同年高知女子大学助手となった後、昭和48年より教授
- ・平成4年定年退職、高知女子大学(現高知県立大学)名誉教授
- ・平成19年高知県文化賞受賞
- ・平成28年文部科学大臣表彰 地域文化功労(芸術文化)受賞

女子専門学校校門と海南中学校講堂での演奏の様子

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、変更・中止をする場合があります。最新情報は、ホームページでお知らせします。

高知県立公文書館
 Kochi Prefectural Archives

〒780-0850 高知県高知市丸の内一丁目1番10号
 TEL 088-856-5024 / FAX 088-856-5014
 E-mail 110202@ken.pref.kochi.lg.jp
 https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110202/

ごあいさつ

学制150年の節目を迎える本年は、公文書館において2回にわたる学制150年企画展を計画し、このたび「女子医専から高知県立大学へ 開学77年の歴史」を開催する運びとなりました。

高知県立大学には、昭和24年に設立認可された高知女子大学とその前身である女子医学専門学校、女子専門学校という二つの専門学校を合わせた77年にわたる長い歴史があります。

戦災直後に開校し2年で終了した女子医学専門学校、女性の育成を視野に入れ女子高等教育の原点となった女子専門学校については、当時の様子を語る事ができる卒業生が少なくなり、残された資料もほとんど存在しない状況でした。

しかしながら、関係者の方々の多大なご協力により、昭和20年前後の状況が分かり、その後に続く、四国唯一の公立大学・高知女子大学、男女共学・公立大学法人化に伴い新たなスタートを切った高知県立大学と、これまで大学が歩んで来られた77年を振り返ることができました。高知県立大学は学びの場としてどのような道のりをたどって来られたのか—文書、写真、映像等それぞれの展示資料に注目し、その変遷をご覧ください。

本企画展の開催にあたり、次の方々に資料の借用や取材等でご協力いただきました。ここに厚くお礼申し上げます。

下司 孝之 様
 関田 和子 様
 松崎 淳子 様
 高知県立大学同窓会しらすき会 様
 DKG ジャパンステイト 様

令和4年10月

高知県立公文書館長

高知県立大学略年表		我が国を つなぐ 動き
1944	19 女子医学専門学校設立認可	
1945	20 学則制定 高知市空襲にて北与力町校舎全焼 女子医学専門学校開校	
1947	22 女子医学専門学校廃校 女子専門学校（生活科・生物科・英文科）設立認可、学則制定	
1949	24 女子専門学校を母体とし、高知女子大学（家政学部生活科学科） 設立認可、学則制定	新制大学が決定 （国公立校・公立学校、 私立3校）
1951	26 しらさき会（高知女子大学及び女子専門学校同窓会）発足	
1952	27 家政学部看護学科増設認可	
1953	28 高知短期大学開学	
1954	29 高知県立大学特別学生に関する規程（高知県訓令第十一号）施行 女子大格下げ問題、女子大廃学問題起こる	
1955	30 婦人による「高知女子大学を守る会」結成	
1956	31 文学部（国文学科・英文学科）増設認可	大学設置基準を制定
1959	34 家政学部看護学科を衛生看護学科に改称	
1963	38 大学管理条例の二部改正案可決 高知短期大学は高知女子大学併設となる	
1964	39 家政学部生活科学科を家政学科・食物栄養学科・生活理学科の三学科に改編	短期大学を恒久化
1966	41 附属図書館新館落成	
1967	42 家政学部実験棟新館落成	
1968	43 管理棟及び講義棟新館落成	
1969	44 講堂兼体育館落成	学生運動・大学紛争への 対策として、大学の運営 に際する臨時措置法制定
1970	45 あふち寮（学生寮）落成	
1973	48	無医大限を解消するため 国立医科大学（医学部） 16校を新設（昭和47年）
1974	49	大学院設置基準を 制定
1975	50 高知女子大学保育短期学部開学	
1979	54 国公立大学入試選抜共通第一次学力試験実施	
1980	55 南学会改築 学生会館新築落成	
1981	56 家政学部衛生看護学科を看護学科に改称	
1986	61 高知女子大学将来構想第一次答申	
1987	62 将来構想第二次答申 情報処理施設設置	

1989	1990	1991	1992	1993	1994	1998	2000	2001	2002	2003	2004	2009	2010	2011	2012	2014	2015	2016
元	2	3	4	5	6	10	12	13	14	15	16	21	22	23	24	26	27	28
将来構想第三次答申（中間報告）	大学入試センター試験実施 将来構想第三次答申	週五日制を実施	県立大学改革検討委員会設置	県立大学改革検討委員会「高知県立大学のあり方について」の報告書を提出	自己点検・評価運営委員会規程施行 高知県立大学整備検討会議設置 高知県「県立大学改革基本構想」発表	池キャンパス落成 看護学部看護学科、社会福祉学部社会福祉学科、大学院看護学研究科（修士課程）を新設 家政学部、文学部を生活科学部生活デザイン学科、健康栄養学科、環境理学科、文化学部文化学科に改組 高知女子大学医学短期大学部廃止 高知女子大学中山間地域総合研究センター設置	「大学評価・学位授与機構」創設	大学院人間生活学研究科（修士課程、大学院健康生活科学研究科（博士後期課程））を新設	総合情報センター設置		地域創成センター設置	看護福祉棟新築落成	池キャンパス・本部・健康栄養学部棟新築完成 生活科学部健康栄養学科が健康栄養学部健康栄養学科に昇格 大学本部機能を池校舎に移転 看護学部・社会福祉学部の入学定員増員 健康長寿センター設置 池キャンパス・共用棟増改築落成	高知県立大学に校名変更・男女共学化 大学の設置者を高知県公立大学法人に変更	地域教育研究センター設置	大学院を看護学研究科及び人間生活学研究科の2研究科に再編 大学院看護学研究科を2専攻の課程に再編、看護学専攻（博士前期課程・博士後期課程）と共同災害看護学専攻（博士課程）の創設 大学院人間生活学研究科人間生活学専攻（博士前期課程・博士後期課程）の創設 生活科学部の廃止	公立大学法人高知工科大学と法人統合 永国寺キャンパス教育研究棟落成 文化学部の入学定員増員・教育内容の拡充・夜間主の設置 高知県立大学創基七十周年記念事業開催	国際交流センター設置
								文部科学省設置法施行		国立大学法人法成立	認証評価制度の導入（最終改定案を了承） 己高検評価システム							

出典：高知県立大学「高知県立大学創基70周年記念誌」（平成29年）、文部科学省ホームページ「学制百年史」

女子医専から高知県立大学へ

キャンパス風景の移り変わり

学び舎の景色は昭和から平成へと移る中でどのように変わってきたのでしょうか。写真からその変遷を見ていきましょう。



① 女子医学専門学校開校記念式 (昭和20年)



⑤ 女子専門学校運動会の様子



⑧ 文学部校舎 (昭和34年)



⑦ 新歓パーティー (昭和40年)



⑨ 運動会仮装行列 (昭和41年)



⑫ 高知城からみた高知女子大学校舎 (昭和52年頃)



⑬ 高知女子大学正門前 (昭和52年頃)



⑭ 松崎淳子県立大学名誉教授と岡本重雄女子大初代学長



⑮ 大学祭「紅葉祭」 (平成9年)



⑯ 永国寺キャンパス (平成16年)

出典：女子専門学校アルバム (個人蔵)、高知県立大学「高知県立大学創設70周年記念誌」(平成29年)、高知女子大学「高知女子大学三十年史編集委員会「高知女子大学三十年史」(昭和52年)、高知県立女子医学専門学校同窓会「繁栄」(昭和63年)



② 海南中学校講堂にて(左から高知高校生との混声合唱、箏曲、創作劇)



③ 映画鑑賞会(文化祭)
(昭和21年)



④ 女子専門学校校舎(昭和23年)



⑨ 附属図書館と庭園(昭和41年)



⑩ 臨床講義(昭和41年)



⑪ 学生寮あふち寮(昭和46年)



⑫ 集団給食実習室(昭和46年)



⑬ クラブ部室・運動場(昭和48年)



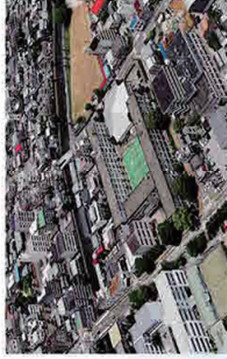
⑭ 池キャンパスと高知医療センター
(平成22年)



⑯ 永国寺キャンパス 管理棟(テニスコート五)、
実験棟(コート奥)(平成25年)



⑰ 永国寺キャンパス203番大講義室
(平成27年)



⑱ 改(修)前の永国寺キャンパス



⑲ 高知県立大学70周年記念式典(平成27年)

高知県庁で働く人々－文書で知る公務員の仕事－

令和4年度常設展



高知県庁で働く人々

－文書で知る公務員の仕事－

令和4年4月から新たな機構改革により体制強化を図る高知県の組織(知事部局)は、現在14部局86課61機関で成り立っています。

高知県の発展と振興のために高知県庁では、日々どのような政策が決定されどのような仕事をしているのでしょうか？

各組織から公文書館にたどりついた「歴史公文書」をひもといて、それぞれの時代の県庁の役割や仕事を身近に感じていただき、歴史公文書を未来へ残していく重要性を知っていただく機会となればと思います。



【開期】令和4年4月26日(火)～ ※土・日・祝は休み
【時間】9:00～17:00【場所】1階展示室

入場無料

高知県立公文書館 〒780-0850高知市丸ノ内1-1-10
(TEL) 088-856-5024 (FAX) 088-856-5014
(URL) <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110202/>
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、変更・中止になる場合があります。
最新情報は上記連絡先でご確認をお願いします。



令和4年度常設展
「高知県庁で働く人々－文書で知る公務員の仕事－」
展示資料一覧

No.	資料名	識別番号
1	高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例案関係	現用
2	南海トラフ地震対策行動計画（第1期 平成21年度～平成26年度） 【複製】	行政資料
3	平成26年度 南海トラフ地震対策行動計画	R3-A-1602
4	高知県少子化対策推進県民会議 少子化対策	R3-A-1830
5	H25 少子化対策推進本部（こどもプラン）	R3-A-1823
6	㊹ 子ども・子育て新システム 基本制度①	R4-A-1480
7	60年度 消費者保護審議会 第15・16回	R3-A-1960
8	J R高知駅前の県有地整備関連	R3-A-20
9	高知県消費者保護条例	R3-A-1976
10	海外経済活動拠点事業（シンガポール）	R3-A-2065
11	シンガポール事務所資料	R3-A-2063
12	昭和37年・51年・52年航空写真	R3-A-3012
13	漁港写真 ・昭和23年～45年頃 ・年度不明	R3-A-2976
14	昭和60年10月（9月30日）漁港航空写真	R3-A-3021
15	昭和23年～28年の災害復旧工事関係写真及び同年頃の航空写真	R3-A-2999
16	県庁舎落成記念アルバム	R3-A-95

令和4年度常設展

「公文書からたどる高知県の教育の変遷」

展示資料一覧

No.	資料名	作成年（度）	所蔵	識別番号
1	S23年度 高知県教育委員会 会議録	昭和23年	高知県立公文書館	R3-C-1
2	教育委員会会議録 S31.8.20～32.8.16	昭和31年～昭和32年	高知県立公文書館	R4-C-92
3	平成15年度 主な組織改正等の概要（複製）	平成15年	高知県教育委員会事務局	—
4	教育委員会会議録 S39	昭和38年～昭和39年	高知県立公文書館	R4-C-99
5	県民グラフNo. 44【1964. 11. 1号】	昭和38年～昭和40年	高知県立公文書館	R3-A-139
6	昭和43年 教育委員会会議録	昭和42年～昭和43年	高知県立公文書館	R4-C-103
7	県民グラフNo. 83【1968. 5. 1号】	昭和42年～昭和43年	高知県立公文書館	R3-A-178
8	S24年度 高知県教育委員会 会議録	昭和24年～昭和25年	高知県立公文書館	R3-C-2
9	教育委員会会議録 S31～32年	昭和31年～昭和32年	高知県立公文書館	R4-C-91
10	新入試制度リーフレット 平成18年度	平成18年	高知県教育委員会事務局	—
11	新入試制度リーフレット 平成22年度	平成22年	高知県教育委員会事務局	—
12	新入試制度リーフレット 平成27年度	平成27年	高知県教育委員会事務局	—
13	H8 土佐の教育改革を考える会 議事録・資料・新聞 H18コピー（複製）	平成8年	高知県教育委員会事務局	—
14	翔べ 土佐の子どもたち これからの高知の教育 その取組の方針 土佐の教育改革10年を未来につなげるために （平成19年1月 パンフレット）	平成18年	高知県教育委員会事務局	—
15	平成27年度 第1回高知県総合教育会議 （会議資料、議事録）（複製）	平成27年	高知県政策企画課	—
16	総合教育会議②	平成27年	高知県立公文書館	R4-A-47
17	教育等の振興に関する施策の大綱	平成27年	高知県政策企画課	—
18	第2期教育等の振興に関する施策の大綱	令和元年	高知県政策企画課	—
19	高知県教育振興基本計画（平成21年9月）	平成21年	高知県教育委員会事務局	—
20	第2期高知県教育振興基本計画（平成28年3月）	平成27年	高知県教育委員会事務局	—
21	第3期高知県教育振興基本計画（令和2年3月）	令和元年	高知県教育委員会事務局	—
22	戦後高知県教育史	昭和47年	高知県教育委員会事務局	—

規 例 係 關

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号）

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 高知県立公文書館（第4条—第7条）
- 第3章 公文書の管理
 - 第1節 文書の作成（第8条）
 - 第2節 公文書の整理等（第9条—第14条）
- 第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等（第15条—第30条）
- 第5章 高知県公文書管理委員会（第31条—第33条）
- 第6章 雑則（第34条—第39条）
- 第7章 罰則（第40条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、県の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源として、県民が主体的に利用し得るものであることに鑑み、高知県立公文書館の設置及び管理に関する事項並びに公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、公文書の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図ることで県政の透明化を推進し、もって県の有するその諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるようにし、県政が適正かつ効率的に運営されるようにすることを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「実施機関」とは、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、公営企業管理者及び県が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員（県が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上作成し、又は取得した文書（図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。第23条において同じ。）を含む。同条を除き、以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 特定歴史公文書等
- (3) 博物館、美術館、図書館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として、かつ、一般の利用に供することを目的として特別の管理がされているもの（前号に掲げるものを除く。）

3 この条例において「歴史公文書等」とは、次に掲げる文書をいう。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、歴史資料として重要な情報が記録された公文書その他の文書

4 この条例において「特定歴史公文書等」とは、歴史公文書等のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 第12条第1項若しくは第3項又は第35条第2項の規定により第4条に規定する高知県立公文書館（次号において「公文書館」という。）に移管されたもの
- (2) 法人その他の団体（県及び県が設立した地方独立行政法人を除く。第16条第1項第3号において「法人等」という。）又は個人から県行政の推移が跡付けられるものとして公文書館に寄贈され、又は寄託されたもの

5 この条例において「公文書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 公文書
- (2) 特定歴史公文書等
(法令等との関係)

第3条 公文書等の管理については、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

第2章 高知県立公文書館 (設置)

第4条 歴史公文書等を保存し、利用に供するとともに、これに関連する調査研究を行うことを目的として、高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）を高知市に設置する。

(休館日等及び開館時間)

第5条 公文書館の休館日は、次に掲げるとおりとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 公文書館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、知事が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(損害賠償義務)

第6条 公文書館を利用する者は、故意又は過失により公文書館の施設若しくは設備又は特定歴史公文書等その他の公文書館が管理する資料を損傷し、又は滅失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(委任)

第7条 この章に定めるもののほか、公文書館の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 公文書の管理

第1節 文書の作成

第8条 実施機関の職員は、第1条の目的の達成に資するため、当該実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに当該実施機関の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。

第2節 公文書の整理等

(整理)

第9条 実施機関の職員が公文書を作成し、又は取得したときは、当該実施機関は、知事が規則で定めるところにより、当該公文書について分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

2 実施機関は、能率的な事務又は事業の処理及び公文書の適切な保存に資するよう、単独で管理することが適当であると認める公文書を除き、適時に、相互に密接な関連を有する公文書（保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。）を一の集合物（以下この条において「公文書ファイル」という。）にまとめなければならない。

3 前項の場合において、実施機関は、知事が規則で定めるところにより、当該公文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければならない。

4 実施機関は、第1項及び前項の規定により設定した保存期間及び保存期間の満了する日を、知事が規則で定めるところにより、延長することができる。

5 実施機関は、公文書ファイル及び単独で管理している公文書（以下「公文書ファイル等」という。）について、保存期間（延長された場合にあつては、延長後の保存期間。以下同じ。）の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置として、歴史公文書等に該当するものにあつては公文書館への移管の措置を、それ以外のものにあつては廃棄の措置をとるべきことを定めなければならない。

(保存)

第10条 実施機関は、公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等の保存期間の満了する日

までの間、その内容、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。

- 2 前項の場合において、実施機関は、当該公文書ファイル等の集中管理の推進に努めなければならない。

(公文書ファイル管理簿)

第11条 実施機関は、公文書ファイル等の管理を適切に行うため、知事が規則で定めるところにより、公文書ファイル等の分類、名称、保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び保存場所その他の必要な事項（高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号。以下「情報公開条例」という。）第7条に規定する非開示情報に該当するものを除く。）を帳簿（以下「公文書ファイル管理簿」という。）に記載しなければならない。ただし、知事が規則で定める期間未満の保存期間が設定された公文書ファイル等については、この限りでない。

- 2 実施機関は、公文書ファイル管理簿について、第14条に規定する公文書管理規程で定めるところにより、当該実施機関の事務所に備えて一般の閲覧に供するとともに、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により公表しなければならない。

(移管又は廃棄)

第12条 実施機関は、保存期間が満了した公文書ファイル等について、第9条第5項の規定による定めに基づき、公文書館に移管し、又は廃棄しなければならない。

- 2 実施機関（議会を除く。次項において同じ。）は、前項の規定により、保存期間が満了した公文書ファイル等を公文書館に移管し、又は廃棄しようとするときは、知事が規則で定めるところにより、知事に協議しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により協議された公文書ファイル等が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該公文書ファイル等を保有する実施機関に対し、当該公文書ファイル等について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該公文書ファイル等について、公文書館に移管し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。
- 4 実施機関（議会にあっては、議長。次条第1項、第14条第4項、第16条第1項第1号ウ、第35条第3項及び第39条において同じ。）は、第1項又は前項の規定により公文書館に移管する公文書ファイル等について、第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

(管理状況の報告等)

第13条 実施機関は、知事が規則で定めるところにより、公文書の管理の状況について、毎年度、知事に報告するものとする。

- 2 知事は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表しなければならない。

(公文書管理規程)

第14条 実施機関は、公文書の管理が第8条から前条までの規定に基づき適正に行われることを確保するため、公文書の管理に関する定め（以下この条において「公文書管理規程」という。）を設けなければならない。

- 2 公文書管理規程には、公文書に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 作成に関する事項
- (2) 整理に関する事項
- (3) 保存に関する事項
- (4) 公文書ファイル管理簿に関する事項
- (5) 移管又は廃棄に関する事項
- (6) 管理状況の報告に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、公文書の管理が適正に行われることを確保するために必要な事項

- 3 実施機関（議会を除く。）は、公文書管理規程を設けようとするときは、あらかじめ、第31条第1項に規定する高知県公文書管理委員会（第25条において「公文書管理委員会」という。）の意見を聴かななければならない。知事が規則で定める軽微な変更該当する場合を除き、これを変

更しようとするときも、同様とする。

- 4 実施機関は、公文書管理規程を設けたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

第4章 特定歴史公文書等の保存、利用等 (特定歴史公文書等の保存等)

第15条 知事は、特定歴史公文書等について、第28条の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、永久に保存しなければならない。

- 2 知事は、特定歴史公文書等について、その内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するために必要な場所において、適切な記録媒体により、識別を容易にするための措置を講じた上で保存しなければならない。
- 3 知事は、特定歴史公文書等に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報又は当該特定歴史公文書等が作成若しくは取得されてからの時の経過を考慮してもなお保護すべき死者に係る個人に関する情報（以下この項において「個人情報等」という。）が記録されている場合には、当該個人情報等の漏えいの防止のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、特定歴史公文書等の分類、名称、移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名、移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期及び保存場所その他の特定歴史公文書等の適切な保存を行い、及び適切な利用に資するために必要な事項を記載した目録を作成し、公表しなければならない。

(特定歴史公文書等の利用請求及びその取扱い)

第16条 知事は、前条第4項の目録の記載に従い特定歴史公文書等の利用の請求があった場合には、次に掲げる場合を除き、これを利用させなければならない。

(1) 当該特定歴史公文書等が実施機関から移管されたものであって、当該特定歴史公文書等に次に掲げる情報が記録されている場合

ア 情報公開条例第6条第1項第1号、第3号、第5号、第6号ア若しくはウ又は第7号に掲げる情報

イ 情報公開条例第6条第1項第2号に掲げる情報

ウ 公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該特定歴史公文書等を移管した実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報

(2) 当該特定歴史公文書等が第35条第2項の規定に基づき実施機関から移管されたものであって、当該実施機関との合意において利用の制限を行うこととされている場合

(3) 当該特定歴史公文書等がその全部又は一部を一定の期間公にしないことを条件に法人等又は個人から寄贈され、又は寄託されたものであって、当該期間が経過していない場合

(4) 当該特定歴史公文書等の原本を利用に供することにより当該原本の破損若しくはその汚損を生ずるおそれがある場合又は公文書館において当該原本が現に使用されている場合

- 2 知事は、前項に規定する利用の請求（以下「利用請求」という。）に係る特定歴史公文書等が同項第1号に該当するか否かについて判断するに当たっては、当該特定歴史公文書等が公文書として作成又は取得されてからの時の経過を考慮するとともに、当該特定歴史公文書等に第12条第4項の規定による意見が付されている場合には、当該意見を参酌しなければならない。

- 3 知事は、第1項第1号から第3号までに掲げる場合であっても、同項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）に対し、当該部分を除いた部分を利用させなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

(本人情報の取扱い)

第17条 知事は、前条第1項第1号イの規定にかかわらず、同号イに掲げる情報により識別される特定の個人（以下この条において「本人」という。）から、当該情報が記録されている特定歴史公文書等について利用請求があった場合において、規則で定めるところにより本人であることを示す書類の提示又は提出があったときは、本人の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報が記録されている場合を除き、当該特定歴史公文書等につき同号イに掲げる情報が記

録されている部分についても、利用させなければならない。

(利用請求の方法)

第18条 利用請求をしようとする者は、次に掲げる事項その他の規則で定める事項を記載した請求書(次項において「利用請求書」という。)を知事に提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名

(2) 第15条第4項の目録に記載された当該利用請求に係る特定歴史公文書等の名称

2 知事は、利用請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用請求者に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、知事は、当該利用請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(利用請求に対する決定等)

第19条 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部又は一部を利用させるときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨及び利用の実施に関する事項を書面により通知しなければならない。

2 知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させないときは、その旨の決定をし、利用請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限)

第20条 前条各項の決定(以下「利用決定等」という。)は、利用請求があつた日から30日以内に行なければならない。ただし、第18条第2項の規定に基づき補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、知事は、利用請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(利用決定等の期限の特例)

第21条 利用請求に係る特定歴史公文書等が著しく大量であるため、利用請求があつた日から60日以内にその全てについて利用決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、知事は、利用請求に係る特定歴史公文書等のうちの相当の部分につき当該期間内に利用決定等をし、残りの特定歴史公文書等については相当の期間内に利用決定等をするれば足りる。この場合において、知事は、同条第1項に規定する期間内に、利用請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの特定歴史公文書等について利用決定等を行う期限

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第22条 利用請求に係る特定歴史公文書等に実施機関及び利用請求者以外の者(以下この条において「第三者」という。)に関する情報が記録されている場合には、知事は、当該特定歴史公文書等を利用させるか否かについての決定をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 知事は、第三者に関する情報が記録されている特定歴史公文書等の利用をさせようとする場合であつて、当該情報が情報公開条例第6条第1項第3号ただし書に規定する情報に該当すると認めるときは、利用させる旨の決定に先立ち、当該第三者に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

3 知事は、特定歴史公文書等であつて第16条第1項第1号ウに該当するものとして第12条第4項の規定により意見を付されたものを利用させる旨の決定をする場合には、あらかじめ、当該特定歴史公文書等に移管した実施機関に対し、利用請求に係る特定歴史公文書等の名称その他規則で定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

4 知事は、第1項又は第2項の規定により意見書を提出する機会を与えられた第三者が当該特定歴史公文書等を利用させることに反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、当該特定歴史公文書等を利用させる旨の決定をするときは、その決定の日と利用させる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、知事は、その決定後直ちに、

当該意見書（第25条第2項第2号において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、利用させる旨の決定をした旨及びその理由並びに利用させる日を書面により通知しなければならない。

（利用の方法）

第23条 知事が特定歴史公文書等を利用させる場合には、文書又は図画については閲覧又は写しの交付の方法により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法により特定歴史公文書等を利用させる場合にあつては、当該特定歴史公文書等の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときに限り、その写しを閲覧させる方法により、これを利用させることができる。

（費用負担）

第24条 写しの交付により特定歴史公文書等を利用する者は、規則で定めるところにより、当該写しの交付に要する費用を負担しなければならない。

（審査請求及び公文書管理委員会への諮問）

第25条 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

2 利用決定等又は利用請求に係る不作為に係る審査請求があつたときは、知事は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

（1）審査請求が不適法であり、却下する場合

（2）裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る特定歴史公文書等の全部を利用させることとする場合（当該特定歴史公文書等の利用について反対意見書が提出されている場合を除く。）

3 情報公開条例第15条の2第2項、第15条の3第2項及び第3項、第15条の4並びに第16条の2から第16条の8までの規定は、第1項の審査請求について準用する。この場合において、情報公開条例第15条の3第2項中「前項」とあるのは「高知県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）第25条第2項」と、同条第3項中「第1項」とあり、及び情報公開条例第16条の8中「第15条の3第1項」とあるのは「公文書管理条例第25条第2項」と、同項及び情報公開条例第15条の4前段中「実施機関」とあり、同条後段中「当該実施機関」とあり、情報公開条例第16条の2第1項中「第15条の3第1項の規定により諮問をした実施機関（以下この条において「諮問実施機関」という。）」とあり、並びに同条第2項から第4項までの規定中「諮問実施機関」とあるのは「知事」と、情報公開条例第15条の3第3項第2号中「開示請求者（開示請求者）」とあるのは「利用請求（公文書管理条例第16条第2項に規定する利用請求をいう。以下同じ。）をした者（利用請求をした者）」と、同項第3号中「公文書の開示」とあるのは「特定歴史公文書等（公文書管理条例第2条第4項に規定する特定歴史公文書等をいう。以下同じ。）の利用」と、「反対意見書」とあるのは「公文書管理条例第22条第4項に規定する反対意見書」と、情報公開条例第15条の4中「開示をする日」とあるのは「利用させる日」と、同条第1号中「開示決定」とあるのは「利用させる旨の決定」と、同条第2号中「開示決定等」とあるのは「利用決定等（公文書管理条例第20条第1項に規定する利用決定等をいう。第16条の2において同じ。）」と、「開示請求」とあるのは「利用請求」と、同号並びに情報公開条例第16条の2第1項及び第3項並びに第16条の5中「公文書」とあるのは「特定歴史公文書等」と、同号中「開示する旨」とあるのは「利用させる旨」と、「の開示」とあるのは「を利用させること」と、情報公開条例第16条の2から第16条の8までの規定中「審査会」とあるのは「高知県公文書管理委員会」と、情報公開条例第16条の2第1項及び第3項中「開示決定等」とあるのは「利用決定等」と読み替えるものとする。

（利用の促進）

第26条 知事は、特定歴史公文書等（第16条の規定により利用させることができるものに限る。）について、展示その他の方法により積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

（移管元実施機関による利用の特例）

第27条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が知事に対してその所掌事務又は業務を遂行するために必要であるとして当該特定歴史公文書等について利用請求をした場合には、第16条第1項第1号の規定は、適用しない。

（特定歴史公文書等の廃棄）

第28条 知事は、特定歴史公文書等として保存されている文書が歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、当該文書を廃棄することができる。

(保存及び利用の状況の公表)

第29条 知事は、特定歴史公文書等の保存及び利用の状況について、毎年度、その概要を公表しなければならない。

(委任)

第30条 この章に定めるもののほか、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 高知県公文書管理委員会

(設置等)

第31条 第14条第3項、第25条第2項及び次条の規定によりその権限に属させられた事項を処理するため、高知県公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）を置く。

- 2 公文書管理委員会は、前項に定めるもののほか、公文書等の管理に関する重要事項について、実施機関に意見を述べることができる。
- 3 公文書管理委員会は、委員5人以内で組織する。
- 4 委員は、公文書等の管理に関して優れた識見を有する者のうちから、知事が委嘱する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 知事は、委員が心身の故障のために職務の執行ができないと認める場合又は委員に職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認める場合は、その委員を罷免することができる。
- 8 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 委員は、在任中、政党その他の政治団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。
- 10 前各項に規定するもののほか、公文書管理委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(諮問)

第32条 知事は、次に掲げる場合には、公文書管理委員会に諮問しなければならない。

- (1) 第7条、第9条第1項、第3項若しくは第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条第1項、第14条第3項、第17条、第18条第1項、第22条第1項から第3項まで、第23条、第24条若しくは第30条又は附則第6項の規則の制定又は改廃の立案をしようとするとき。
- (2) 第12条第2項又は附則第6項の協議が終了したとき。
- (3) 第28条の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄しようとするとき。

(資料の提出等の求め)

第33条 公文書管理委員会は、第31条第1項に規定する事項に関する事務を遂行するため必要があると認める場合には、関係実施機関に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

第6章 雑則

(研修)

第34条 実施機関は、当該実施機関の職員に対し、公文書等の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 知事は、実施機関の職員に対し、歴史公文書等の適切な保存及び移管を確保するために必要な知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

(刑事訴訟等に関する書類の取扱い)

第35条 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第53条の2第3項に規定する訴訟に関する書類（以下この条において「刑事訴訟に関する書類」という。）については、第3章の規定は、適用しない。この場合において、実施機関は、刑事訴訟に関する書類のうち歴史公文書等に該当するものの適切な保存のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 実施機関は、刑事訴訟に関する書類が歴史公文書等に該当すると認めるときは、知事と協議

し、当該刑事訴訟に関する書類を公文書館に移管することができる。

3 実施機関は、前項の規定に基づき公文書館に移管する刑事訴訟に関する書類について、公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、その旨の意見を付さなければならない。

4 刑事訴訟法第53条の2第4項に規定する押収物については、この条例の規定は、適用しない。
(組織の見直しに伴う公文書の適正な管理のための措置)

第36条 実施機関は、当該実施機関について統合、廃止等の組織の見直しが行われる場合には、その管理する公文書について、統合、廃止等の組織の見直しの後においてこの条例の規定に準じた適正な管理が行われることが確保されるよう必要な措置を講じなければならない。

(公社等の文書管理)

第37条 県が出資する地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人(地方独立行政法人を除く。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(指定管理者の文書管理)

第38条 県が設置する公の施設の指定管理者は、この条例の趣旨にのっとり、当該指定管理者の管理する公の施設の管理の業務に関し、その保有する文書の適正な管理に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならない。

(公文書管理規則の制定改正手続)

第39条 知事は、第9条第1項、第3項若しくは第4項、第11条第1項、第12条第2項、第13条第1項若しくは第14条第3項又は附則第6項の規則(次項において「公文書管理規則」という。)の制定又は改正に関し、第32条第1号の規定により公文書管理委員会に諮問しようとするときは、あらかじめ、関係する実施機関(知事を除く。次項において同じ。)の意見を聴かななければならない。

2 知事は、公文書管理規則を制定し、又は改正したときは、実施機関に通知しなければならない。

第7章 罰則

第40条 第31条第8項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第5章及び第7章の規定並びに次項及び附則第9項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行に関し必要な行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(施行日前公文書に係る経過措置)

3 第9条、第10条及び第12条の規定は、施行日以後に作成し、又は取得した文書について適用する。

4 実施機関は、施行日前に作成し、又は取得した公文書(以下「施行日前公文書」という。)について、第9条及び第10条の規定に準じて、整理し、保存しなければならない。

5 実施機関は、施行日前公文書について、当分の間、第11条に規定する公文書ファイル管理簿に記載しないことができる。

6 実施機関は、保存期間が満了した施行日前公文書について、知事が規則で定めるところにより、第12条第1項、第2項及び第4項の規定に準じて、知事に協議し、及び公文書館に移管し、又は廃棄するものとする。この場合において、前項の規定に基づき公文書ファイル管理簿に記載していない施行日前公文書を廃棄する場合には、実施機関は、あらかじめ、廃棄する施行日前公文書の一覧を公表しなければならない。

7 知事は、前項の規定により協議された施行日前公文書が歴史公文書等に該当すると認める場合には、当該施行日前公文書を保有する実施機関に対し、当該施行日前公文書について、廃棄の措置をとらないように求めることができる。この場合において、当該実施機関は、当該施行日前公文書について、公文書館に移管し、又は保存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

- 8 前2項の規定により公文書館に移管された施行日前公文書は、第2条第4項第1号に掲げる公文書館に移管された特定歴史公文書等とみなす。
(公文書管理委員会の委員の任期に関する特例)
- 9 この条例の公布の日以後最初に委嘱される公文書管理委員会の委員の任期は、第31条第5項本文の規定にかかわらず、令和3年9月30日までとする。
(高知県情報公開条例の一部改正)
- 10 高知県情報公開条例の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
附 則 (令和4年10月21日条例第34号抄)
(施行期日)
- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和元年高知県規則第36号）

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 公文書管理規則（第3条—第9条）
- 第3章 公文書館管理規則（第10条—第13条）
- 第4章 特定歴史公文書等利用等規則
 - 第1節 総則（第14条）
 - 第2節 保存
 - 第1款 受入れ（第15条—第17条）
 - 第2款 保存（第18条—第21条）
 - 第3節 利用
 - 第1款 利用の請求（第22条—第35条）
 - 第2款 利用の促進（第36条—第40条）
 - 第3款 移管元実施機関の利用（第41条）
 - 第4節 廃棄（第42条）
 - 第5節 研修（第43条）
 - 第6節 雑則（第44条）
- 第5章 雑則（第45条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第1号。以下「条例」という。）の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

第2章 公文書管理規則

（公文書ファイル等の分類、名称及び保存期間）

第3条 実施機関は、当該実施機関における能率的な事務及び事業の処理に資するとともに、県の有する諸活動を現在及び将来の県民に説明する責務が全うされるよう、条例第9条第1項及び第3項の規定により、公文書及び公文書ファイルについて、当該実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的に分類し、分かりやすい名称を付さなければならない。

2 条例第9条第1項の保存期間は、次の各号に掲げる公文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。

（1）法令又は条例による保存期間の定めがある公文書 当該法令又は条例で定める期間

（2）前号に掲げる公文書以外のもの 実施機関の事務及び事業の性質、内容等に応じて実施機関が定める期間

3 実施機関は、公文書が歴史公文書等に該当する場合には、1年以上の保存期間を設定しなければならない。

4 条例第9条第1項の保存期間の起算日は、公文書を作成し、又は取得した日（以下「文書作成取得日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、文書作成取得日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、その日とする。

5 条例第9条第3項の保存期間は、公文書ファイルにまとめられた公文書の保存期間とする。

6 条例第9条第3項の保存期間の起算日は、公文書を公文書ファイルにまとめた日のうち最も早い日（以下「ファイル作成日」という。）の属する年度の翌年度の4月1日とする。ただし、ファイル作成日から1年以内の日であって4月1日以外の日を起算日とすることが公文書の適切な管理に資すると実施機関が認める場合にあっては、その日とする。

7 第4項及び前項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする公文書及び公文書の適切な管理に資するために実施機関が公文書管理規程において別の取扱いを定める公文書並びにこれらの公文書がまとめられた公文書ファイルについては、適用しない。

(保存期間の延長)

第4条 実施機関は、条例第9条第4項の規定に基づき、次の各号に掲げる公文書ファイル等について保存期間を延長する場合は、当該公文書ファイル等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間が経過する日までの間、当該公文書ファイル等を保存しなければならない。この場合において、一の区分に該当する公文書ファイル等が他の区分にも該当するときは、それぞれの期間が経過する日のいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの 当該監査、検査等が終了するまでの間
- (2) 現に係属している訴訟における手続上の行為をするために必要とされるもの 当該訴訟が終結するまでの間
- (3) 現に係属している不服申立てにおける手続上の行為をするために必要とされるもの 当該不服申立てに対する裁決又は決定の日の翌日から起算して1年間
- (4) 高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)第5条の規定に基づく開示の請求があったもの 同条例第10条第2項に規定する開示決定等の日の翌日から起算して1年間
- (5) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第76条第2項に規定する開示請求、同法第90条第2項に規定する訂正請求又は同法第98条第2項に規定する利用停止請求があったもの 同法第78条第1項第4号に規定する開示決定等、同法第94条第1項に規定する訂正決定等又は同法第102条第1項に規定する利用停止決定等の日の翌日から起算して1年間

2 実施機関は、条例第9条第4項の規定に基づき、保存期間が満了した公文書ファイル等について、その職務の遂行上必要があると認めるときには、その必要な限度において、一定の期間を定めて公文書ファイル等の保存期間を延長することができる。

(公文書ファイル管理簿の記載事項等)

第5条 条例第11条第1項の規定により公文書ファイル管理簿に記載しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 分類
- (2) 名称
- (3) 保存期間
- (4) 保存期間の満了する日
- (5) 保存期間が満了したときの措置
- (6) 保存場所
- (7) 文書作成取得日(公文書ファイルにあっては、ファイル作成日)の属する年度その他これに準ずる期間
- (8) 前号の日における文書管理者(公文書ファイル等を現に管理すべき者として実施機関が定める者をいう。第11号において同じ。)
- (9) 保存期間の起算日
- (10) 媒体の種別
- (11) 公文書ファイル等に係る文書管理者
- (12) 条例第9条第4項若しくは第12条第3項又は附則第4項若しくは第7項の規定に基づき保存期間を延長している場合にあっては、当初の保存期間の満了する日及び延長の理由
- (13) 条例第12条第3項又は附則第7項の規定に基づき廃棄の措置をとらないように求められた場合にあっては、廃棄の措置をとらないように求められた日

2 実施機関は、公文書ファイル管理簿を磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製しなければならない。

(条例第11条第1項ただし書の規則で定める期間)

第6条 条例第11条第1項ただし書の規則で定める期間は、1年とする。

(保存期間満了時の措置の知事協議)

第7条 条例第12条第2項の規定による協議は、1年以上の保存期間が設定されている公文書ファイル等について、当該公文書ファイル等を高知県立公文書館（以下「公文書館」という。）に移管し、又は廃棄しようとする日の60日以上前に行わなければならない。

（管理状況の報告の内容）

第8条 実施機関は、条例第13条第1項の規定により、次に掲げる公文書の管理の状況を知事に報告するものとする。

- (1) 公文書ファイル等の作成等の状況
- (2) 保存期間が満了した公文書ファイル等の移管及び廃棄の状況
- (3) 研修の実施状況
- (4) 点検等の実施状況
- (5) 公文書ファイル等の被災及び紛失等の状況

（条例第14条第3項の規則で定める軽微な変更等）

第9条 条例第14条第3項の規則で定める軽微な変更は、法令、条例若しくは規則の制定若しくは改廃又は実施機関の組織の変更に伴い当然必要とされる規定の整理、用語の整理、条、項又は号の繰上げ又は繰下げその他の形式的な変更とする。

2 前項に定める場合のほか、実施機関は、条例第14条第3項後段の規定による高知県公文書管理委員会（以下「公文書管理委員会」という。）の意見を聴くいとまがないときは、公文書管理委員会に公文書管理規程の変更案を示した上で公文書管理規程を変更することができる。この場合において、当該変更案について、公文書管理委員会が意見を述べたときは、当該意見を尊重し、公文書管理規程の変更その他の措置を行うものとする。

第3章 公文書館管理規則

（趣旨）

第10条 この章は、条例第7条の規定に基づき、公文書館の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第11条 公文書館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 歴史公文書等を収集し、及び保存し、並びに閲覧、展示その他の利用に供すること。
- (2) 歴史公文書等に関する調査研究を行うこと。
- (3) 歴史公文書等についての専門的な知識の普及及び啓発を行うこと。
- (4) 県内の市町村その他の団体の文書の管理に関し助言その他の支援を行うこと。
- (5) 知事が保存する公文書の管理を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公文書館の設置の目的を達成するために必要な業務

（事務の委任）

第12条 知事は、次に掲げる事務を公文書館の長（以下「館長」という。）に委任する。

- (1) 条例第12条第2項及び第3項並びに附則第6項及び第7項に規定する知事の事務（規則を定める事務及び実施機関としての知事の事務を除く。）
- (2) 条例第4章（第25条を除く。）に規定する知事の事務（規則を定める事務及び実施機関としての知事の事務を除く。）
- (3) 条例第32条第2号及び第3号の規定による公文書管理委員会への諮問に関する事務
- (4) 条例第34条第2項に規定する知事の事務（実施機関としての知事の事務を除く。）
- (5) 条例第35条第2項に規定する知事の事務（実施機関としての知事の事務を除く。）

（入館の拒否等）

第13条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認められた者に対しては、公文書館への入館を拒否し、又は公文書館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に迷惑を及ぼした者
- (2) 他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者

第4章 特定歴史公文書等利用等規則

第1節 総則

(趣旨)

第14条 この章は、条例第30条の規定に基づき、特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄に関し必要な事項を定めるものとする。

第2節 保存

第1款 受入れ

(実施機関からの受入れ)

第15条 館長は、実施機関で保存する歴史公文書等として、保存期間が満了したときに公文書館に移管する措置が定められたものについて、保存期間が満了した日から可能な限り早い時期に受入れの日を設定し、当該歴史公文書等を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、次に掲げる措置を施した上で、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

(1) 生物被害への対処その他の保存に必要な措置

(2) 識別を容易にするために必要な番号等（以下「識別番号」という。）の付与

(3) 条例第16条第1項第1号に掲げる事由（第26条第1項ただし書において「利用制限事由」という。）の該当性に関する事前審査

(4) 第21条第1項の規定による目録の作成

3 館長は、特定歴史公文書等の利用が円滑に行われるようにするため、前項第3号に規定する事前審査の方針を定めるものとする。

(寄贈又は寄託をされた文書の受入れ)

第16条 館長は、条例第2条第4項第2号に規定する法人その他の団体又は個人から特定の文書を寄贈し、又は寄託する旨の申出があった場合において、当該文書が県行政の推移が跡付けられる歴史公文書等に該当すると判断するときは、当該文書を受け入れるものとする。

2 館長は、前項の規定により受け入れた特定歴史公文書等について、寄贈又は寄託をした者の希望に応じ、利用の制限を行う範囲及びこれが適用される期間を定めた上で、次に掲げる措置を施し、原則として受入れから1年以内に排架を行うものとする。

(1) 前条第2項第1号に掲げる措置

(2) 前条第2項第2号に掲げる識別番号の付与

(3) 前条第2項第4号に掲げる目録の作成

(著作権等の調整)

第17条 館長は、前2条の規定により受け入れた特定歴史公文書等に著作物、実演、レコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは影像（以下この条において「著作物等」という。）が含まれている場合は、当該著作物等について、必要に応じて、あらかじめ著作者、著作権者、実演家又は著作隣接権者から著作者人格権、著作権、実演家人格権又は著作隣接権についての利用等の許諾又は同意を得ること等により、当該特定歴史公文書等の円滑な利用に備えるものとする。

第2款 保存

(保存方法等)

第18条 館長は、特定歴史公文書等について、条例第28条の規定に基づき廃棄されるに至る場合を除き、専用の書庫（以下「書庫」という。）において永久に保存するものとする。

2 館長は、書庫について、温度、湿度、照度等を適切に管理するとともに、防犯、防災、防虫等のための適切な措置を講ずるものとする。

3 館長は、特定歴史公文書等のうち電磁的記録については、その種別を勘案し、当該特定歴史公文書等を利用できるようにするために媒体変換その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 館長は、特定歴史公文書等について、第15条第2項第2号及び第16条第2項第2号の規定により識別番号を付するものとする。

(複製物)

第19条 館長は、特定歴史公文書等について、それぞれの特定歴史公文書等の内容、保存状態、時の経過、利用の状況等に応じ、適切な保存及び利用を確保するため、複製物作成計画を定めた上

で、適切な記録媒体による複製物を作成するものとする。

(個人情報等の漏えい防止のために必要な措置)

第20条 館長は、特定歴史公文書等に条例第15条第3項に規定する個人情報等が記録されている場合には、同項の規定により、当該個人情報等の漏えいの防止のため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 書庫の施錠その他の物理的な接触の制限
- (2) 当該特定歴史公文書等に記録されている個人情報等に対する不正アクセス行為（不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）第2条第4項に規定する不正アクセス行為をいう。）を防止するために必要な措置
- (3) 公文書館の職員に対する教育及び研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置のほか、個人情報等の漏えいの防止のために必要な措置
(目録の作成及び公表)

第21条 館長は、特定歴史公文書等に関して、次に掲げる事項について一つの簿冊等ごとに記載した目録を作成するものとする。

- (1) 分類及び名称
 - (2) 移管又は寄贈若しくは寄託をした者の名称又は氏名
 - (3) 移管又は寄贈若しくは寄託を受けた時期
 - (4) 保存場所
 - (5) 媒体の種別
 - (6) 識別番号
 - (7) インターネットで利用できるデジタル画像等の存否
 - (8) 利用制限の区分（公開、部分公開、非公開又は要審査のいずれかとする。）
 - (9) 前各号に掲げる事項のほか、適切な保存及び利用に資する情報
- 2 館長は、前項に規定する目録の記載に当たっては、条例第16条第1項第1号アからウまでに掲げる情報又は同項第2号の制限若しくは同項第3号の条件に係る情報（第24条において「利用制限情報」という。）は記載しないものとする。
- 3 館長は、第1項に規定する目録を公文書館に備えて一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用等により公表しなければならない。

第3節 利用

第1款 利用の請求

(利用請求の手続)

第22条 条例第16条第1項の規定により特定歴史公文書等の利用の請求（以下「利用請求」という。）をしようとする者は、条例第18条第1項の規定により、次に掲げる事項を記載した別記第1号様式による特定歴史公文書等利用請求書（以下「利用請求書」という。）を館長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地並びに法人その他の団体にあつては、その代表者の氏名
 - (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の識別番号及び前条第1項に規定する目録に記載された名称
- 2 前項の規定による利用請求書の提出の方法は、次の各号のいずれかによるものとする。この場合において、第2号に掲げる方法に必要な送料は、利用請求をする者が負担しなければならない。
- (1) 公文書館内の閲覧室（以下「閲覧室」という。）の受付に提出する方法
 - (2) 公文書館に郵送等をする方法
 - (3) 情報通信技術を用いて公文書館に送信する方法
- 3 前項第2号及び第3号に掲げる方法による利用請求については、利用請求書が公文書館に到達した時点で請求がなされたものとみなす。

(利用請求の取扱い)

第23条 館長は、条例第16条第2項の規定により時の経過を考慮するに当たっては、利用制限は原則として作成又は取得されてから30年を超えないものとする考え方を踏まえるものとする。

(部分利用)

第24条 条例第16条第3項の規定による区分は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の種類に応じ、それぞれ当該各号に定める方法により行う。

- (1) 文書(次号に掲げるものを除く。) 当該特定歴史公文書等の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を黒塗りする方法又は利用制限情報が記載されている範囲を被覆する方法
- (2) 電磁的記録 当該記録の写しを作成し、当該写しに記載されている利用制限情報を消除する方法

(本人情報の取扱い)

第25条 条例第17条の利用請求をする条例第16条第1項第1号イに掲げる情報により識別される特定の個人(以下この条において「本人」という。)は、館長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

- (1) 利用請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の情報が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該利用請求をする者が本人であることを確認するに足りるもの
 - (2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該利用請求をする者が本人であることを確認するため館長が適当であると認める書類
- 2 第22条第2項第2号又は第3号に掲げる方法により条例第17条の利用請求をする場合には、当該利用請求をする者は、前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの及びその者の住民票の写しその他のその者が当該複写したものに記載された本人であることを示すものとして館長が適当であると認める書類(利用請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を館長に提出すれば足りる。
- 3 死者に係る個人に関する情報については、次に掲げる者は、本人に代わって条例第17条の利用請求をすることができる。この場合において、当該利用請求をする者は、前2項に定める書類のほか、当該利用請求をする者と本人との関係を確認するため館長が適当であると認める書類を館長に対し提示し、又は提出しなければならない。
- (1) 本人の配偶者(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。)及び2親等以内の血族
 - (2) 死亡した本人が未成年者又は成年被後見人である場合の生前における法定代理人
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、当該利用請求に係る本人の個人に関する情報が当該利用請求をする者の個人情報に該当すると館長が認める者
- (利用決定等)

第26条 館長は、利用請求があった場合は、速やかに条例第20条第1項に規定する利用決定等(以下この項において「利用決定等」という。)をしなければならない。ただし、利用制限事由の存否に係る確認作業が必要な場合その他の時間を要する事情がある場合は、利用請求があった日から30日以内に利用決定等をするものとする。この場合において、館長が条例第18条第2項の規定に基づき補正を求めたときは、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 条例第19条各項の規定による通知は、別記第2号様式による特定歴史公文書等利用決定等通知書により行うものとする。この場合において、利用請求書において請求した利用が認められない場合(条例第23条ただし書の規定に基づき原本の利用が認められない場合を含む。)は、その理由を付さなければならない。

3 条例第19条第1項の規定による決定に係る前項の通知書には、別記第3号様式による特定歴史公文書等の利用の方法申出書（第31条において「利用の方法申出書」という。）を添付しなければならない。

4 第2項の通知は、閲覧室で行うほか、利用請求をした者（以下「利用請求者」という。）の求めに応じ、郵送等により行うものとする。

5 条例第20条第2項の規定による通知は、別記第4号様式による利用決定等期限延長通知書により行うものとする。

6 条例第21条の規定による通知は、別記第5号様式による利用決定等期限特例適用通知書により行うものとする。

（条例第22条第1項の規則で定める事項等）

第27条 条例第22条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、書面による場合は、別記第6号様式により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第22条第2項の規則で定める事項等）

第28条 条例第22条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、別記第7号様式により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に記録されている当該第三者に関する情報の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第22条第3項の規則で定める事項等）

第29条 条例第22条第3項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とし、同項の規定による通知は、別記第8号様式により行うものとする。

- (1) 利用請求の年月日
- (2) 利用請求に係る特定歴史公文書等の利用をさせようとする理由
- (3) 利用請求に係る特定歴史公文書等に付されている条例第12条第4項の規定による意見の内容
- (4) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

（条例第22条第4項の通知の方法）

第30条 条例第22条第4項の規定による通知は、別記第9号様式により行うものとする。

（利用の方法）

第31条 条例第23条に規定する利用の方法は、利用請求者が利用請求書又は利用の方法申出書に利用の方法を記載し、館長に提出することにより指定するものとする。

2 利用の方法申出書は、利用決定の通知があった日から30日以内での提出を求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該申出をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

3 利用の方法申出書の提出の方法については、第22条第2項の規定を準用する。

（条例第23条の規則で定める方法）

第32条 条例第23条の規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電磁的記録を専用機器により再生し、又は映写したものの閲覧、視聴又は聴取
- (2) 電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- (3) 電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したものの交付

2 前項に規定する電磁的記録の利用の方法は、情報化の進展状況等を勘案して、利用者が利用しやすいものとするよう努めなければならない。

（閲覧の方法等）

第33条 特定歴史公文書等の閲覧は、閲覧室で行うものとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用に関しては、別に定める。

(写しの交付の方法等)

第34条 条例第23条の規定による特定歴史公文書等の写しの交付は、当該特定歴史公文書等の全部について行うほか、その一部についても行うことができる。この場合において、館長は、利用請求者に対し、具体的な範囲の特定を求めるものとする。

2 写しの交付は、次の各号に掲げる特定歴史公文書等の媒体について、当該各号に定めるものの中から館長が指定した方法のうち、利用請求者の希望するものについて、特定歴史公文書等1件につき1部に限り、実施するものとする。

(1) 文書(次号に掲げるものを除き、条例第16条第3項の規定による利用のために作成された複製物を含む。)

ア 用紙に複写したもの

イ 複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの

ウ 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの

(2) 電磁的記録及びマイクロフィルム

ア 用紙に出力したもの

イ 電磁的記録媒体に複写したもの

3 館長は、利用請求者から写しの交付を受ける範囲又は方法の指定を受けた場合は、速やかに別表に基づき費用を算定し、当該費用を利用請求者に通知するものとする。

4 館長は、次条に定める費用の納入が確認されたのち、速やかに写しの交付を行うものとする。

5 写しの交付は、公文書館において行うほか、利用請求者の求めに応じ、郵送等により行うことができる。この場合において必要な送料は、当該利用請求者が負担しなければならない。

(費用の納入方法)

第35条 館長は、利用請求者が写しの交付を受ける場合には、条例第24条の規定により、別表に基づき算定した費用の納入を、次の各号のいずれかの方法により受け取るものとする。

(1) 公文書館において直接納入する方法

(2) 納入通知書による方法

第2款 利用の促進

(簡便な方法による利用等)

第36条 館長は、条例第16条の規定により利用が認められている特定歴史公文書等について、前款に定める手続のほか、別に定める簡便な方法(次項に定めるものを除く。)により利用に供するよう努めなければならない。

2 館長は、特定歴史公文書等のデジタル画像等の情報をインターネットの利用により公開すること等の方法により、積極的に一般の利用に供するよう努めなければならない。

(展示会の開催等)

第37条 館長は、年度ごとに計画を定めた上で、展示会の開催、公文書館内の見学会その他の取組を行い、特定歴史公文書等の利用の促進に努めなければならない。

(特定歴史公文書等の貸出し)

第38条 館長は、他の機関から学術研究、社会教育等の公共的目的を有する行事等において利用するために特定歴史公文書等の貸出しの申込みがあった場合には、別に定めるところにより、当該特定歴史公文書等を貸し出すことができる。

(原本の特別利用)

第39条 館長は、原本の利用を認めるとその保存に支障を生ずるおそれがある特定歴史公文書等について、複製物によっては利用目的を果たすことができない場合等原本による利用が必要であると認められる場合は、別に定めるところにより、特に慎重な取扱いを確保した上で、当該原本の利用を希望する者に対し、特別に原本を利用に供することができる。

(レファレンス)

第40条 館長は、特定歴史公文書等の効果的な利用を確保するため、レファレンスを行うものとする。ただし、鑑定の依頼、文書の解説、翻訳等、公文書館の業務として情報提供することが適当

でない認められる場合は、この限りでない。

- 2 館長は、閲覧室の開室時間中において、口頭、電話、書面その他の方法により、レファレンスに係る利用を希望する者の申込みを受け付けることができる。

第3款 移管元実施機関の利用

(移管元実施機関の利用)

第41条 特定歴史公文書等を移管した実施機関が条例第27条に規定する利用の特例の適用を求めるときは、第22条第1項の規定にかかわらず、利用請求者は、身分を証する書面を提示し、及び別記第10号様式による特定歴史公文書等利用請求書(移管元実施機関用)を提出しなければならない。

- 2 前項の利用請求者が公文書館の外での閲覧を希望した場合は、館長は、第33条の規定にかかわらず、30日を限度として、その閲覧を認めることができる。

第4節 廃棄

(特定歴史公文書等の廃棄)

第42条 館長は、特定歴史公文書等として保存している文書について、劣化が極限まで進展して判読も修復も不可能となり利用できなくなったときその他歴史資料として重要でなくなったと認める場合には、条例第32条第3号の規定により公文書管理委員会に諮問し、その同意を得て、当該特定歴史公文書等を廃棄することができる。

- 2 館長は、前項の諮問を行う場合には、あらかじめ当該特定歴史公文書等を移管した実施機関の意見を聴かなければならない。
- 3 館長は、第1項の規定に基づき特定歴史公文書等を廃棄した場合には、廃棄に関する記録を作成し、公表するものとする。
- 4 館長は、前項の記録を公文書館において永久に保存するものとする。

第5節 研修

(研修の実施)

第43条 館長は、公文書館の職員に対し、歴史公文書等を適切に保存し利用に供するために必要な専門的知識及び技能を習得させ、及び向上させるために必要な研修を行うものとする。

- 2 館長は、条例第34条第2項及び前項の研修を実施するときは、その必要性を把握し、その結果に基づいて研修計画を立てるものとする。
- 3 館長は、条例第34条第2項及び第1項の研修を実施したときは、研修計画の改善並びに歴史公文書等の適切な保存及び移管の改善に資するため、研修効果の把握に努めるものとする。

第6節 雑則

(保存及び利用の状況の公表の方法)

第44条 条例第29条の規定による公表は、インターネットの利用等によるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第45条 この規則に定めるもののほか、前2章に定める事項を実施するために必要な事項は、館長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
(施行日前公文書に係る公文書ファイル管理簿の記載の特例)
- 2 実施機関は、施行日前公文書については、第5条第1項第1号及び第7号から第12号までに掲げる事項(同号に掲げる事項にあつては、条例の施行の日前にされた延長に係るものに限る。)について、公文書ファイル管理簿に記載することが困難である場合には、当分の間、当該事項を記載しないことができる。
(施行日前公文書に係る移管又は廃棄の特例)
- 3 条例附則第6項の規定により、実施機関は、次に掲げる施行日前公文書について、館長に協議するものとする。この場合において、第1号に掲げる施行日前公文書であつて、条例附則第5項

の規定に基づき公文書ファイル管理簿に記載していないものを廃棄するときは、実施機関は、あらかじめ、廃棄する施行日前公文書の一覧を公表しなければならない。

(1) 令和2年3月31日において5年以上の保存期間が定められていたもの

(2) 令和2年3月31日において5年未満の保存期間が定められていた公文書であって、実施機関が歴史公文書等に該当すると認めるもの

附 則 (令和5年3月24日規則第20号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に利用させる決定がされた特定歴史公文書等に係る当該特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用の徴収については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年9月8日規則第101号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第34条、第35条関係)

特定歴史公文書等の写しの交付に要する費用の額

特定歴史公文書等の種類	交付するものの区分	金額
1 文書 (2を除き、複製物を含む。)	(1) 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に複写したもの又は複製物である電磁的記録を用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 複製物である電磁的記録を電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
2 電磁的記録又はマイクロフィルム	(1) 用紙に出力したもの (単色刷り)	用紙1枚につき10円
	(2) 用紙に出力したもの (多色刷り)	用紙1枚につき20円
	(3) 電磁的記録媒体に複写したもの	電磁的記録媒体の購入等に要する額
3 写しを外部に委託して作成したもの		写しの作成に要する額

備考 1 用紙は、日本産業規格A列3番までの大きさとし、これを超える大きさの用紙を用いた場合は、日本産業規格A列3番の用紙を用いた場合の枚数に換算して金額を算定する。

2 特定歴史公文書等が両面のものである場合は、その写しは片面ずつ (用紙2枚) として交付する。ただし、特定歴史公文書等を利用する者の希望等により両面のものを交付する場合 (特定歴史公文書等が片面のものである場合において、両面のものとして交付するときを含む。) は、片面を用紙1枚として金額を算定する。

別記第1号様式から別記第10号様式まで 略

高知県立公文書館閲覧室利用要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県公文書等の管理に関する条例施行規則（令和2年高知県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、高知県立公文書館（以下「館」という。）の閲覧室における特定歴史公文書等の利用について、必要な事項を定めるものとする。

第2章 閲覧室における特定歴史公文書等の利用

(閲覧室の利用等)

第2条 閲覧室の開室時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 閲覧室における特定歴史公文書等の利用請求の受付は、午前9時から午後4時30分までとする。

3 館長は、前2項の規定にかかわらず、特別な必要がある場合には、臨時に、開室時間又は利用請求の受付を行う時間を変更することができる。この場合には、館長は、原則として2週間前までにその旨及び理由を公表する。

4 閲覧者は、閲覧室において、喫煙、飲食、雑談等をしてはならない。

(特定歴史公文書等の受け渡し等)

第3条 特定歴史公文書等の受渡しは、利用受付において職員の確認を得て行うものとする。

2 閲覧室において利用者が同時に閲覧できる特定歴史公文書等は、5点以内とする。

(持込み禁止品)

第4条 閲覧室には、次に掲げるもの及び筆記用具（鉛筆以外は不可）以外の携帯品を利用者コイン式ロッカー（以下「ロッカー」という。）に収納し、閲覧場所に持ち込んで서는ならないこと。ただし、医療上その他の理由で持ち込む必要がある場合は、入室する際事前に職員に申し出るとともに、了承を得るものとする。

(1) B5判以上の大きさの不透明な袋物（かばん、紙袋、封筒等）

(2) 音響機器（ヘッドフォン、ラジオ等）

(3) コピー機、スキャナその他の特定歴史公文書等に密着させて複写等を行う機器

(4) 刃物類（はさみ、カッター、カミソリの刃等）

(5) 傘

(6) 動植物

(7) 飲食物

(8) 前各号に掲げるもののほか、館長が特定歴史公文書等の保存、館内の安全、良好な利用環境の維持等のため特に持込みを不相当と判断したもの

(手荷物の預託等)

第5条 特定歴史公文書等の利用者は、筆記用具等閲覧室に持ち込む必要がある手回り品以外の手荷物（前条に掲げる持込み禁止品を含む。）は、ロッカーに預けるものとする。

2 前項のロッカーの利用は当日限りとする。利用当日の開館時間終了後にロッカー内に滞留した物品は、遺失物として取り扱うものとする。

3 利用者は、第1項の規定にかかわらず、ロッカーに収納不能な手荷物を職員に預託することができる。

(特定歴史公文書等の取扱い等に係る遵守事項)

第6条 閲覧室において特定歴史公文書等を利用する者は、その利用に際して、次に掲げる事項を遵守するものとする。

(1) 特定歴史公文書等を閲覧室内の所定の場所で利用すること。

(2) 特定歴史公文書等を丁寧に取り扱い（手に持たず机に置いて利用する、折り曲げない、無理に開かない、とじを緩めたり外したりしない、書き込みをしない、指先を濡らしてページをめくらない、上から直接筆写しない等）。

(3) 特定歴史公文書等の中の頁等を抜き取る、切り取る、破り取る等の行為をしないこと。

(4) 筆記は、鉛筆又はシャープペンシルで行い、特定歴史公文書等を置く机の上に万年筆、ボールペン、蛍光ペン等を置かないこと。

- (5) 特定歴史公文書等を閲覧室の外に持ち出さないこと。
- (6) 特定歴史公文書等を返却するまでの間、十分に注意して管理すること。
- (7) 特定歴史公文書等の利用中に一時的に閲覧室を離れる場合は、その旨職員に申し出ること。
- (8) 閲覧を終えたときは、必ず係員に資料を返還し、その確認を受けること。

(特定歴史公文書等の複写)

第7条 閲覧室において、特定歴史公文書等の複写を希望する場合は、特定歴史公文書等複写申込書（別記様式第1号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、次に掲げる場合には、前項の申出の全部又は一部を承認しないものとする。

- (1) 特定歴史公文書等の保存上支障が生ずるおそれがあるとき。
- (2) 公文書館の業務に支障をきたすおそれがあるとき。

(複写の方法)

第8条 特定歴史公文書等の複写方法は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 原本からの複写は、第10条に定める利用者が持参したカメラにより撮影するものに限る。
- (2) 複製本又はマイクロフィルム等の複製物からの複写は、閲覧室に設置する複写機又はマイクロリーダープリンターにより、利用者が行うものとする。

(特定歴史公文書等複写申込者の遵守事項)

第9条 特定歴史公文書の複写に当たり、複写申込者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 特定歴史公文書の原状を変更しないこと。
- (2) 第15条の承認を受けずに、複写物を出版、出版物に掲載又は放送番組等で放映しないこと。
- (3) 著作権法上必要な手続は、自らの責任において処理すること。
- (4) 複写に要する費用は、複写申込者が負担すること。

(持込みカメラの使用)

第10条 閲覧室において特定歴史公文書等を利用する者は、閲覧室内にカメラ（フィルムカメラ、デジタルカメラ、カメラ機能付き携帯電話等携帯端末等を含む。）を持ち込んで、特定歴史公文書等を撮影することができる。この場合、利用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 撮影を希望する旨、閲覧室職員に申し出ること。
- (2) 職員の指定した場所で撮影すること。
- (3) フラッシュを使用しないこと。
- (4) カメラを特定歴史公文書等に直接密着させないこと。

(閲覧室内機器類の使用等)

第11条 利用者は、閲覧用パソコンを使用する際は、機器類の設定の変更並びに持ち込んだ機器及び媒体の接続を行ってはならない。

(職員の指示等)

第12条 利用者は、特定歴史公文書等の利用手続、施設、機器類の使用等に関し、職員の指示に従うものとする。

第3章 費用の納入

(費用の納入)

第13条 館長は、規則第35条第1項に定める費用の納入について、同規則第34条第3項に定める費用の通知をした日から30日以内に求めるものとする。ただし、利用請求者において、当該期間内に当該納入をすることができないことにつき正当な理由があるときは、この限りでない。

第4章 利用の促進

第1節 簡便な方法等による特定歴史公文書等の利用

(簡便な方法による利用の対象)

第14条 館長は、利用促進を図るため、特定歴史公文書等（目録において、利用制限の区分が非公開及び要審査とされているものを除く。）については、規則第26条の利用決定手続きを省略して閲覧に供することができる。

第2節 特定歴史公文書等の掲載等

(特定歴史公文書等の掲載等)

第 15 条 特定歴史公文書等の複製物（第 10 条で撮影したものを含む。）を出版、放映、頒布等のために利用することを希望する者は、特定歴史公文書等掲載承認申請書（別記様式第 2 号）を館長に提出しなければならない。

2 館長は、前項の申請を承認するに当たっては、館所蔵資料であることの明記、申請目的以外の使用禁止等の条件を付するものとする。

第 5 章 特定歴史公文書等の貸出し

(貸出しの対象)

第 16 条 規則第 38 条による特定歴史公文書等の貸出しは、原則として複製物によることとする。

2 特定歴史公文書等が、寄贈又は寄託を受けたものであって、当該特定歴史公文書等の貸出しについて利用制限の特約が設けられている場合は、貸出しを行わないものとする。

(貸出しの期間等)

第 17 条 特定歴史公文書等の貸出し期間（輸送等に要する期間を含む。以下この章において同じ。）は、原則として 1 月を超えないものとする。ただし、館長が特に必要と認めるときは、おおむね 2 月を超えない範囲内においてその指定する期間とすることができる。

(貸出しの要件)

第 18 条 館長は、次に掲げる条件を全て満たす場合に限り、特定歴史公文書等の貸出しを行うことができる。

(1)次に掲げる者が、展示等公益を目的とする事業の用に供するとき又は学術研究等のために貸出しを受けようとするとき。

ア 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 2 条第 1 項に規定する博物館及び同法第 29 条の規定により文部科学大臣の指定した博物館に相当する施設

イ 図書館法（昭和 25 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する図書館

ウ 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校

エ 国又は地方公共団体の機関

オ そのほか館長が適当と認めるもの

(2)資料の管理が厳重に行われ、かつ、防災上万全であると認められるとき

(3)利用又は輸送により、資料の保存上支障が生ずるおそれがないとき。

(4)館の業務に支障をきたすおそれがないとき。

(貸出しの手続)

第 19 条 貸出しを受けようとする者は、館長に対し、特定歴史公文書等貸出許可申請書（別記様式第 3 号。以下「貸出申請書」という。）に関係書類を添えて、原則として行事等の 1 月前までに提出し、その許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の貸出申請書の提出があったときは、前条第 1 項に掲げる要件を全て満たしているかどうかを申請書及び関係書類に基づき、十分に審査した上で可否を決定しなければならない。この場合において、館長は、必要と認めるときは、実地に調査するものとする。

3 第 1 項の許可は、特定歴史公文書等貸出許可書（別記様式第 4 号）を交付して行うものとする。

4 貸出しを受けた者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)当該特定歴史公文書等を、許可を受けた利用の目的及び場所以外で使用しないこと。

(2)貸出申請書に記載した事項

(3)当該特定歴史公文書等を転貸し、又は複製させないこと。

(4)当該特定歴史公文書等を展示する場合は、当該資料が館所蔵である旨（寄託を受けた特定歴史公文書等の場合は、館保管である旨及び寄託者名）を表示すること。

(5)当該特定歴史公文書等は、貸出し前の状態で返却すること。

(6)当該特定歴史公文書等の複製は第 7 条の規定又は出版・掲載・放映等は第 15 条の規定によること。

(特定歴史公文書等の引渡し)

第 20 条 特定歴史公文書等の貸出しを受ける者（以下「貸出利用者」という。）は、特定歴史公文書等借用書（別記様式第 5 号）を提出の上、館において館の職員から直接特定歴史公文書等の引渡しを受けるものとする。

(貸出し期間中に講ずる措置)

第21条 貸出利用者は、館長が講ずる次の措置に従うものとする。

- (1) 貸出利用者が貸出申請書の記載事項に反しないように注意するとともに、記載事項に反している疑いがある場合は、必要な調査を行うこと。
- (2) 貸出申請書の記載事項に反する事実が判明した場合は、貸出利用者に対し、直ちにその是正のための措置を採ることを求めること。
- (3) 前号により求めた措置が採られない場合は、貸出し期間中であっても速やかに返却及び必要な措置を採ることを命ずること。

2 貸出利用者は、貸出し期間の終了後、当該特定歴史公文書等の利用結果について、所要の報告を行うものとする。

(特定歴史公文書等の返却)

第22条 貸出しを受けた特定歴史公文書等を返却するときは、貸出利用者は当該特定歴史公文書等を館に持参し、館の職員に直接引き渡さなければならない。この場合において、館長は、返却された特定歴史公文書等について検査を行い、滅失、破損及び汚損がないことを確認した上で、返却特定歴史公文書等受領書(別記様式第6号)を交付する。

第6章 原本の特別利用

(特別利用の手続)

第23条 規則第39条の規定に基づき、特定歴史公文書等の原本の利用を希望する者は、館長に対し、特定歴史公文書等原本特別利用申請書(別記様式第7号)に次に掲げる事項を記載して、原則として利用を希望する日の1月前までに提出するものとする。

- (1) 氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 目録に記載された特定歴史公文書等の名称
- (3) 当該特定歴史公文書等の請求番号
- (4) 原本による利用を必要とする理由
- (5) 利用の希望日時及び閲覧に係る所要見込時間

2 館長は、前項の申請を承認するに当たっては、利用する条件を付した上で、利用者に通知をするものとする。

(館長が指定する条件)

第24条 館長が、特定歴史公文書等の原本を特別に利用させる場合に指定する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 場所に関する事。
- (2) 時間に関する事。
- (3) 特定歴史公文書等の冊数又は点数に関する事。
- (4) 服装等に関する事。
- (5) 人数に関する事。
- (6) 照明に関する事。
- (7) 所持品に関する事。
- (8) 特定歴史公文書等の取扱いに関する事。
- (9) 館の職員の立会いに関する事。

第7章 補則

(利用の相談)

第25条 館長は、利用者に対して次に掲げる相談を行う。

- (1) 特定歴史公文書等の検索に関する相談
- (2) 特定歴史公文書等の内容に関する相談

2 館長は、前項の利用相談及びその回答に係る事項を記録しておくものとする。

3 館長は、次に掲げる事項の相談は受け付けないものとする。

- (1) 個人若しくは団体の秘密に関わることで、公表することが不適当なもの
- (2) 文書等の鑑定、価格評価等に関するもの
- (3) 学習課題、卒業論文、懸賞問題等の解答に関するもの

(4) その他回答に経費及び長時間を要し、他の業務に支障をきたすおそれがあるもの
(入館の制限等)

第26条 館長は、他人に迷惑を及ぼした者又は及ぼすおそれのある者並びに特定歴史公文書等の滅失、破損若しくは汚損を生じさせた者又は生じさせるおそれのある者に対して、退館を命じ、又は入館を拒否することができる。

2 館長は、この要綱その他の規則に違反し、又は職員の指示に従わない者に対して、特定歴史公文書等の利用を停止することができる。

(弁償の責任等)

第27条 利用者は、その責に帰すべき事由により、施設、物品又は特定歴史公文書等を滅失し、破損し、若しくは汚損したときは、その損害を賠償するものとする。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年5月17日一部改正)

この要綱は、令和3年5月17日から施行する。

県政の記録を未来へ



令和4年度 高知県立公文書館年報 第3号

令和6年3月発行

編集・発行 高知県立公文書館

〒780-0850

高知県高知市丸ノ内1丁目1番10号

TEL : 088-856-5024

FAX : 088-856-5014

E-mail : 110202@ken.pref.kochi.lg.jp

URL : <https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/110000/110202/>

